

第 2 次 美 祢 市 地 域 福 祉 計 画

第 2 次 美 祢 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

令和 2年 3月

美 祢 市

美祢市社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、孤立、生活困窮、虐待など従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や複雑な生活課題の顕在化、多発する地震などの災害等により、地域の安全・安心に関わる包括的な支援体制の構築等、新たな課題となっています。



こうした状況の中、多様なニーズに応じた福祉・保健・医療や生活全般等の多分野にわたる総合的な取り組みと幅広い連携が必要とされています。

また、お互いに支え合い、人と人とのつながりを大切にするすることで、地域の一員として、自分らしく住み慣れた地域で生活を送ることができる環境をつくることが一層求められています。

本市では、平成28年に策定した美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画に基づき、この間、様々な事業を展開し、地域における支えあいの基盤を整備して参りました。

第2次となる本計画では、そうした地域の基盤を活かしながら、市が持つ特徴を最大限に引き出すまちづくりを交流や支えあいで実践していくことを目指すため、「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念として掲げ、地域福祉の着実な進展を図ってまいります。

なお、計画を推進するにあたりましては、地域の皆様や関係機関、事業者等の皆様と行政が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠ですので、引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に多大なる尽力を賜りました策定推進委員会の皆様、また、アンケート調査や団体ヒアリング等で様々なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にお礼申し上げます。

令和 2年 3月

美祢市長 西 岡 晃

ごあいさつ

美祢市社会福祉協議会では、平成28年9月に美祢市の「地域福祉計画」と一体的に策定した「地域福祉活動計画」を基に「共に支え合い、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念として、すべての人が住み慣れた地域社会で安心してその人らしい生活を送ることができるまちづくりの実現に向けて様々な事業に取り組んでまいりました。



しかし、この間美祢市においても高齢者の人口に占める割合が急速に増加しているほか、一人暮らし高齢者や要介護認定者等、支援を必要とする人も増加しております。また、隣近所の付き合いや地域における住民相互のつながりの希薄化、地域活動の担い手の不足、地域の中で孤立している人の問題など、地域を取り巻く課題も多様化してきています。

こうした状況を踏まえ、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ新たな課題への対応を図っていくために、地域福祉を取り巻く現状と課題の把握や、市民アンケート調査などを実施し、第2次となる本計画を策定いたしました。

この計画は、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、共に支え合い、適切なサービスを受けられるよう、第1次計画の基本理念を踏襲し「共に支え合い、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念として、様々な地域課題に柔軟に対応できる体制の強化に努めるとともに、この計画の実施にあたっては、住民のみなさまが地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことができるよう、さらなる地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

今後も美祢市社会福祉協議会の地域福祉活動にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和 2年 3月

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会
会長 弘 利 眞 勝

ごあいさつ

この度、「第2次美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」が、美祢市と美祢市社会福祉協議会が連携・協働し、美祢市においてよりより地域福祉を実現するため一体的に策定した「第1次美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」の課題と成果と、第1次計画の期間中の地域社会の変容とそれに伴う政策の変遷を踏まえ策定されました。



計画の策定にあたっては、幅広く市民からの意見をアンケートや市民ワークショップを通して把握する一方、当事者団体や組織へのヒアリングを行い直接当事者やその家族からも福祉問題や生活課題についても把握しました。

本計画においては、地域共生社会の実現に向けた理念として「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を掲げ、多様化する地域の生活課題に保健・医療・福祉等の専門職が分野や制度を超えて連携・協働して相談・支援に取り組むことができる仕組みづくり、地域住民相互が支え合いまた助け合うことができる地域のつながりづくり、そして地域住民の誰もが参加し活躍することができる地域づくりを目指して、3つの基本目標（①安心して生活できるまちづくり、②地域のつながりづくり、③地域で活動するひとづくり）のもとに、8の活動目標を設定し、施策として自助、共助、公助の観点から具体的な取り組みをまとめています。

美祢市における本計画の大きな特徴としては、複合化また複雑化している地域福祉課題に対応し、断らない相談を行うために、圏域に基づく総合相談支援体制の構築を目指していることがあります。美祢市では、第1次計画において山口県で初めてコミュニティソーシャルワーカーを3カ所の地域福祉センターに配置することで相談支援体制の充実を図りました。第2次計画では、さらに専門機関や専門職間の連携を促進する専門職を配置し、コミュニティソーシャルワーカーとも連携・協働しながら住民に身近な地域を基盤とした包括的な相談支援体制の整備を目指しています。

計画は策定することも大切ですが、計画の推進もまた重要になります。本計画をもとに、美祢市の地域住民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域福祉がさらに推進されることを期待しています。

令和 2年 3月

美祢市地域福祉計画策定推進委員会

美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会

会長 長谷川 真 司



目 次



第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の推進	2
3 地域福祉に関する法律や制度の動向	3
4 計画の位置づけ	7
5 計画の期間	16
6 計画の策定体制	17
第 2 章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題	18
1 統計データからみた現状	18
2 市民アンケート調査からみた現状	31
3 団体ヒアリングからみた現状	37
4 ワークショップからみた現状	40
5 第 1 次計画の課題と次期計画への取り組み	42
6 本計画で取り組むべき課題	46
第 3 章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本目標	49
3 圏域の設定	50
4 計画に盛り込む事項	52
5 施策の体系	55
第 4 章 計画の施策展開	56
基本目標 1 安心して生活できるまちづくり	56
活動目標 1. 総合的な相談体制と情報共有体制の充実	56
活動目標 2. 福祉サービス利用者の保護と支援	63
活動目標 3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実	67

基本目標 2 地域のつながりづくり	75
活動目標 1. 地域の見守り活動や交流活動の促進	75
活動目標 2. 防犯・防災体制の推進	83
活動目標 3. 福祉関係組織の充実・連携	87
基本目標 3 地域で活動するひとづくり	92
活動目標 1. 地域福祉意識の醸成	92
活動目標 2. 地域福祉活動の担い手の育成	98
重点的な取り組み	104

第5章 計画の推進.....109

1 計画の周知・啓発	109
2 計画の推進体制	109
3 事業活動の財源	111

資料編.....112

1 計画策定の経緯	112
2 美祢市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱	114
3 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 美祢市地域福祉活動計画策定委員会設置規程	115
4 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	117
5 美祢市地域福祉計画推進連携会議設置要綱	118
6 地域福祉推進のための市民アンケート調査概要	120
7 テーマ別団体ヒアリング調査概要	160
8 用語解説	168



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。

また、まちづくりの課題や住民ニーズが複雑かつ多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、孤立死、いじめ、閉じこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような新たな地域課題への対応も見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互が支え合い、助け合う活動が活発に展開されていくことが重要です。

本市では、これらの課題に住民、地域、社会福祉協議会、行政が協働して取り組むため、平成28年9月に「美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」を策定し、その実現に向けて各種施策や事業を展開してきました。

しかし、この間も障害のある人もない人もお互いを尊重し合いながら共生する社会を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定や住み慣れた地域で安心して自立した自分らしい暮らしを続けられるような体制をつくる「地域包括ケアシステム」の推進など、社会福祉制度や目指すべき社会像も変わり、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。更には、地域包括ケアシステムの包括的な考え方を障害のある人や子どもなどへの支援にも広げ、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するための取り組みも始まっています。

今日の地域社会の現状や新たな福祉課題に対応するため、これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会ではなく、全ての人々がそれぞれの能力や持ち味を生かしながら協働し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことのできる「地域共生社会」づくりを目指して「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。



2 地域福祉の推進

地域福祉は、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を高齢者や障害のある人、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことを言います。

そのためには、日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO などの活動（互助）で解決する。更に、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）といった重層的な取り組みが必要となります。

重層イメージと各主体の役割

自 助 自分や家族の取り組み（市民） 市民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会を構成する一員である自覚を持つことが大切です。自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を解決していく方策を話し合い、自ら主体的に参画することが求められています。

互助・共助 隣近所や地域住民のつながり 社会保障制度等を活用する （地域・団体・事業者等）（社会福祉協議会）

地域の役割

生活のつながりを持つ近隣住民との付き合いや地域活動を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりが大切になります。また地域住民に加え、サービス事業者や各種団体がそれぞれ連携した活動を行うことが必要となります。

社会福祉協議会の役割

地域福祉活動推進の中心的な役割を果たす団体として、住民や各種団体、行政との調整役となり、地域の支援の輪を広げていく重要な役割を果たします。

公 助 公的な機関による支援（行政） 行政の役割

住民の福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進することが求められています。また、多くの施策は様々な分野に及ぶため、複数の関係機関との連携が必要となります。連携する各分野のネットワーク等を通じて、住民のニーズと地域の特性に配慮し計画を推進します。

3 地域福祉に関する法律や制度の動向

(1) 最近の動向

平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」を明記
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置
平成28年10月	地域力協力検討会を設置
平成29年 6月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布
平成29年 9月	地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表
平成29年12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を告示 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」通知に基づく市町村地域福祉計画の策定ガイドラインの公表
平成30年 4月	改正社会福祉法の施行

(2) 社会福祉法の改正の概要

- ① 地域福祉の推進（第4条第1項） 改正
 地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会は、「与えられる」→「確保される」ように努めなければならない。
- ② 地域福祉の理念（法第4条第2項） 新設
 地域住民等は、本人及びその世帯全体に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する。
- ③ 福祉サービスの提供の原則（第5条） 改正
 社会福祉を目的とする事業を営む者が福祉サービスを提供するにあたっては、地域福祉推進に係る取組を行う地域住民等との連携を図るべきである旨の追加
- ④ 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務（第6条第2項） 新設
 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずることを努力義務化
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務（第106条の2） 新設
 相談支援を担う業者は、必要に応じて適切な支援機関に繋ぐことを努力義務化

⑥ 包括的な支援体制の整備（第106条の3）

新設

以下の事業の実施等により、市町村の包括的な支援体制の整備の推進を努力義務化（第1号関係）

- ア 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- イ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ウ 地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

（第2号関係）

- ア 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

（第3号関係）

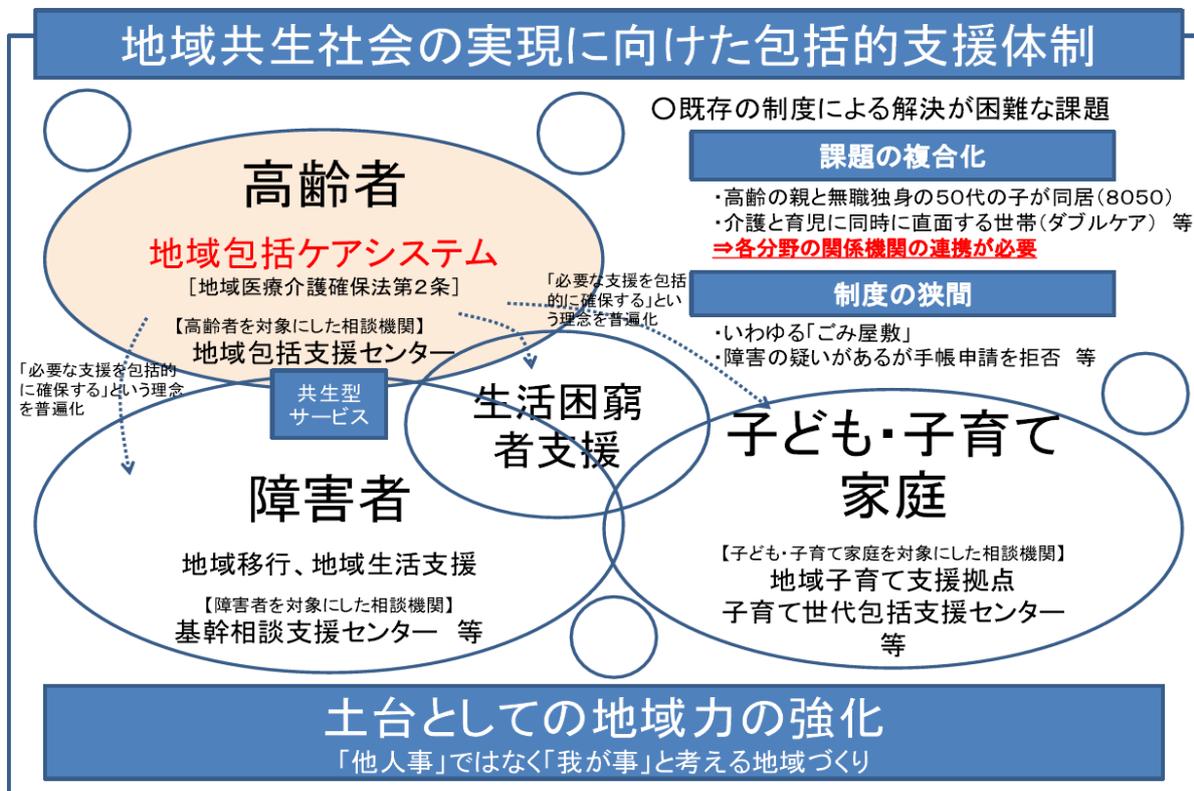
- ア 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

⑦ 市町村地域福祉計画（第107条）

改正

以下の内容を定めるよう規定するとともに、計画の策定を努力義務化

- ア 福祉の各分野における共通的な事項（上位計画として位置づけ）
- イ 包括的な支援体制に係る事業に関する事項



資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料

新たな包括的支援の機能について

① 断らない相談支援

介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

地域において多様なつながりが育つことを支援するために、

- 1 ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
- 2 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

資料：厚生労働省「第7回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」

（3）地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者、障害のある人、子どもなど制度や分野ごとの「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、「相互に支え合える」ことを目指して、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」としてあらゆる分野の活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいいます。

国は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法を改正し、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」へ「我が事・丸ごと」の地域づくりを育むことをめざし、平成30年4月1日から法の施行により、取り組みを進めています。

（4）高齢者福祉・介護保険制度の動き

国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効な活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7年までに構築することを目指しています。

（5）障害者制度の動き

平成28年5月に成立した「障害者総合支援法」の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障害児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の改正（平成28年4月一部施行）や、平成25年6月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の成立（平成28年4月施行）など、障害のある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

(6) 子育て支援制度の動き

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

また、平成28年6月公布の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村は、子どもの最も身近な場所における、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定されています。

(7) 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。また、地域福祉計画において生活困窮者自立支援法の反映をすることとされています。

(8) 自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成28年では2.2万人にまで減少してきています。しかし、依然として自死者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自死者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中でも上位となっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

(9) 成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身の回りの世話のための介護サービスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。

国においては、制度の利用促進を図ることを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行を受け、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定されています。利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善などの施策目標が示されています。

4 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための基本理念・基本方針を示し、具体的な取り組みに向けた施策の方向性を定めるもので、社会福祉法第107条に規定された地域福祉推進に関する事項を基本に策定するものです。また、「第二次美祢市総合計画」との整合性を図りつつ、これまで保健福祉分野において分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸的な視点からとらえるとともに、地域福祉に関連する分野の計画や施策を横断的かつ総合的に推進する計画です。

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「すべての住民」・「地域で福祉活動を行なう者」・「福祉事業を運営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。このため、地域福祉活動を推進するための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村に在つてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

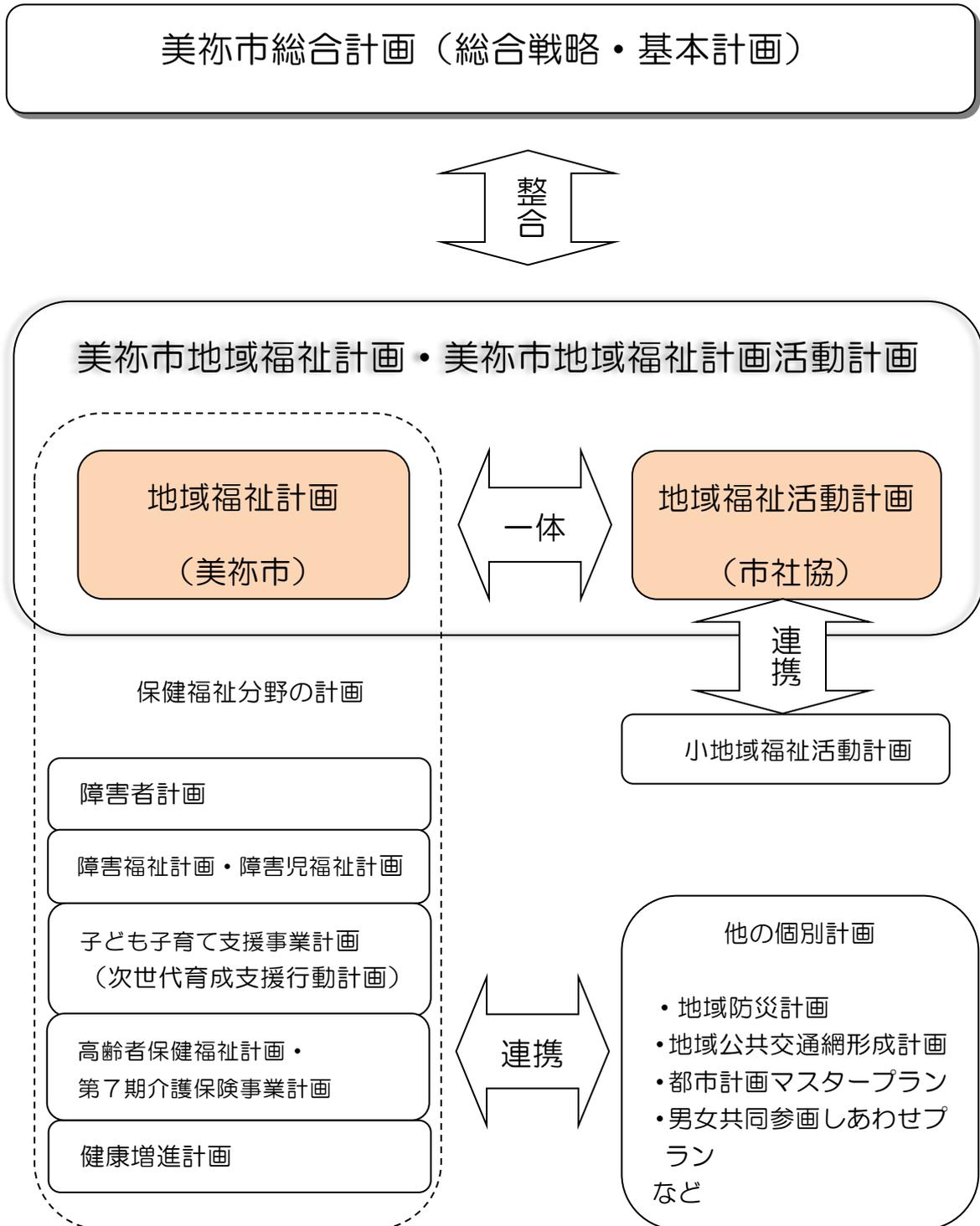
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」は、自動車で例えると両輪の役割となります。ともに住民を主体とした地域福祉活動の推進を図るといふ共通の目的を持つ両計画を一体となって策定することにより、行政や住民、ボランティアや福祉活動団体、福祉事業者などの役割を明確にすることで、地域福祉向上の効果を期待できると考えています。

このような考え方に基づいて、2つの計画を一体的につくることとするものです。



(4) 各計画等との関係

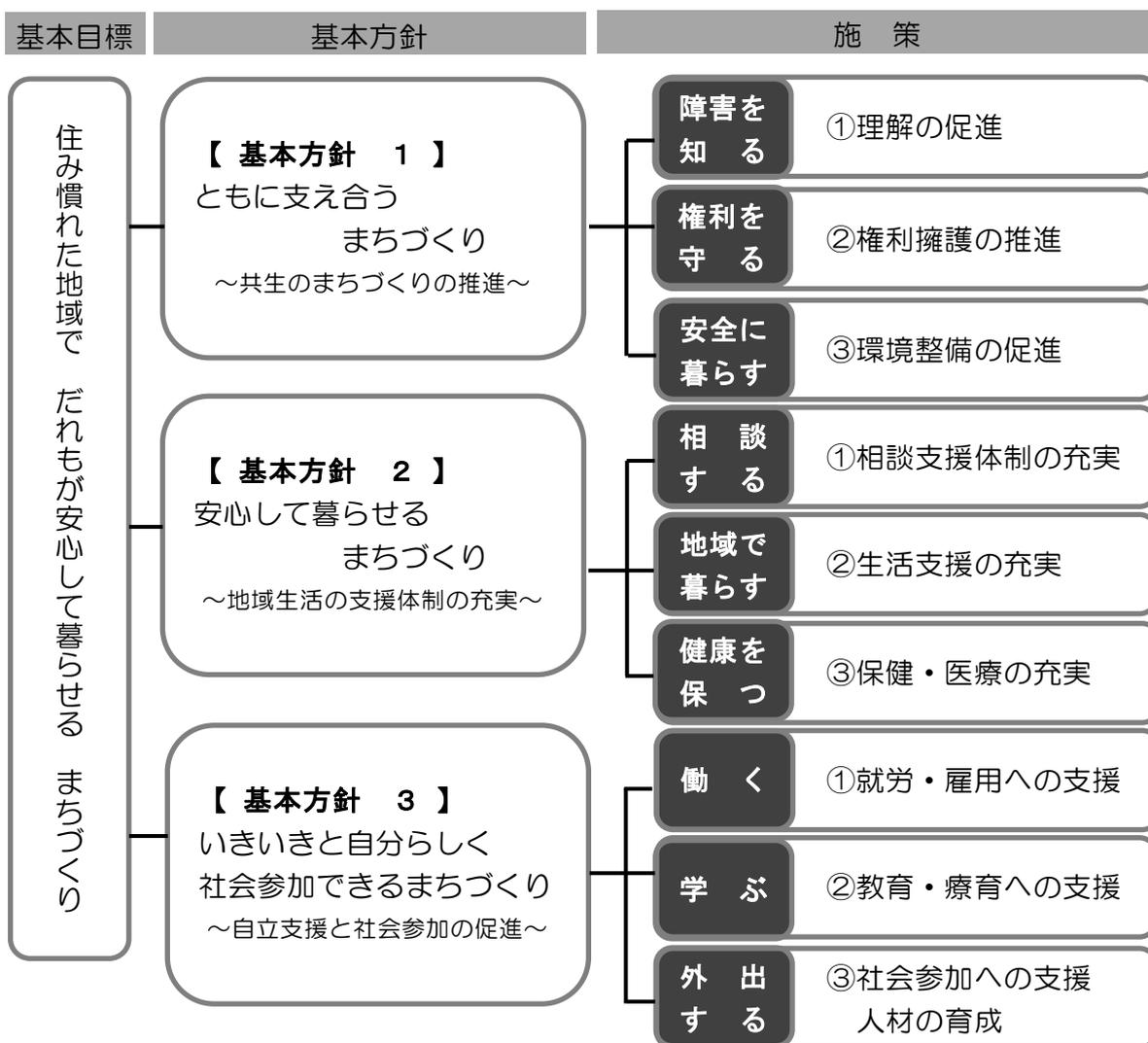
本計画は、最上位計画である「美祢市総合計画」に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障害のある人、子ども・子育て、その他の各福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。また、その他の様々な分野の行政計画や、地域住民主体で、各地域において策定される小地域福祉活動計画との連携を図ります。



(5) 保健福祉分野の計画の概要

◇ 美祢市障害者計画

対象年度 平成29年度～令和3年度 (5年間)
 根拠法 障害者基本法
 計画方針 障害のある人もない人も一人の市民として、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現する。



◇ 美祢市障害計画・障害児福祉計画

対象年度 平成30年度～令和2年度 (3年間)
 根拠法 障害者総合支援法及び児童福祉法
 計画方針 障害のある人が地域で安心して暮らしていくことができる共生のまちづくりを推進する。

基本理念1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

基本理念2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施と充実

障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取り組みを推進します。

また、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人は精神障害のある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

基本理念3 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障害のある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

基本理念4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

基本理念5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

◇ 美祢市子ども・子育て支援事業計画

対象年度 平成27年度～令和元年度（5年間）
 根拠法 子ども・子育て支援法
 計画方針 地域全体でつながり、子育てを支えていきながら、夢を持ち、笑顔あふれる子ども達を育む。

みんなで子育て！支え合い！ 夢と笑顔が育つまち 美祢

(1) 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

2 幼児期の学校教育・保育

3 地域子ども・子育て支援事業

(2) 子ども・子育て支援事業計画

基本目標1 地域における子育ての支援

- 施策1-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 施策1-2 子育て支援のネットワークづくり
- 施策1-3 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び増進

- 施策2-1 子どもや母親の健康の確保
- 施策2-2 「食育の推進」
- 施策2-3 思春期保健対策の充実
- 施策2-4 小児医療の充実

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 施策3-1 次代の親の育成
- 施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 施策3-3 就学前教育の充実
- 施策3-4 家庭や地域の教育力の向上
- 施策3-5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- 施策4-1 良質な住宅の確保
- 施策4-2 安心して外出のできる環境の整備
- 施策4-3 子どもの安全の確保

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 施策 5-1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
- 施策 5-2 男女共同参画社会の形成

基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 施策 6-1 児童虐待防止対策の充実
- 施策 6-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 施策 6-3 障害児施策の充実

◇ 美祢市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

- 対象年度 平成30年度～令和2年度（3年間）
- 根拠法 介護保険法
- 計画方針 高齢者をはじめとする全ての市民が、住み慣れた地域や家庭において安全で安心して暮らしていけるよう、いきいきと輝き続けられる地域社会の構築を目指す。

高齢者が潤いと活力にみち、安心して暮らせるまち 美祢

基本目標 1 高齢者が活躍できる地域づくりの推進

- 1 社会参加の促進**
 - (1) 老人クラブの活性化
 - (2) 高齢者の活動の場づくり
 - (3) 就労の促進
- 2 生涯学習・生涯スポーツの推進**
 - (1) 障害を通じた学習機会の提供
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の活性化

基本目標 2 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

- 1 健康づくりの推進**
 - (1) 健康相談の充実
 - (2) 健康教育の充実
 - (3) 健康診査の充実
- 2 介護予防の推進 <重点施策>**
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

基本目標3 継続した地域生活を支える環境の整備

1 介護保険サービスの充実

- (1) 居宅サービスの充実
- (2) 施設・居住系サービスの充実
- (3) 地域密着型サービスの充実
- (4) 介護人材の育成・確保
- (5) 低所得者への対策

2 サービスの質の向上と適正化の推進

- (1) 情報提供の充実
- (2) 苦情・相談への対応
- (3) 介護サービス事業者の指定及び指導・監督
- (4) 介護給付の適正化

3 高齢者福祉サービスの充実

- (1) 地域支援事業・高齢者福祉事業の充実

基本目標4 安心して暮らせるまちづくりの推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進 <重点施策>

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 在宅医療と介護の連携強化
- (3) 生活支援体制の整備
- (4) 認知症施策の推進

2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- (1) 移動手段の確保・充実
- (2) 高齢者の居住支援
- (3) 交通安全対策の充実
- (4) 災害時等の緊急時の体制整備
- (5) 犯罪被害対策の推進

◇ いきいき健康みね21（美祢市健康増進計画）

対象年度 平成28年度～令和7年度（10年間）

根拠法 介護保険法

計画方針 地域性に応じた課題について家庭や地域、社会全体で支援する環境づくりの推進と、地域住民が自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、一人ひとりの生活の質を高めることができる健康づくり運動を推進する。

【目指す姿と施策】



5 計画の期間

両計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年とします。

ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために、必要に応じて計画の見直しを行います。

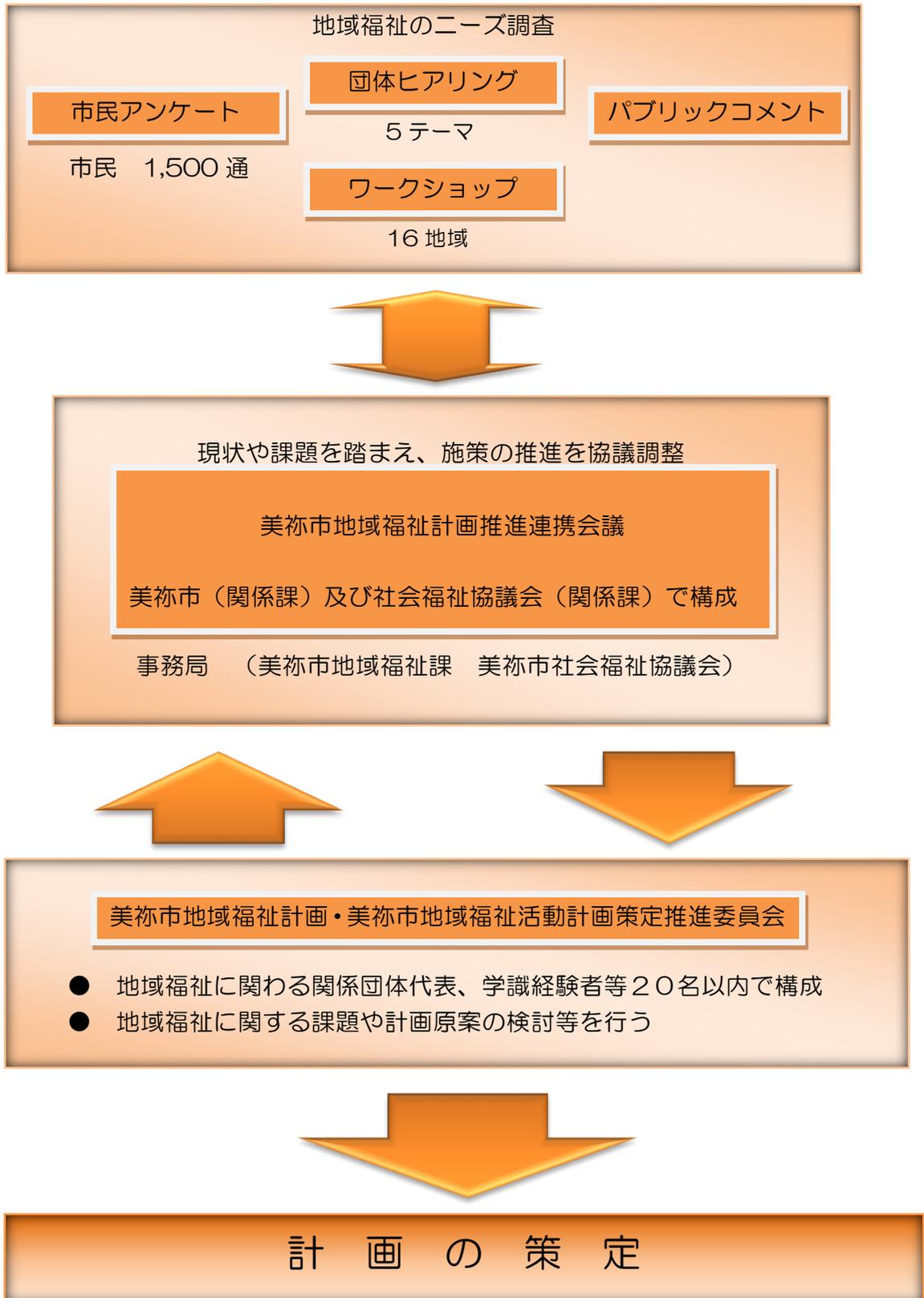
【関係計画の計画期間】

計画名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総合計画	第一次基本構想				第二次基本構想（予定）				
	第一次後期基本計画				第二次前期基本計画（予定）				
地域福祉計画 地域福祉活動計画	1次				2次				
障害者計画	1期	2期				3期（予定）			
障害福祉計画	4期	5期			6期（予定）				
障害児福祉計画		1期			2期（予定）				
子ども子育て支援事業計画 （次世代育成支援行動計画）	1期				2期（予定）				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	6期	7期			8期（予定）				
健康増進計画	2次								



6 計画の策定体制

＜策定推進体制＞



第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

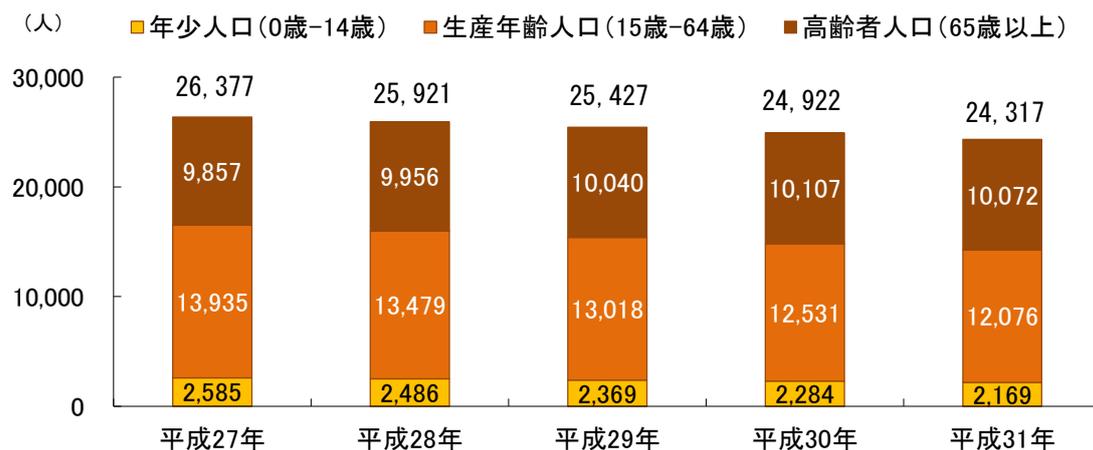
1 統計データからみた現状

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口の推移

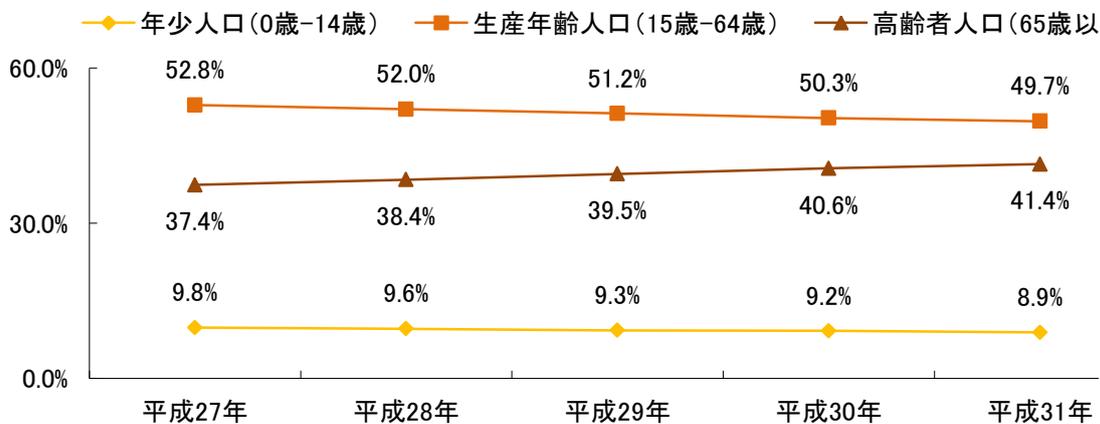
本市の人口は、平成27年時点で約26,000人でしたが、人口は年々減少し、平成31年には24,317人となっています。世帯数についても年々減少しており、平成31年には11,075世帯となっており、世帯人員は2.20人と縮小傾向にあります。

年齢3区分別人口では、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が数・割合ともに、年々減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は、割合が増加しており、少子高齢化の進行がみられます。一方、高齢者人口（65歳以上）は、平成31年から減少に転じており、今後は、全年齢層で人口減少が進むと予想されます。



【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

② 年齢区分の推移



【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

③ 世帯数の推移

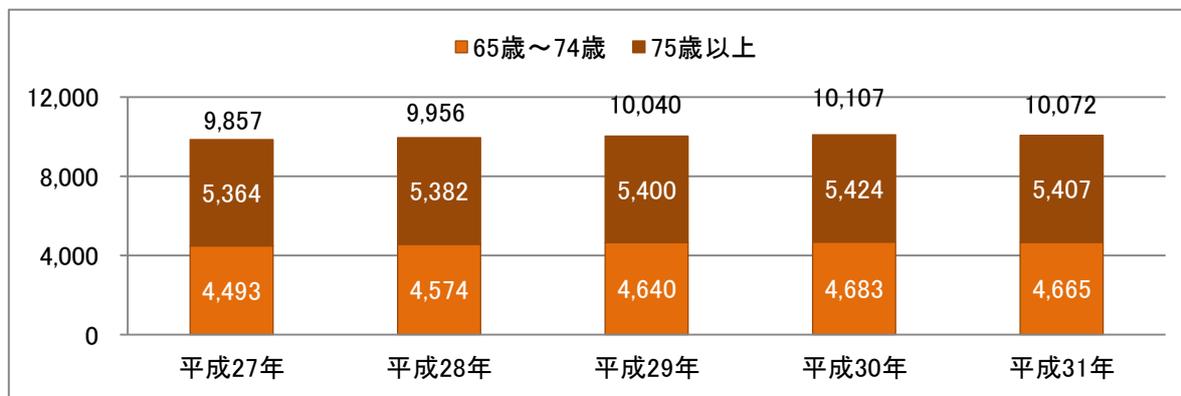


【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者人口

高齢者人口は、増加を続けていましたが、平成31年で10,072人と減少に転じています。また、高齢者人口のうち、75歳以上（後期高齢者）の割合が65歳～74歳（前期高齢者）を上回っていますが、どちらも平成31年に減少に転じており、今後も両年齢層で減少が進むと予想されます。



【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

② 高齢者世帯数

高齢者のみ世帯数は、年々増加しており、平成30年で1,779世帯となっています。

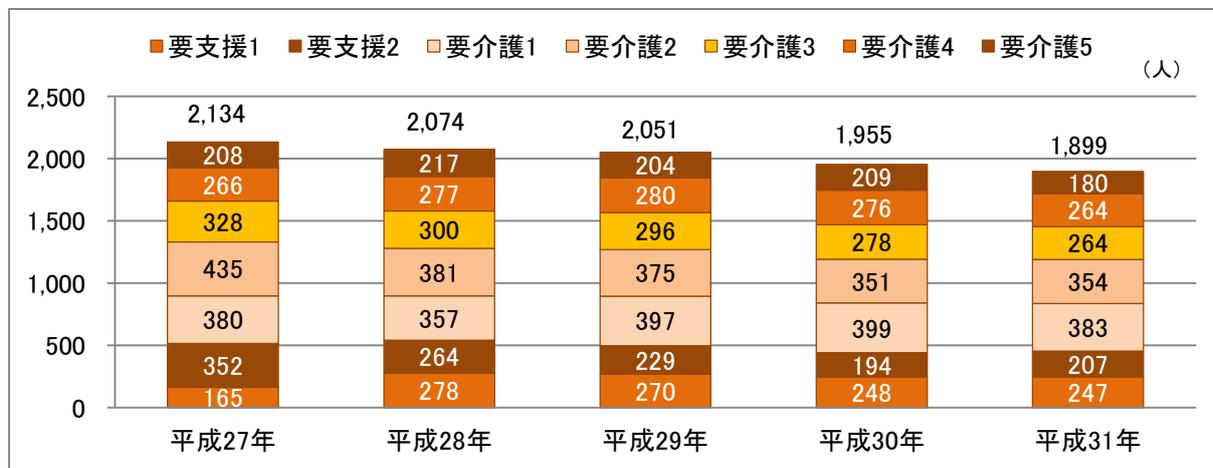


【資料：高齢福祉課】（各年5月1日現在）

③ 要介護認定者

介護保険の対象となる要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者数の総数は、平成31年で1,899となっており、近年は毎年減少で推移しています。

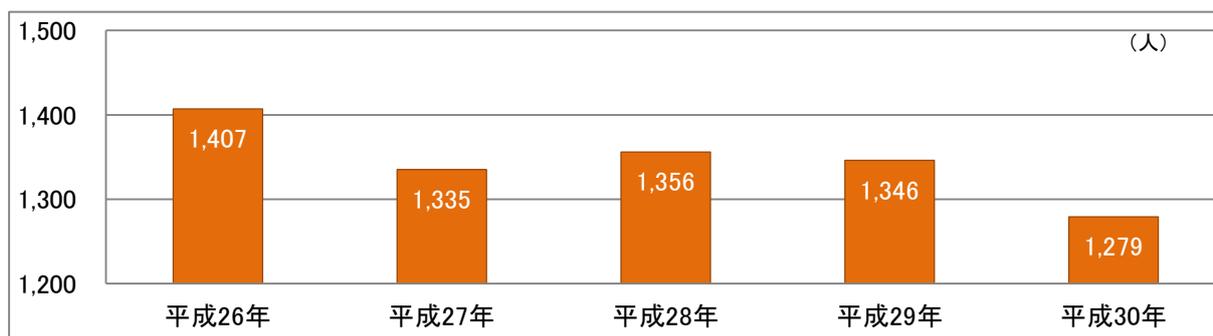
要介護別でみると、要介護1が最も多く、次いで要介護2の順となっています。



【資料：行政報告例】（各年3月31日現在）

④ 認知症高齢者の状況

要介護認定者のうち日常生活自立度がⅡ～Ⅳに分類される高齢者が、平成30年で1,279人となっており、減少傾向で推移しています。



【資料：高齢福祉課】

⑤ 高齢者虐待の状況

高齢者虐待の状況については、大きな変化はなく、平成30年度の通報件数は4件となっています。そのうち、2件が認知件数となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通報件数	3	6	5	9	4
虐待認知件数	2	6	1	4	2

【資料：高齢福祉課】

⑥ 成年後見申立件数

成年後見制度の申立状況については、平成30年度は2件となっており、近年は大きな変化なく推移しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市長申立件数	0	0	2	2	2

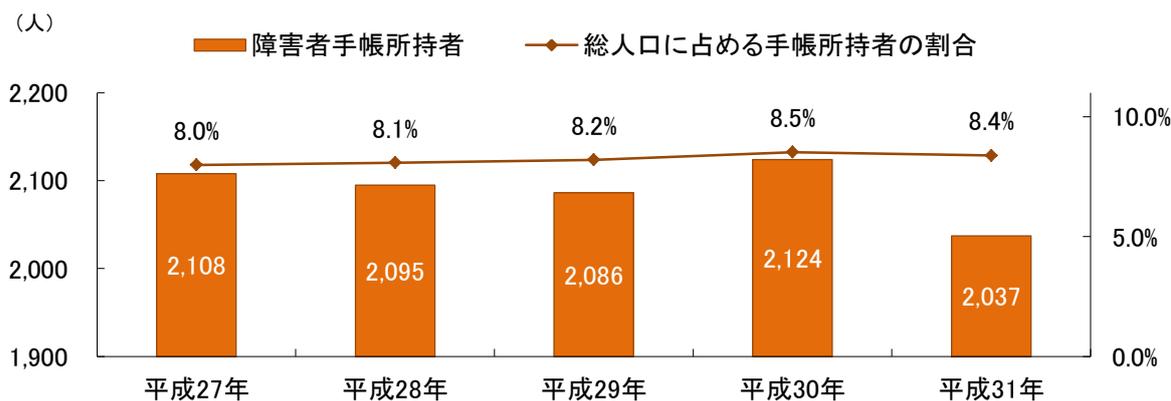
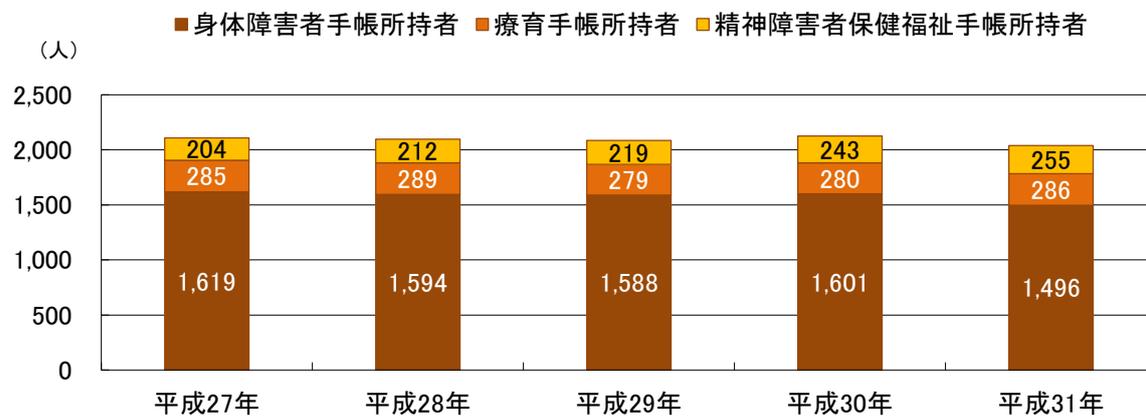
【資料：高齢福祉課】

(3) 障害者の状況

① 障害者手帳所持者

障害者手帳の所持者は、平成31年において2,037人となっており、減少傾向にありますが、人口比では、平成27年からでは、ほぼ横ばいで推移しています。

手帳の種類別で見ると平成27年からの推移では、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加し、身体障害者手帳所持者は、減少しています。



【資料：行政報告例】(各年3月31日現在)

② 障害者虐待の状況

障害者虐待の状況については、年度によってバラつきがありますが、ほぼ横ばいで推移しており、虐待の種類も様々です。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談受理件数		0	4	3	0	1
虐待事案件数		1	2	0	1	0
虐待の種類	身体的虐待		2		1	
	性的虐待					
	心理的虐待		2		1	
	放棄・放任	1				
	経済的虐待		1			

【資料：地域福祉課障害福祉係】

③ 成年後見申立件数

成年後見制度の申立状況については、大きな変動なく推移しており、平成30年度は1件となっています。

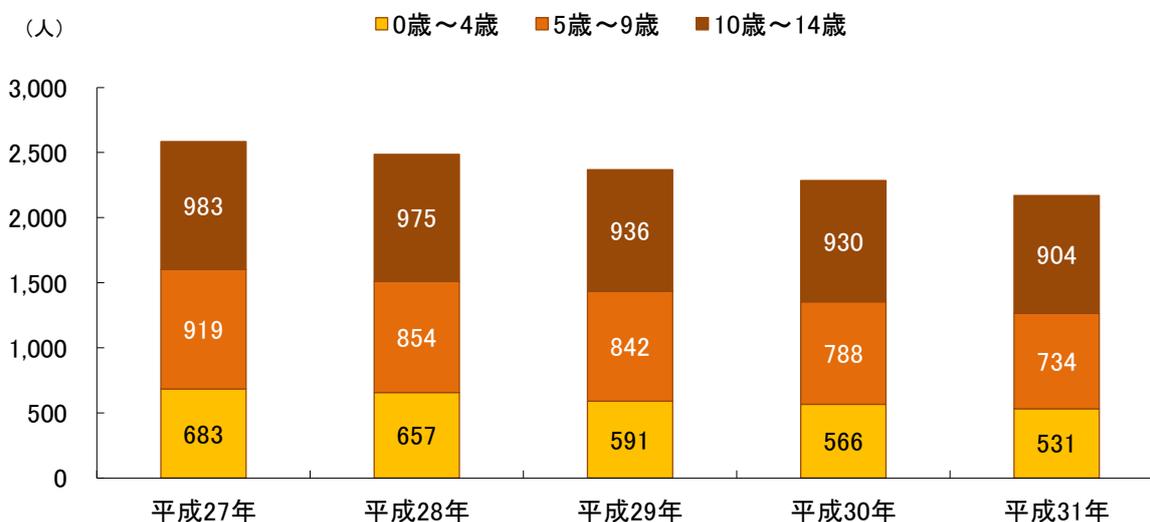
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市長申立件数	1	0	0	2	1

【資料：地域福祉課障害福祉係】

(4) 児童の状況

① 15歳未満人口

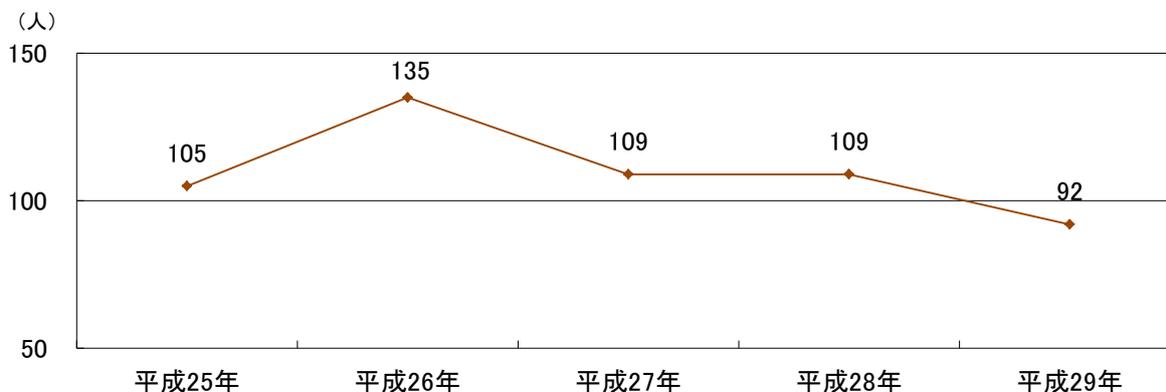
年少人口の状況は、年々減少しており、平成27年からの推移では、5歳～9歳の年齢層で減少が顕著になっています。



【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

② 出生数

出生数の状況は、平成25年からの推移では、増減を繰り返していましたが、平成29年には、92人と100人を割り込む状況となっています。



【資料：山口県保健統計年報】

③ ひとり親世帯の状況

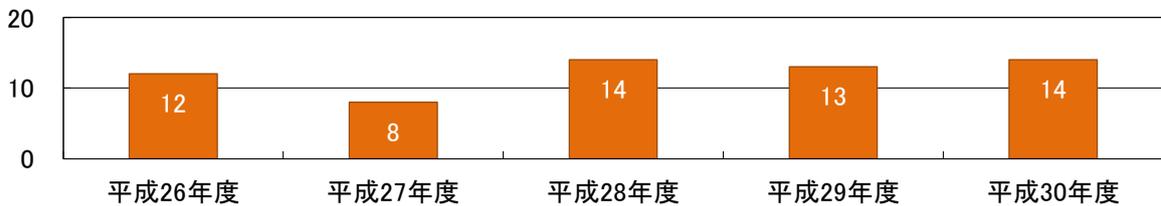
ひとり親世帯の状況は、統計のある母子世帯の平成27年からの推移は、増加傾向でしたが、平成31年に減少に転じ、父子世帯ともにほぼ横ばいとなっています。母子父子世帯の合計世帯数は、272世帯となっています。



【資料：地域福祉課地域子育て支援室】（各年4月1日現在）

④ 児童虐待の状況

児童虐待の相談件数についてみると、近年は横ばいで推移しており、平成30年度で14件となっています。

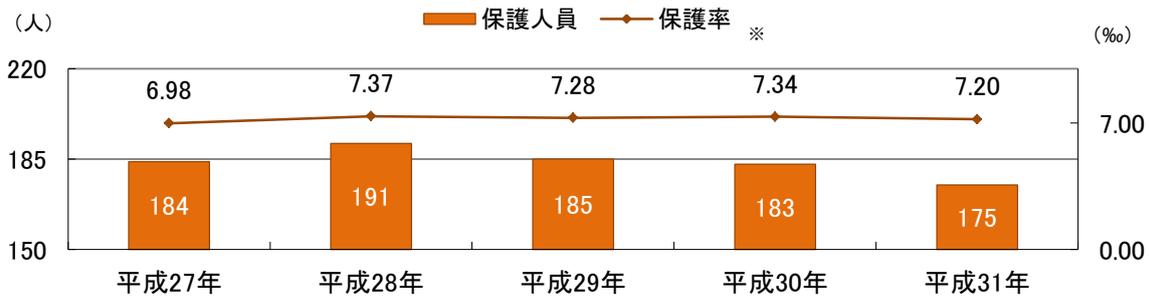


【資料：地域福祉課地域子育て支援室】

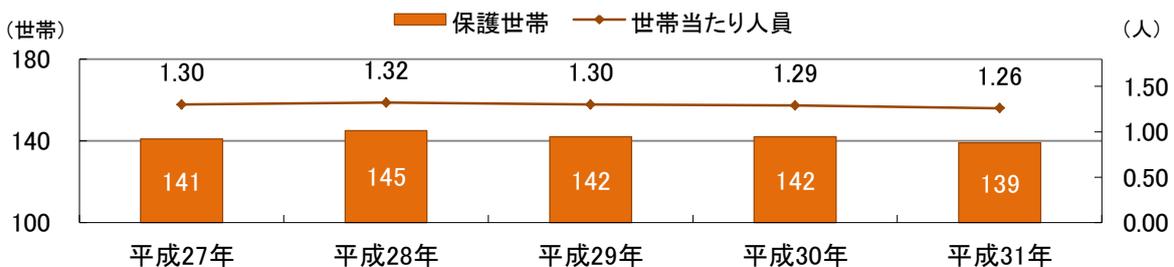
(5) 生活保護の状況

① 生活保護世帯・人員の推移

生活保護世帯数は、保護率ともにほぼ横ばいで推移しており、平成31年で139世帯、保護率7.2%となっていますが、世帯人員が微減傾向にあり、保護人員は微減しています。



※ 保護率 人口千対 = (被保護実人員 ÷ 総人口) × 1000



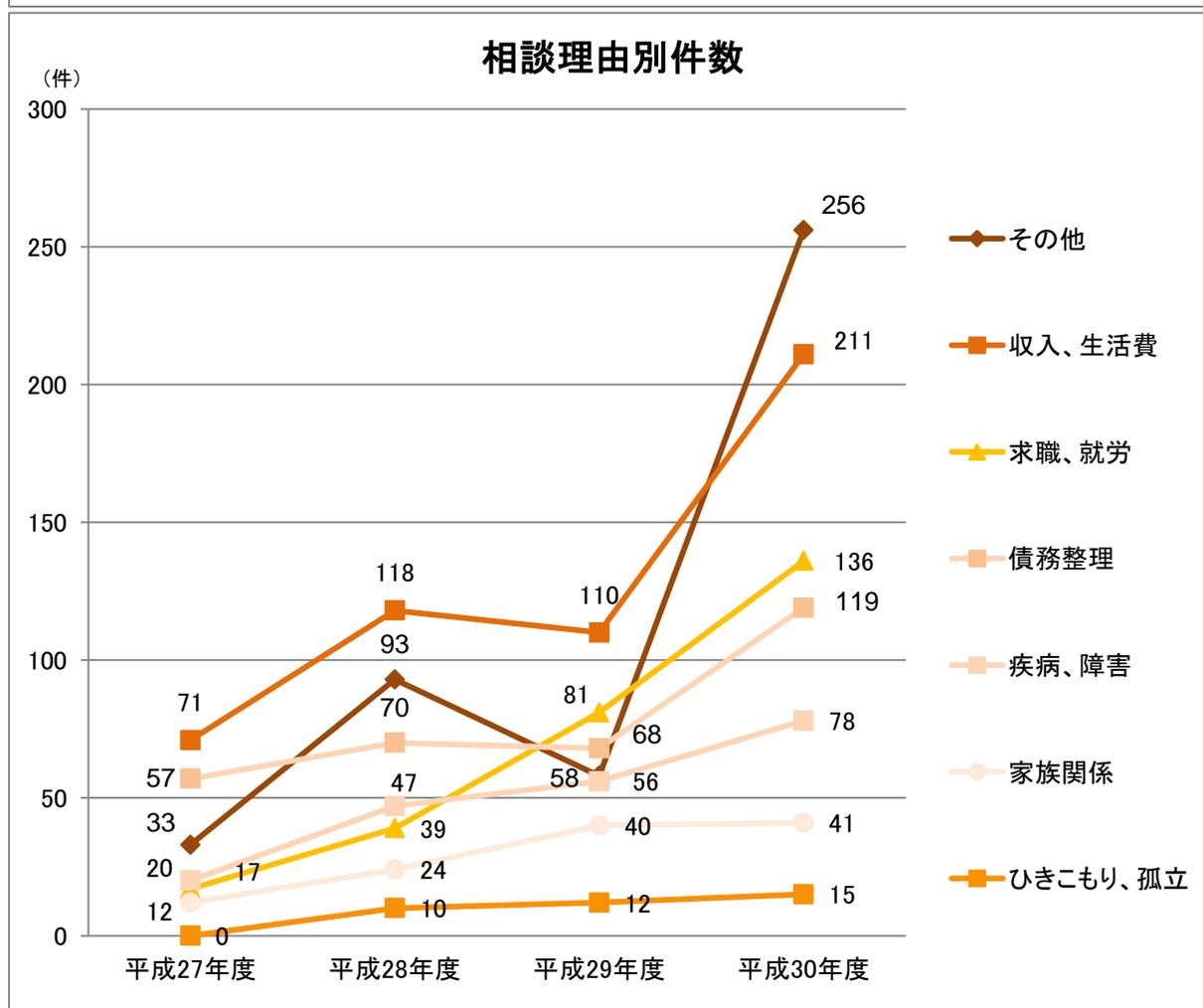
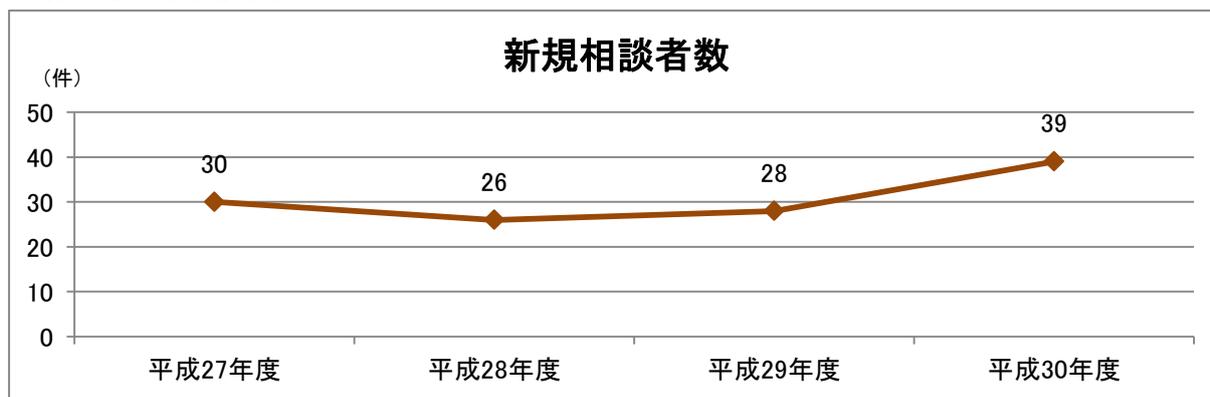
【資料：行政報告例】（各年3月31日現在）

(6) 福祉的課題を抱える人の現状

① 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者の相談状況については、新規の相談者が平成30年度で39人となっており、平成27年の制度開始からの推移では、増加しています。

相談理由別にみると、相談件数の累計が平成30年度で「収入、生活費」211件が最も多く、次いで「求職、就労」136件、「債務整理」119件の順になっており、全てにおいて増加傾向にあります。

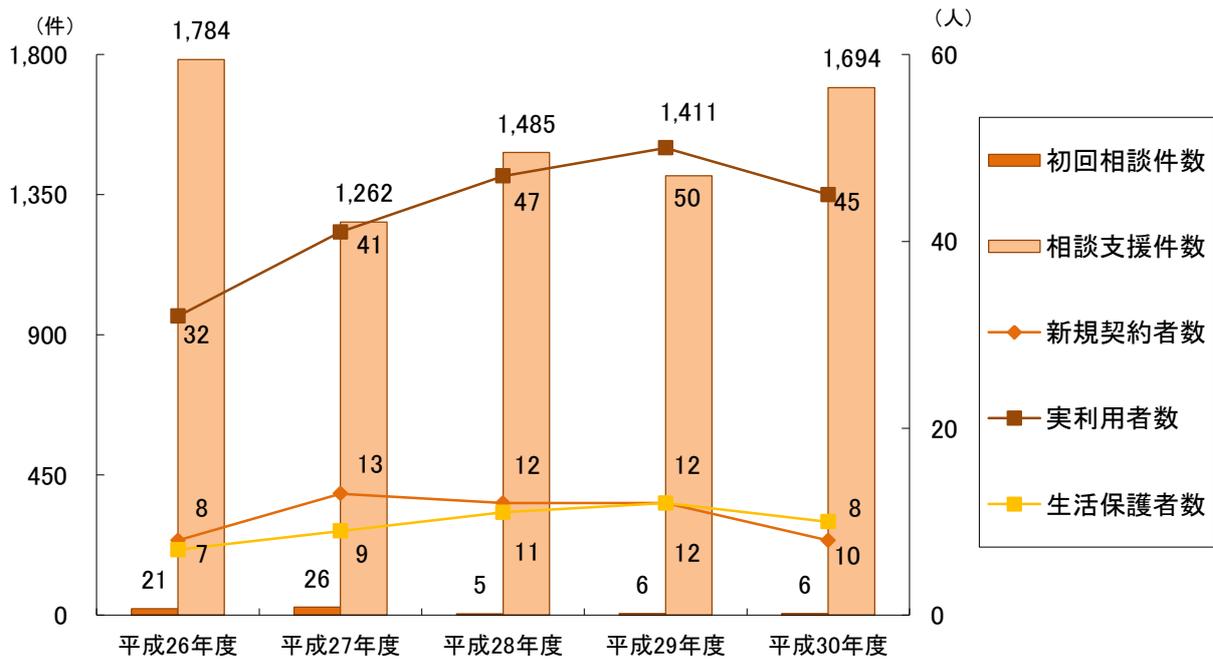


【資料：美祢市社会福祉協議会】

② 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護の利用状況については、初回相談件数は、平成28年度からほぼ横ばいで推移していますが、継続者を含む相談支援件数は、増減を繰り返し平成30年度で1,694件となっています。

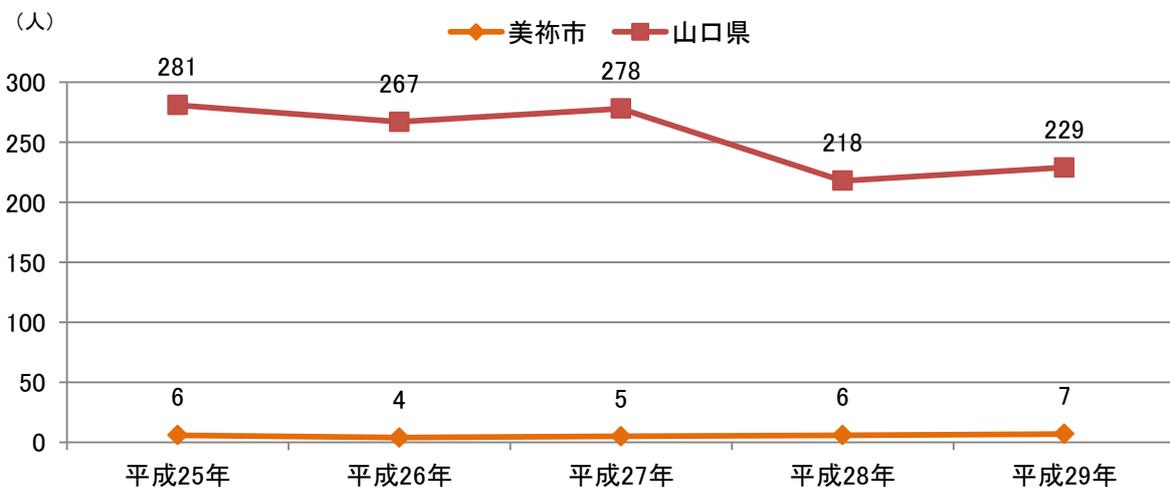
利用者別では、新規契約者が平成30年度で8人とほぼ横ばいの状況を推移しており、実利用者については、29年度まで増加していましたが、平成30年度で減少し、45人となっています。このうち、生活保護受給者が平成30年度で10人となっており、一定人数を保持しています。



【資料：美祢市社会福祉協議会】

(7) 自死者数の推移

自死者数は、大きな変化はなく、ほぼ横ばいを推移しています。

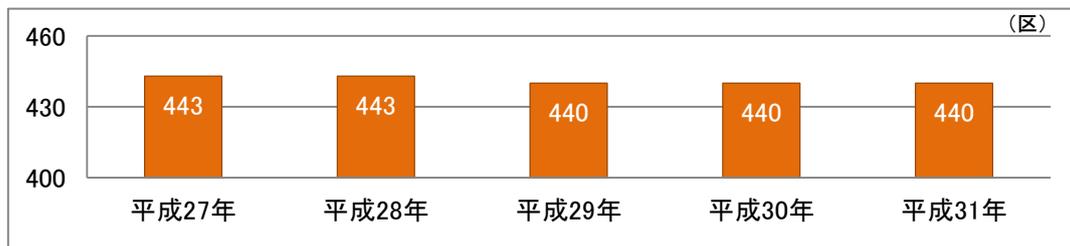


【資料：山口県保健統計年報】

(8) 地域の状況

① 行政区の状況

行政区の数については、大きな変化はなく推移し、平成31年で440区あります。



【資料：住民基本台帳】

② 広報配布の状況

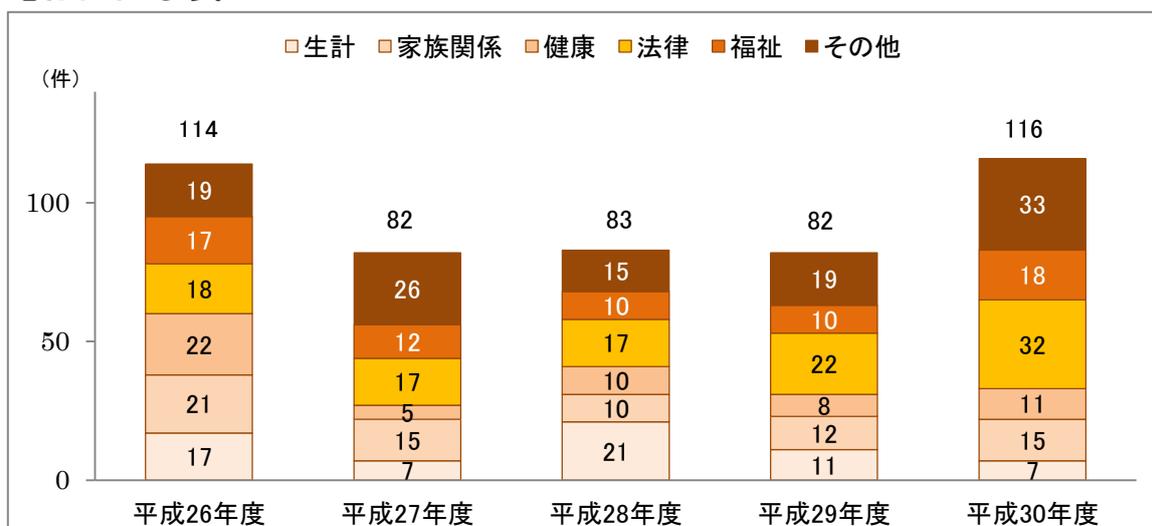
行政区世帯に対する区長の各区内への広報配布の状況については、年々微減の傾向にあり、平成31年で83.4%となっています。



【資料：地域振興課】(各年4月1日現在)

③ 福祉総合相談(心配ごと相談)の状況

各公民館等で開催している心配事相談の状況については、ほぼ横ばいを推移していましたが、平成30年度は、件数が増加しています。相談内容別には、特に近年法律関係の相談が増加しています。



【資料：美祢市社会福祉協議会】

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

④ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員さんの活動は、支援が必要な方の相談対応や見守り、関係機関へのつなぎ、また、地域行事への参加等地域福祉において非常に重要な役割を果たしています。相談別には、高齢者に関する事項が多くを占めています。

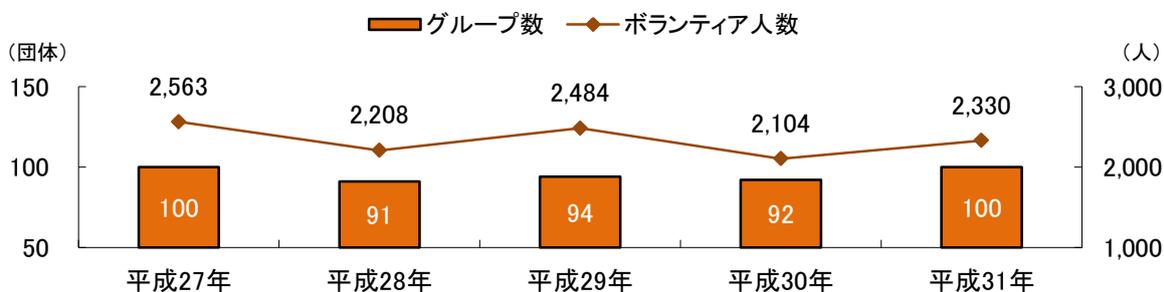
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
民生委員児童委員定数		106 (12)	106 (12)	106 (12)	106 (12)	106 (12)
分野別 相談支援 件数	高齢者に関すること	1,068 (1)	1,115 (2)	1,072 (2)	974 (0)	797 (0)
	障害者に関すること	113 (0)	87 (1)	97 (0)	114 (0)	77 (0)
	子どもに関すること	145 (44)	164 (53)	86 (62)	118 (3)	91 (42)
	その他	347 (4)	302 (3)	315 (2)	290 (54)	286 (1)
その他 の活動 件数	調査・実態把握	2,094(6)	2,221(14)	2,005(9)	2,743(1)	2,075(0)
	行事・事業・会議への参加協力	2,180(185)	2,322(185)	2,105(209)	2,449(188)	2,718(213)
	地域福祉活動・自主活動	3,963(314)	3,856(383)	3,340(255)	3,201(228)	3,316(201)
	民児協運営・研修	3,317(332)	3,398(355)	3,368(377)	3,520(332)	3,254(306)
	証明事務	117(1)	66(0)	81(4)	71(0)	101(0)
	要保護児童の発見の通告・仲介	25(0)	4(0)	14(3)	57(5)	15(0)

() は、主任児童委員を再掲

【資料：行政報告例】（各年3月31日現在）

⑤ ボランティア団体等

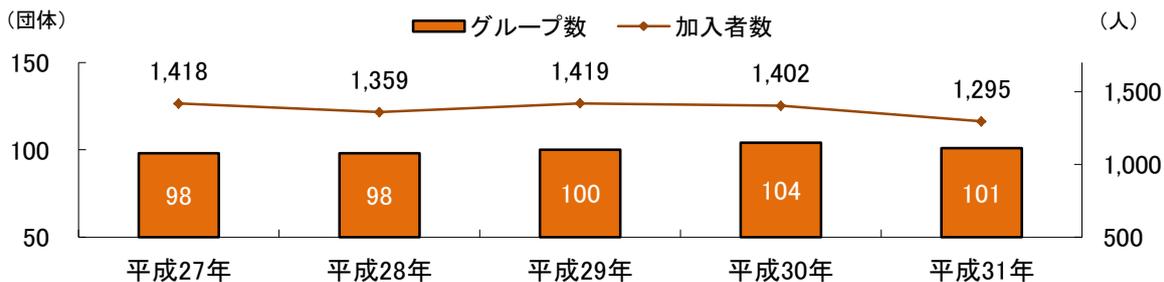
ボランティア団体等の地域活動グループの状況については、増減を繰り返し推移しており、平成31年で100団体、2,330人が活動しています。



【資料：社会福祉協議会】（各年3月31日現在）

⑥ ふれあいいいききサロン

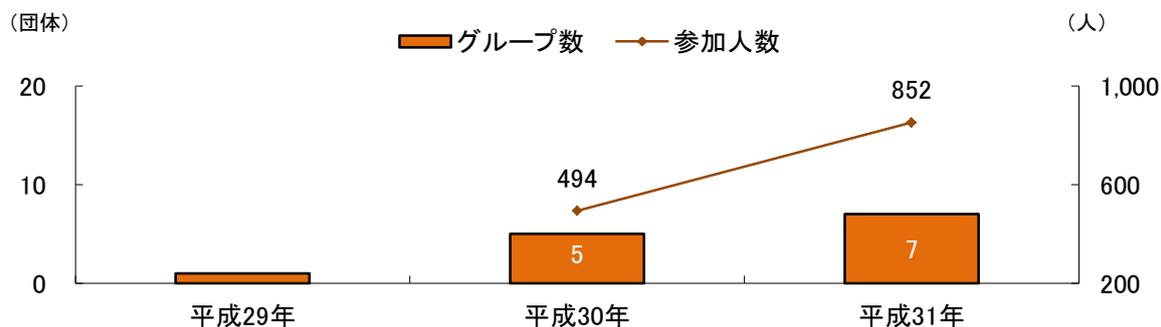
地域サロン活動の状況については、増減を繰り返して推移しており、平成31年で101サロン、1,295人が加入しています。



【資料：社会福祉協議会】（各年3月31日現在）

⑦ 認知症カフェ

認知症カフェの活動状況については、平成28年に設置を開始し、平成31年で7カ所、852人が参加しています。



【資料：高齢福祉課地域包括支援センター】（各年3月31日現在）

(9) 社会資源の状況

① 高齢者福祉・介護分野

施設・サービスの種類	事業所数
養護老人ホーム	1
特別養護老人ホーム	7
軽費老人ホーム	2
デイサービスセンター	15
在宅介護支援センター	1
介護老人保健施設	1
介護療養型医療施設	1
訪問看護ステーション	2
地域包括支援センター	2



② 児童福祉・子育て支援分野

施設・サービスの種類	事業所数
放課後等デイサービス事業所	1
ファミリーホーム	1
保育所	10
へき地保育所	1
児童館	1
児童遊園	7
認定こども園	2

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

③障害福祉分野

施設・サービスの種類	事業所数
生活介護事業所	2
就労移行支援事業所	1
就労継続支援事業所A型	1
就労継続支援事業所B型	4
就労定着支援事業所	1
共同生活援助事業所	1
相談支援事業所	2
障害者支援施設（施設入所支援）	1
地域活動支援センター	1

④その他

施設・サービスの種類	事業所数
保健センター	3

【資料：山口県厚政課】（平成31年4月1日現在）

(10) 相談窓口の状況

①保健福祉関係

内容	相談機関	所在地	連絡先
福祉総合相談 (心配ごと相談)	社会福祉協議会 美祢地域福祉センター	大嶺町東分 320-1	0837-52-5222
	社会福祉協議会 美東地域福祉センター	美東町大田 58870-1	08396-2-1686
	社会福祉協議会 秋芳地域福祉センター	秋芳町秋吉 5313	0837-62-0322
生活福祉相談	社会福祉協議会 自立相談支援機関	大嶺町東分 320-1	0837-52-5222
	地域福祉課保護係	大嶺町東分 326-1	0837-52-5227
高齢者相談	美祢市地域包括支援センター	大嶺町東分 326-1	0837-54-0138
	美祢東地域包括支援センター	秋芳町秋吉 5243-3	0837-62-0155
	高齢福祉課高齢福祉係	大嶺町東分 326-1	0837-52-1132
障害者相談	総合相談支援センターみね	大嶺町東分 1710-1	0837-54-0039
	地域福祉課障害福祉係	大嶺町東分 326-1	0837-52-5227
子育て相談	子育て世代包括支援センター	大嶺町東分 345-1	0837-53-0304
	子育て支援センターきららクラブ	大嶺町東分 2991-5	0837-52-2529
	子育てひろばカンガルーム	美東町大田 6141	08396-2-2223
	地域福祉課地域子育て支援室	大嶺町東分 326-1	0837-52-5228
ひとり親相談	地域福祉課地域子育て支援室	大嶺町東分 326-1	0837-52-5228
家庭児童相談	中央児童相談所（山口県福祉総合支援センター）	山口市吉敷下東 4-17-1	083-902-2189
	地域福祉課地域子育て支援室	大嶺町東分 326-1	0837-52-5228
健康相談	美祢市保健センター	大嶺町東分 345-1	0837-53-0304
	美祢市美東保健福祉センター	美東町大田 6141	08396-2-5005
	健康増進課保健係	大嶺町東分 345-1	0837-53-0304

②その他

内容	相談機関	所在地	連絡先
市政相談	地方創生推進室秘書広報広聴係 美東総合支所総合窓口課窓口係 秋芳総合支所総合窓口課窓口係	大嶺町東分 326-1 美東町大田 5936 秋芳町秋吉 5335-1	0837-52-1311 08396-2-5000 0837-62-1912
行政相談	市民課市民相談室 美東総合支所総合窓口課市民相談室 秋芳総合支所総合窓口課市民相談室	大嶺町東分 326-1 美東町大田 5936 秋芳町秋吉 5335-1	0837-52-5230 08396-2-5000 0837-62-1502
定住相談	企画政策課 IJU定住促進室	大嶺町東分 326-1	0837-52-1112
人権相談	山口地方法務局人権擁護課 地域福祉課人権推進室	山口市中原町 6-16 大嶺町東分 326-1	083-922-2295 0837-52-5227
女性相談	山口県男女共同参画相談センター やまぐち性暴力相談 レディースサポート 110 女性の人権ホットライン 地域福祉課子育て支援室 地域福祉課男女共同参画推進室	山口市湯田温泉 5-1-1 山口市湯田温泉 5-1-1 山口市滝町 1-1 山口市中原町 6-16 大嶺町東分 326-1 大嶺町東分 326-1	083-901-1122 083-902-0889 083-932-7830 0570-070-810 0837-52-5228 0837-52-5227
犯罪被害者支援 相談	山口被害者支援センター 山口県警察総合相談 地域福祉課地域福祉係	山口市小郡新町 1-15-1 山口市滝町 1-1 大嶺町東分 326-1	083-976-5152 083-923-9110 0837-52-5227
教育相談	教育委員会事務局学校教育課指導係 ヤングテレホンやまぐち ヤングテレホンみね	大嶺町東分 326-1 山口市滝町 1-1 大嶺町東分 326-1	0837-52-1118 0120-49-5150 0837-52-0400
消費生活相談	山口県消費生活センター 美祢市消費生活センター 商工労働課労政係	山口市滝町 1-1 大嶺町東分 326-1 大嶺町東分 326-1	083-924-0999 0837-52-3455 0837-52-5224
年金相談	宇部年金事務所 市民課保険年金係	宇部市港町 1-3-7 大嶺町東分 326-1	0836-33-7111 0837-52-5231
職業相談	ハローワーク宇部 うべ若者サポートステーション 就職相談室 商工労働課労政係	宇部市北琴芝 2-4-30 宇部市新天町 1-3-5 大嶺町東分 418-8 大嶺町東分 326-1	0836-31-0164 0836-36-6666 0837-53-2536 0837-52-5224
農業問題相談	農業委員会事務局	大嶺町東分 341-3	0837-52-5241
法律相談	法テラス山口 市民課市民相談室	山口市大手町 9-6 大嶺町東分 326-1	0570-078374 0837-52-5230



2 市民アンケート調査からみた現状

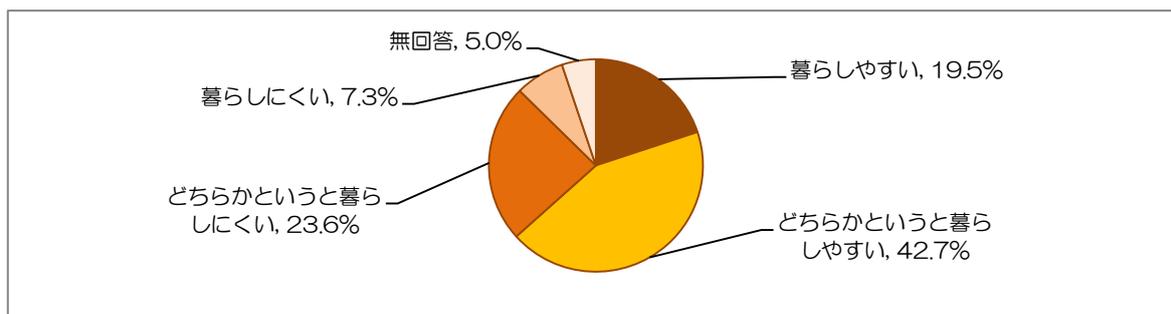
市民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定のための基礎資料として活用することを目的として実施しました。

調査対象	市内在住の18歳以上の1,500人
調査方法	郵送配布・郵送回収方式
調査期間	平成31年2月1日～2月28日
回答数	614件（回答率41.3%）

(1) お住まいの地域の状況について

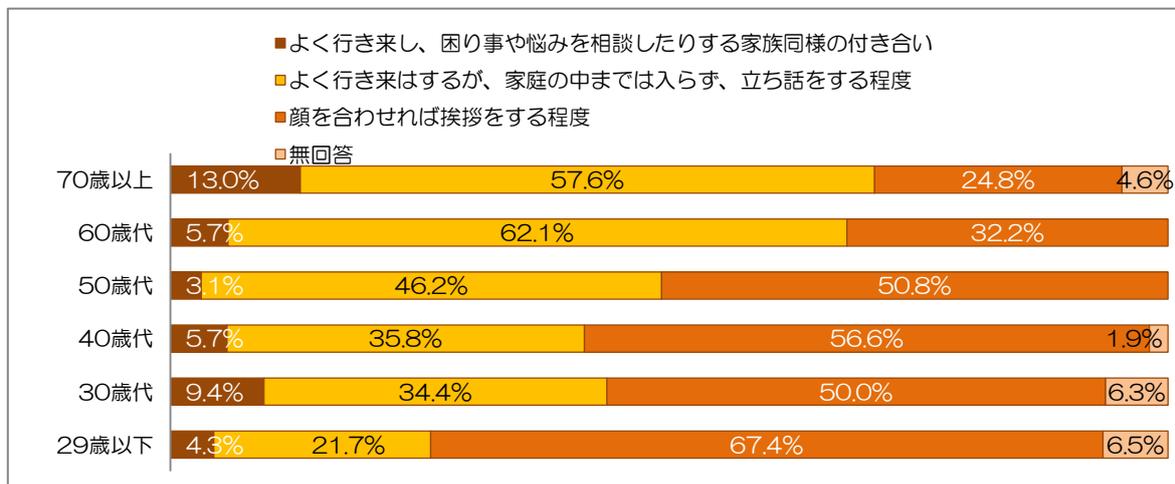
□暮らしやすさを感じる意識がやや不足気味

身近な「地域」と感じる範囲での暮らしやすさは、「暮らしやすい」の割合が19.5%、「どちらかという暮らしやすい」が42.7%で、合計63.3%が「暮らしやすい」と回答している。



□若い年代ほど、近所付き合いは浅い

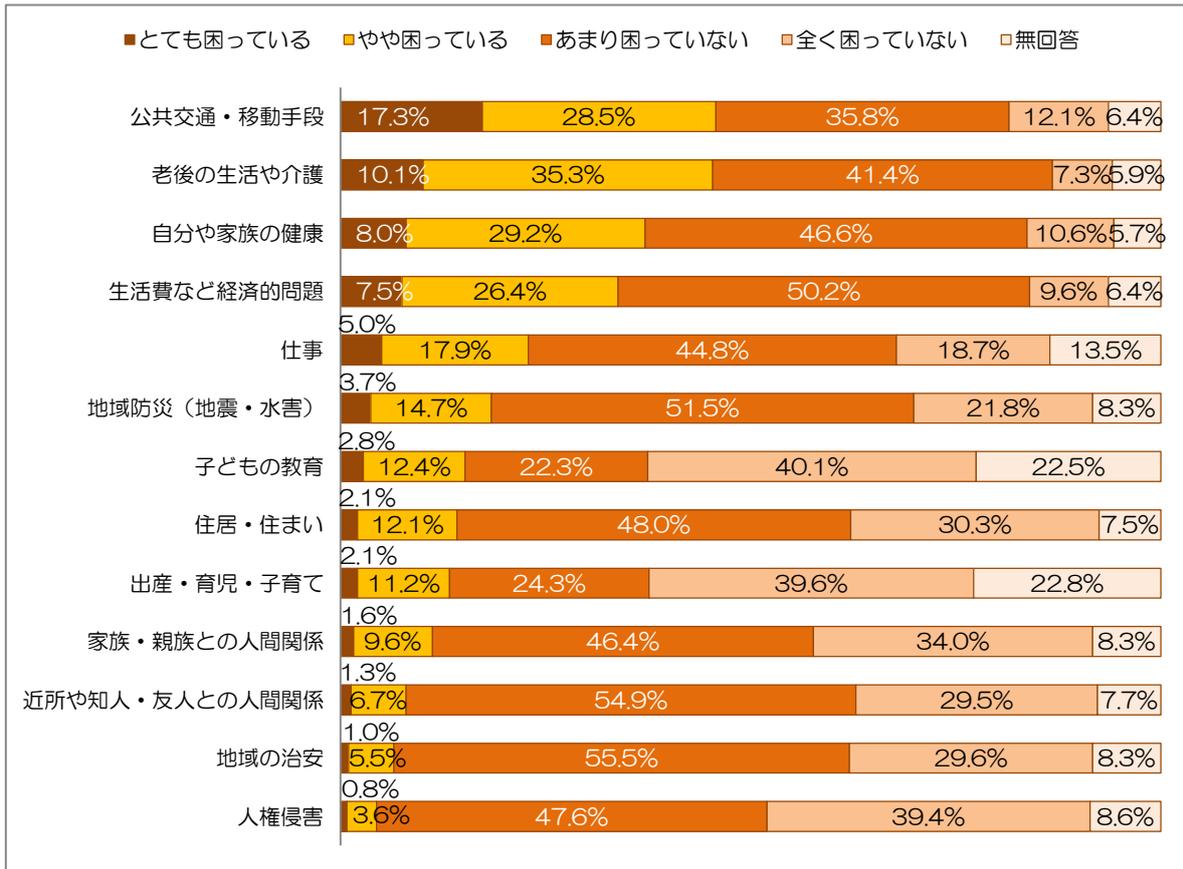
近所付き合いの程度については、70歳以上の年齢層において「よく行き来し、困り事や悩みを相談したりする家族同様の付き合い」が13.0%他の年齢層に比べ高くなっており、年齢層が低くなるにつれ「顔を合わせれば挨拶をする程度」の付き合い程度が強い傾向になっている。



(2) 暮らしの困りごとについて

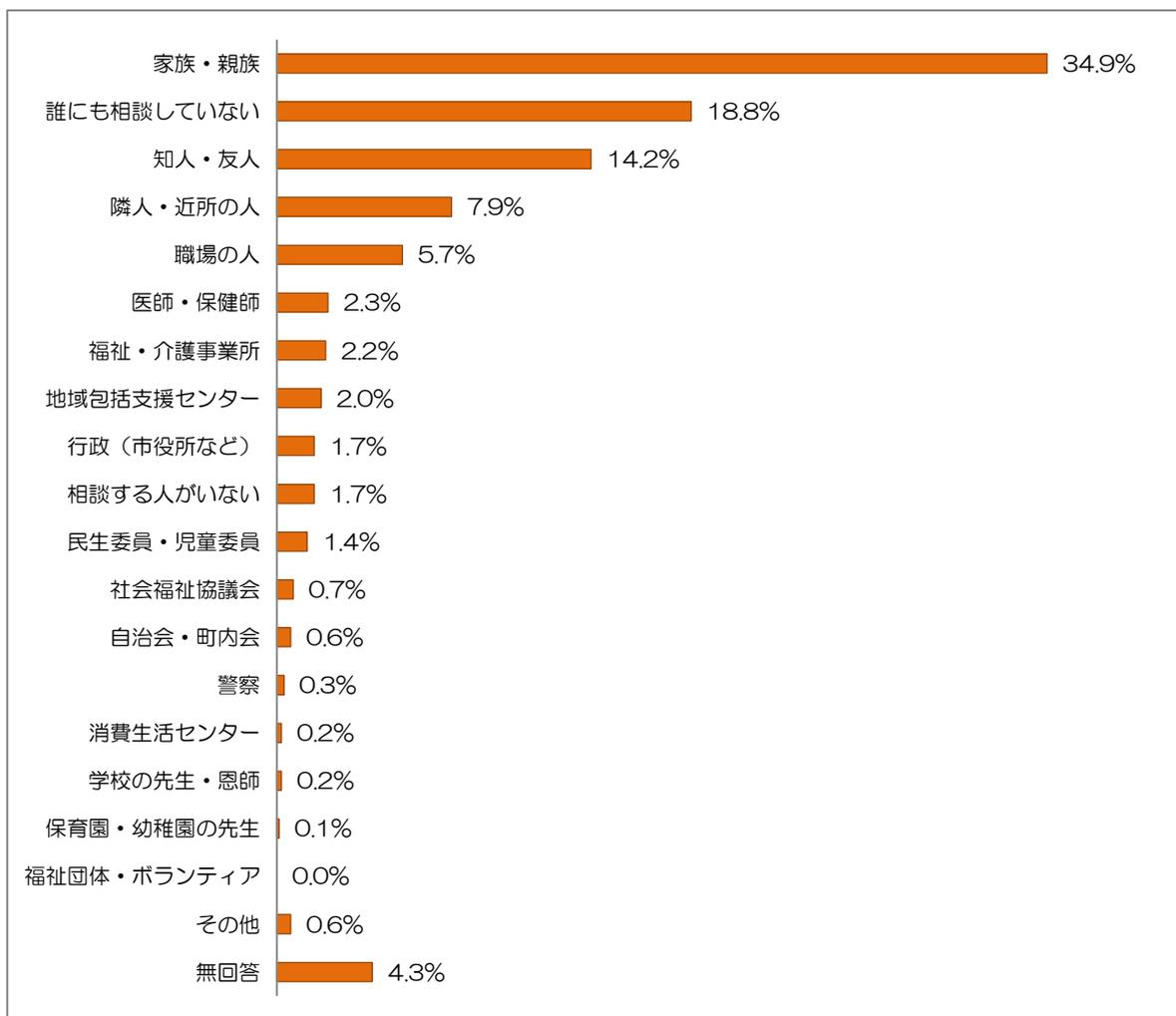
□ 日常の移動手段が大きな困りごと

困りごとや不安については、「とても困っている」、「やや困っている」を合計した「困っている」の割合が、「公共交通・移動手段」で45.8%と最も高く、次いで「老後の生活や介護」が45.4%、「自分や家族の健康」が37.2%、「生活費等経済的問題」が33.9%の順に他の項目に比べると約3割を超え、高くなっている。



□ 困りごとの相談先は、身近なところ

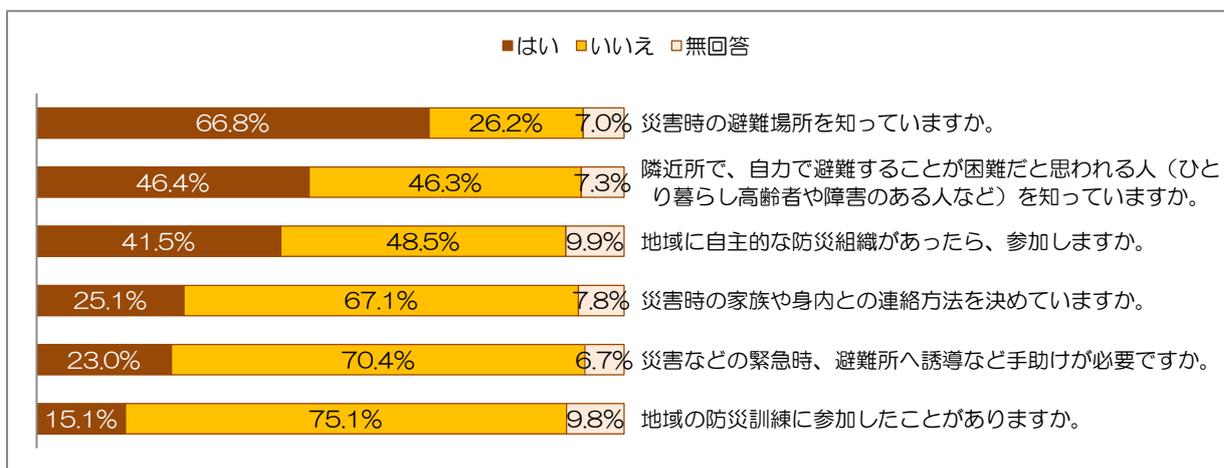
困りごとや不安に対する相談先については、「家族・親族」の割合が34.9%と最も高く突出している。次いで「知人・友人」14.2%、「隣人・近所の人」7.9%、「職場の人」5.7%の順となっている。一方で「誰にも相談していない」18.8%が2番目に高い結果となっている。



(3) 災害時の助け合いについて

□避難場所の周知が課題

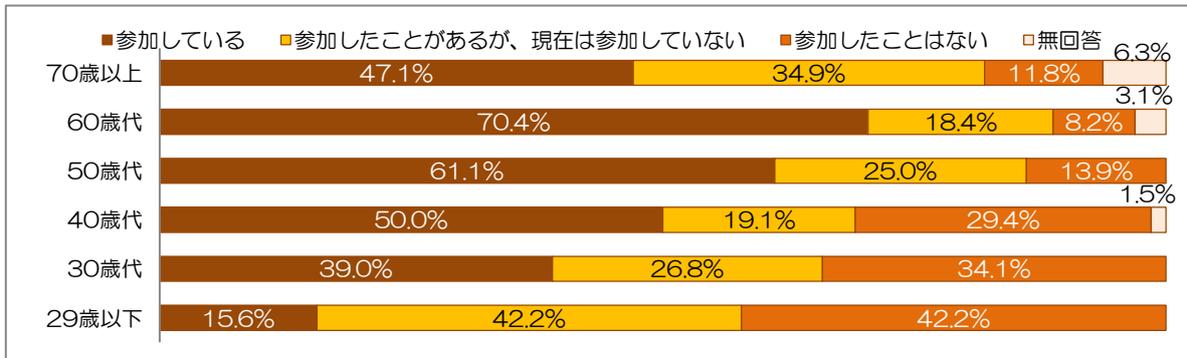
防災に対する取り組みや緊急時の対応について、「はい」の割合が高い順に「災害時の避難場所を知っていますか」66.8%、「隣近所で、自力避難することが困難だと思われる人（ひとり暮らし高齢者や障害のある人等）を知っていますか」46.4%、「地域に自主的な防災組織があったら、参加しますか」41.5%となっている。



(4) 地域活動について

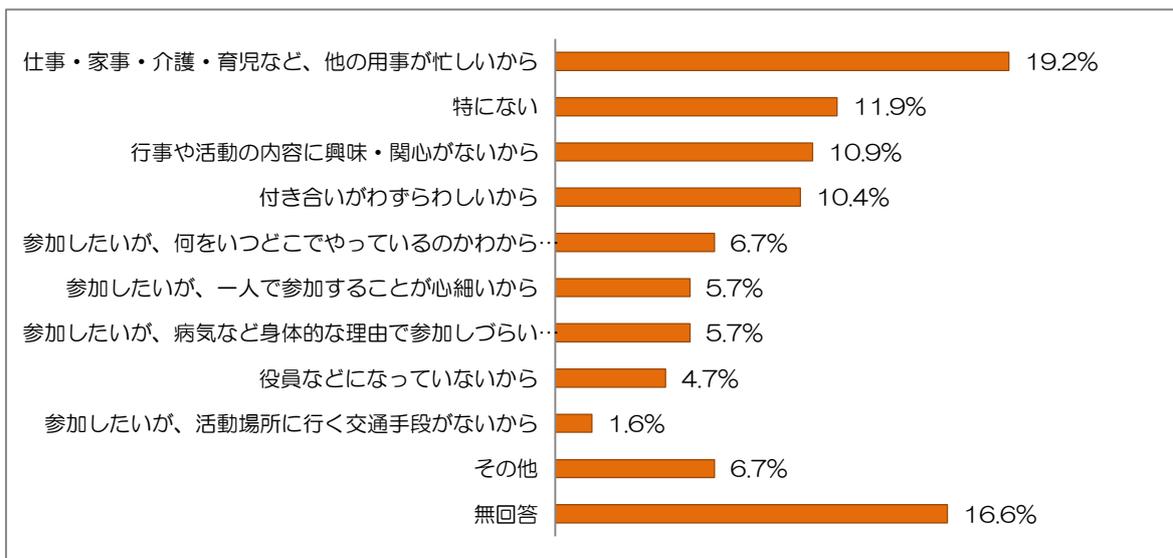
□若い年代ほど、参加が少ない

地域行事・活動への参加状況については、60歳代までの年齢層において年代が高くなるにつれ参加している割合が高くなっている。

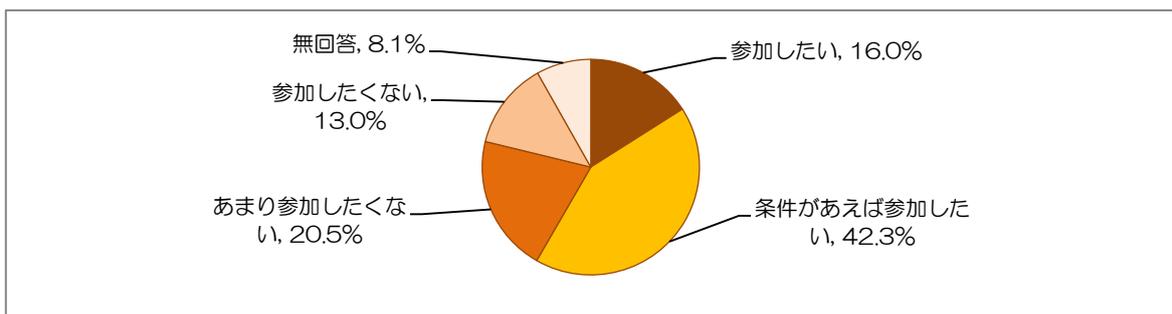


□自分にあった時間や内容なら、参加しやすい

地域行事・活動へ参加してない理由については、「仕事・家事・介護・育児等、他の用事が忙しいから」の割合が19.2%と最も高く、次いで「特にない」11.9%、「行事や活動の内容に興味・関心がないから」10.9%、「付き合いがわずらわしいから」10.4%の順となっている。



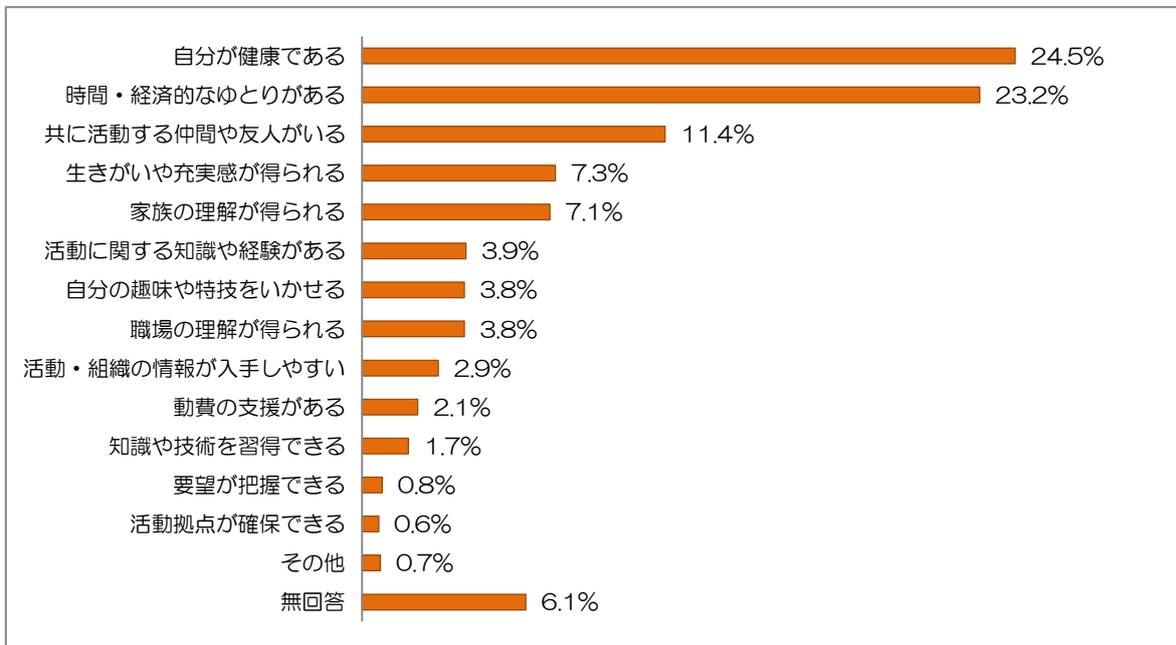
地域行事・活動への今後の参加意向については、「参加したい」の割合が16%、「条件が合えば参加したい」が42.3%で、合計58.3%が参加の意向を持っている。一方「あまり参加したくない」20.5%、「参加したくない」13%の合計は33.5%となっている。



(5) ボランティア活動について

□行動するためには自分の健康管理が大事

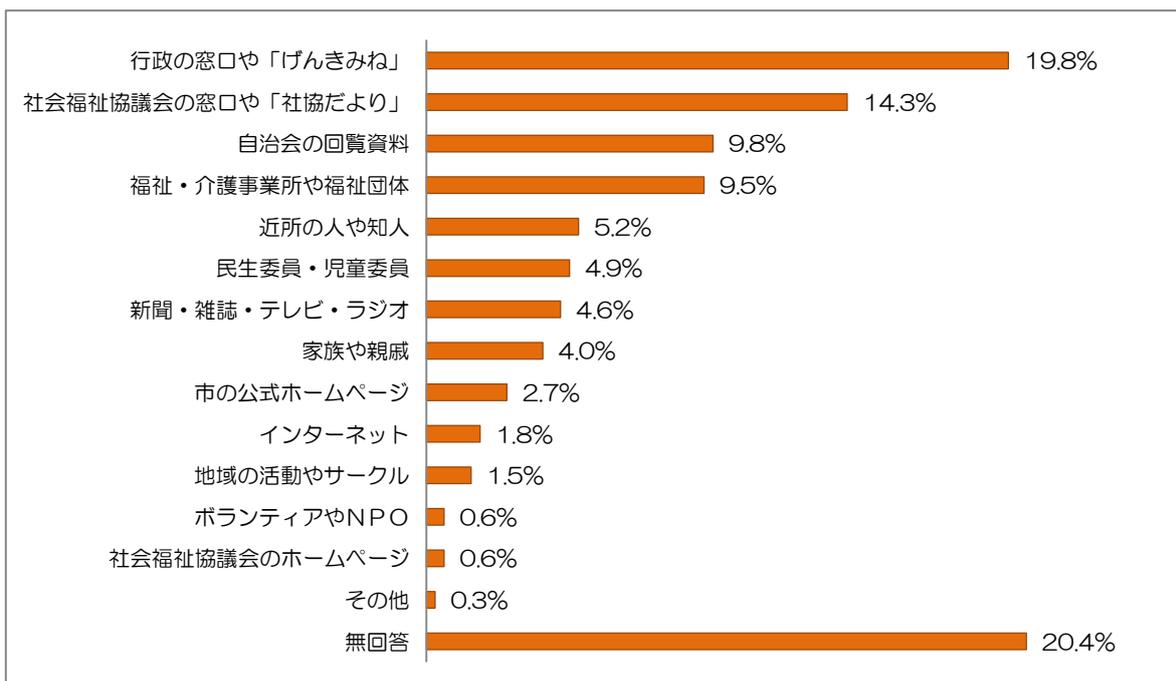
ボランティア活動へ参加するために必要なことについては、「自分が健康である」の割合が24.5%と最も高く、次いで「時間・経済的なゆとりがある」23.2%、「共に活動する仲間や友人がある」11.4%の順となっている。



(6) 福祉のサービスについて

□情報は、広報紙からの取得が多い

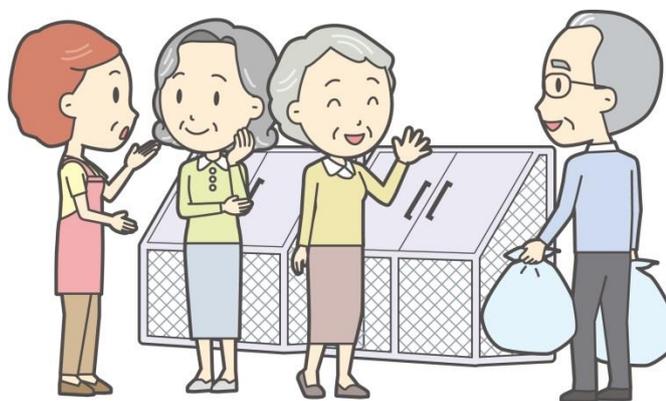
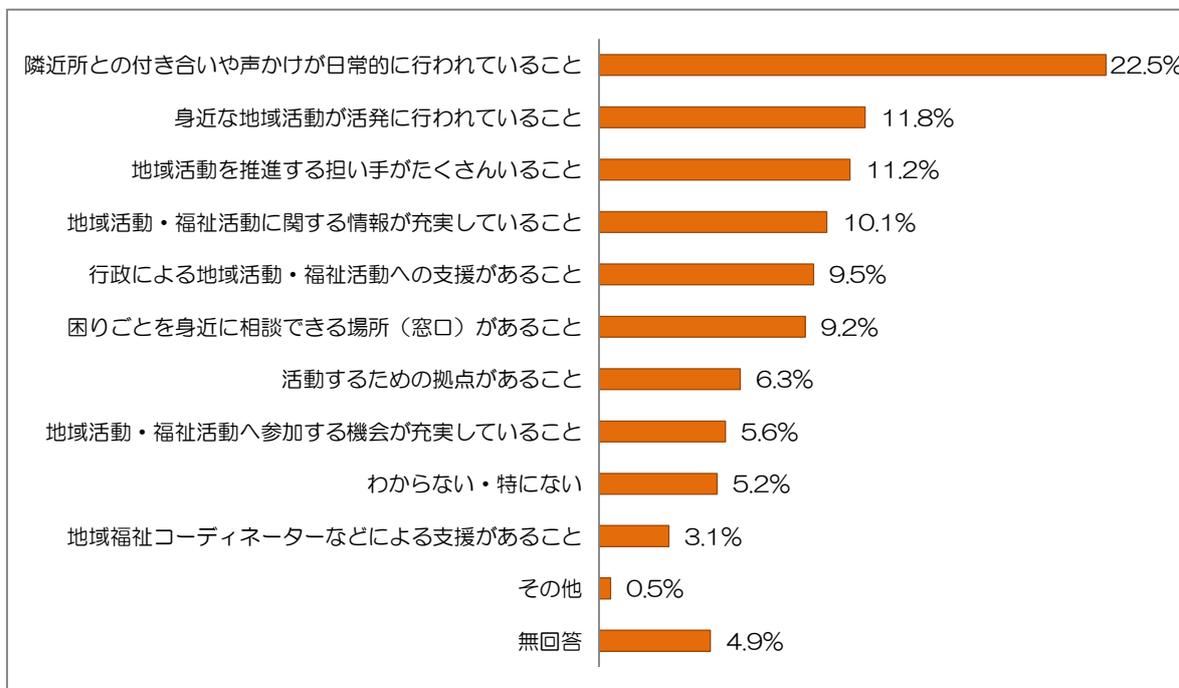
福祉サービス等情報の入手先については、「行政の窓口や「げんきみね」」の割合が19.8%と最も高く、次いで社会福祉協議会の窓口や「社協だより」14.3%、「自治会の回覧資料」9.8%、「福祉・介護事業所や福祉団体」9.5%の順となっている。



(7) これからの地域福祉のあり方について

□日頃からの声掛けが大事

地域で助け合い、支え合うために大切と思うことについては、「隣近所との付き合いや声掛けが日常的に行われていること」の割合が22.5%と最も高く、次いで「身近な地域活動が活発に行われていること」11.8%、「地域活動を推進する担い手がたくさんいること」11.2%、「地域活動・福祉活動に関する情報が充実していること」10.1%の順となっている。



3 団体ヒアリングからみた現状

地域社会の中には、高齢者、障害のある人、児童等の日常生活支援や災害時の支援等、地域の特定の誰かが抱えている福祉問題や生活課題が様々な形で潜在しています。「困ったときにお互いが助け合える仕組みづくり」を目指して、地域住民をはじめ当事者やその家族が主体的に参加して地域福祉活動を活性化していくための足がかりとして、第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の各施策項目を中心に、団体・組織の活動における問題点や課題に対して、意見交換を行いました。

施策	主な意見
福祉の総合的な相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き等、誰に相談したらいいのかわからない。 ・片親が入院した時等の困りごとをどこに相談したらよいかかわからない。 ・安心なのは、24時間365日の相談体制。 ・サービス利用している人は、担当の相談員がいるが、サービス利用のない人は、相談窓口や専門職、サービス利用の流れ等知らない。
相談窓口や各種相談員制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の質(個人差がある) ・認知症カフェでは専門職が相談を受け、家族介護力アップに努めている。
福祉サービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市内サービスのパンフやガイドブックが欲しい。 ・親亡き後の、住まいの充実(グループホーム等)、法的行為等。(相続や財産の管理処分)。 ・緊急時(親の急な入院等)の対応、高齢家族の負担軽減情報があると良い。 ・施設生活の体験サービスがあれば利用したい。(親の居るうちに施設生活に少しづつ慣らしていく) ・市内に欲しいサービス(重度者の対応:特殊浴、リフト昇降機、送迎、移動、児童発達支援センター) ・親しみやすいネーミングやキャッチフレーズで周知、呼びかける。 ・地域の方が分かりやすい情報紙をつくる。1年1年歳を重ねるので、常に啓発が必要 ・地区集会での手渡し、福祉員の協力を得る。ケアマネに渡す、ホームページやMYT等の活用も検討する。
地域での福祉問題等の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の理解は、あるが、将来の不安等については、近所や地域で話す機会が無い。 ・要支援者情報の共有と個人情報保護の「壁」
地域福祉権利擁護事業や後見制度の周知や利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後には必要になると思うが… ・みんなで勉強したい。
地域住民の助け合いによる避難支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の事前登録制度は知らない。あるのであれば、利用・登録したい。 ・「山中地区を守る会」は、市内でもモデル的な取り組みをしており、令和2年度は、地区内での要支援者マップづくりと、災害時要支援者登録をセットで進める計画がある。 ・民生委員として、事前登録を進めたいし希望もあるが、サポートする人材(制度上の「協力者」)になる人がいない。福祉員や消防団との実質的な連携を図っていきたい。 ・同居家族がいても昼間独居高齢者等、要援護者の把握から漏れる方も存在する。 ・自助、共助を進めるには、個人任せでは限界や温度差があるので、地域ぐるみで取り組もうという意識付けが大事。それ故に、自主防災等組織づくりが効果的と考える。 ・行政の呼びかけよりも、近所の声かけが有効と思う。

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

施策	主な意見
災害ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援登録で高齢者は支援を受けても当然だが、迷惑をかけられないので言い辛い。
子どもの登下校時の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各区から活動者を選任し、見守り活動を実施している。当番で立哨や声掛け、子ども達との同行をしている。
地域の防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・110番の旗を立てても人が来ない。知らない人が多い。
うそ電話詐欺や悪質商法等からの被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・留守番電話にしている。
移動困難な人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の会場が中央（美祢地域）であれば、送迎がないと参加できない。 ・公共交通が充実してない。 ・行事やイベントに連れて出かけたが、家族がいないと外出できない。介助ボランティアが欲しい。 ・支援が必要なので、一緒に入れる温泉や風呂があると良い。プールの更衣室も一緒に入ると良い。 ・頼みやすい低料金で、お互い気兼ねなくできると良い。 ・お手伝いも定例化し、頼られ過ぎると負担になる。 ・ニーズは多いが、事故が心配等、支援の仕組みづくりが必要 ・ジオタクはあるが、特に高齢者は、知っていても使いこなせない。ボランティアによる「分かりやすい”ジオタク”ガイド」（その人に合わせたオリジナル版）作成してみてもどうか。
高齢者の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽にショートステイが利用できるよう、老人ホームの一室利用等、各所に数多くあると良い。 ・住み慣れた地域でサービスを利用したい。（市外や地域外でなく） ・施設慰問や集いの場に関わりを持つことで、ひきこもりをなくす活動に取り組みたい。（シルバー） ・リビング等参加者が固定化している。 ・近所の小さい範囲なら誘い合い、参加していなかった違う顔もみられる。 ・行事と買物（移動販売）を組み合わせると、遠慮なく見て買える。 ・サロン等を継続するには、リーダーに任せず、みんなで役割を分担する。 ・講座から自主運営に移行するには、フォローが必要であり、支援者があると良い。 ・場所や活動費（講師料等）も必要だが、一番のネックは移送である。 ・元気な年寄りが、手助けできると良い。
子育て世帯の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休みや土日子ども達を預けるサービスが欲しい。（日中一時やデイ等） ・妊婦学級や育児相談等で、他の親子と知り合う機会があった。 ・障害のある子の親として、ひだまりの会でつながっている。 ・子どもに障害があっても親が働けるように未就学期のフォローが欲しい。（児童発達支援+障害児保育や日中一時支援等）
地域住民の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の目が気になる。 ・地域の理解が必要 ・地域の人に関わってもらえない。
地域での一人暮らし高齢者等の見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊が通学等の見守りだけでなく、体調が悪く気になる方に対しても、協力し合い見守り活動を行っている。最後は、やはり近所 ・見守りも定期的であれば良いが、周囲に迷惑をかけない“世話＝迷惑をかける”の意識が強い。 ・専門的な見守りもあると良い。

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

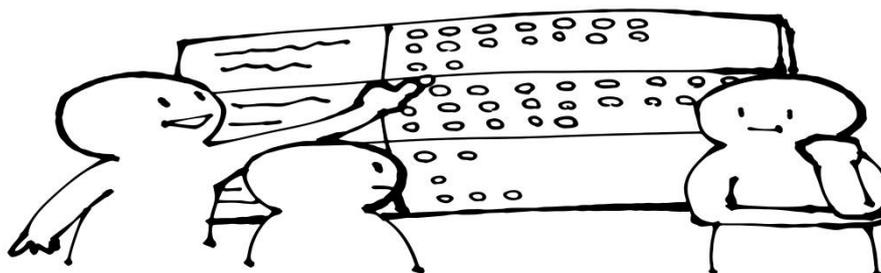
施策	主な意見
地域福祉推進団体への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もこのような会があると良い。 ・活動資金、運転資金が不足することがある。 ・共同募金や社協からの助成金等、より活動している団体に行き渡るよう助成の精査や見直しを望む。
地域住民同士でのたすけあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミサポの支援は、もっと気軽に使える仕組みであって欲しい。 ・ひとり暮らしなので、病気になった時に受診等に一緒にいてくれる人がいると安心 ・地域に人がいない。 ・災害時、地域の消防団等助けに来てくれないのか？ ・ゴミだし等、地域の助け合いが必要（有償） ・それぞれの分野で少しずつ力を出し合い『できることをできる時にできるひとが』適度に息長く継続する。
民生委員・児童委員の活動の強化と住民への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が誰か知らない。民生委員の役割を知らない。 ・健康でない人への対応をどうしたら良いか。 ・一人暮らし家庭の訪問は、同性は話しやすいが、異性（女性）の方が体調が悪い場合、どこまで関わって良いかわからない。
福祉員の活動の強化と住民への周知・啓発	—
民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進	—
担い手の確保と育成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親も含めて、OBやOGを職員として事業所で活用するよう、法や基準等緩和策は無いのか？ ・閉校後の地域を誰が担うのか。老人クラブ会員の3分の1が活動困難な人 ・次の世代に目的や流れを伝える。 ・担い手、後継者について、活動の啓発や参加の呼びかけ等の場として、活動紹介や相談コーナーの設置等社会福祉大会も活用してはどうか。 ・「福祉の市」には人は大勢集まるが、ボランティア以外の関係団体の参加も増え、ボランティアの「色」が薄れている感がある。
活動団体間の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・他の障害者支援団体や当事者団体と交流の機会を持ちたい。 ・ひだまりの会や美東の手をつなぐ親の会等との交流がない。できれば、若い人や他の会の人にも子の会に入って欲しい。
活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・みねコミュニティサロンの様な行事が頻回にあり、出て行ける場所があると良い。 ・支援の内容や活動エリアに合わせた活動拠点が必要
福祉教育・人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・親が子離れできるよう勉強（教育）が必要 ・人材について、保育士や教員にも障害についてもっと理解してほしい。 ・外国人の増加に対する不安や相互理解の薄さがある。言語、宗教、生活習慣の違い（食べ物、服装、ごみ分別等）
福祉問題等を学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・近所や地域では機会がない。 ・助け合い活動（有償サービス）のノウハウ等について学びたい。

施 策	主 な 意 見
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○職場の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・産休育休の制度。 ・時短勤務を認めてもらっている。 ・理由により、子どもとの同伴勤務の受け入れもある。 ○小児医療の充実 ○病児保育 <ul style="list-style-type: none"> ・利用前に再度市立病院小児科を受診する流れに違和感がある。 ○休日保育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・特に、親がサービス業で土日祝日も勤務の際に利用ニーズがある。 ・「仕事を辞めるしかないのか・・・」と思うこともある。 ・既存の保育事業の運用の工夫で対応できないものか。



4 ワークショップからみた現状

第二次美祢市総合計画の策定にあたり、わたしたちが暮らす各地区の将来にわたる持続可能性のある地区づくりを考えるため、「市民ワークショップ」を2回開催し、延べ333名の参加者による地区のまちづくりの方向性を見いだすための多くの意見をいただきました。



第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

区分	地区の課題	地区を発展させる取り組み
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購買・娯楽施設がない ・ 空き家が多い ・ 農地の荒廃・有害鳥獣被害が多い ・ 働く場所がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家・空き農地・廃校の利活用 空き家のグループホーム的な高齢者利用 閉校・廃校を利用した企業の推進 空き家を別荘で売り出す、貸し出す ・ 農業法人等の企業誘致による働く場の確保 ・ 都市機能の集中 教育・福祉等のオールラウンドな総合タウン化 支所と本庁のテレビ電話化 ・ 医療介護の包括システムの充実
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のつながりの希薄化 ・ 人がいない（戻ってこない）特に子どもの減少 ・ 避難場所の不備 ・ ひとり暮らし世帯の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 域内交流の活性化 クラウドファンディングでお祭り 趣味の発表会 ・ 多世代間の交流 ・ 企業・住民との交流 工場見学・体験学習・出前講座 ・ 住民全員参加型避難訓練 ・ 地域内で収入を得る手段の構築 自治会で委託業務の受託 地域で買い物をする
人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者・担い手不足 ・ 自治意識の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者の育成 ・ 地域リーダーの育成 ・ 学習機会の提供 ・ ボランティア精神の意識醸成 ・ 眠れている人材・資源（特技のある人）の活用 高齢者が活躍できる機会づくり 退職者技術を活用できる場所づくり ・ ふるさとを思う心の教育 家庭で子どもに故郷をひきつける教育
食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場となるカフェの設置 ・ 特産品の情報発信 そば、えごま油等 ・ 高齢者が活躍できる食堂 ・ 飲食店の地域運営 ジビエレストラン、古民家レストラン
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の便が悪い ・ 車が必要 ・ 集客のための車の配置 ・ 公共交通手段が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物の乗り合いバス ・ 乗合アプリの活用 ・ 地域内乗り物シェア

5 第1次計画の課題と次期計画への取り組み

地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況（平成30年度）

具体的施策	課題	次期計画に向けた取り組み
福祉の総合的な相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク会議や事例検討、連携会議の継続実施 これまで連携のなかった相談支援機関との連携と実践の蓄積 総合的相談に関する各所の業務の共通理解や研修（多機関、各窓口、支所、出張所等も含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に実施した、他機関や生活圏域の推進組織の協働モデル事業をもとに、更なる連携強化と実践の蓄積を図る 福祉関係分野の総合相談体制の構築に係る専門部会を設置し、調査研究を行う
相談窓口や各種相談員制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 課題や悩みがある人→身近な窓口としての福祉員→つなぎ役の民生委員・児童委員→相談専門窓口というイメージの定着が弱い 周辺地域の利便性を考慮し、各公民館においても相談窓口を開設しているが利用増加につながらない 相談窓口がさらに身近となるような広報や周知方法の工夫 福祉員への周知と活用 	<ul style="list-style-type: none"> 紙面やホームページ等多様な媒介を活用した相談窓口の周知を継続 多機関連携による包括的な相談支援ネットワークの構築
福祉サービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> さらなる周知や情報提供体制の工夫 地区社協等が主体となった研修や学習の機会はあるものの、参加は関係者に止まっている 高齢者対象の取り組みの色が濃い 全世代に向けた周知の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> 紙面やホームページ等による情報発信に加え、地域での各種連絡会議や研修会、ふれあいいきいきサロンやボランティアグループへの福祉サービスの周知 生活支援体制整備事業における「支え合いマップ」の周知と活用
地域での福祉問題等の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 地域の主体性の形成 専門機関、専門職からの意図的な問題提起がまだまだ不足 地域共生の社会づくりの具体化のための課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での課題共有のための更なる機会や場づくり 福祉員との情報共有の仕組みづくり 福祉意識調査アンケートの集計と分析 市民ワークショップやテーマ別ふくし座談会での意見集約と分析
地域権利擁護事業や成年後見人制度の周知や利用支援	<ul style="list-style-type: none"> 潜在ニーズの発見・地域からの相談経路の確立や専門職の早期介入・生活関連事業者等、職域向けの利用者理解の機会が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における、福祉サービス利用者理解の推進 福祉活動やボランティア活動への多様な主体の参加促進・民生委員や福祉員等、福祉推進者との連携 福祉に関する個別（分野別）計画の周知

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

具体的施策	課 題	次期計画に向けた取り組み
地域住民たすけあいによる避難支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災の取り組みの地域差 ・福祉サービス利用者や災害時要配慮者の事前登録が浸透しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動と連動した防災意識の高揚 ・災害時要援護者事前登録制度の促進と関係者（民生委員・児童委員、福祉員、消防団等）の連携の仕組みづくり（災害時要援護者事前登録のモデル実施、防災・災害復興支援検討会の開催等） ・地域防災リーダー及び自主防災組織の育成
災害ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの啓発 ・ボランティアの育成や活動の支援 ・被災地のニーズ発見や生活課題の把握の仕組みづくり ・局内の災害時体制の見直しと周知（社協） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民ふくし講座にて、災害ボランティア経験者の集いを企画し、災害ボランティアの知識や心構え等を伝える ・防災、災害復興支援マニュアルの点検と見直し（福祉サービス利用者の災害時支援モデルづくりと周知等）と他機関や地域への浸透
子どもの登下校時の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路、防犯啓発のぼり旗等の配置見直しや啓発用品更新の財源確保 ・活動者の育成や連携 ・タイムリーな防犯情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動に、さらに多様な主体が参加できるようにたらきかけを強化 ・警察や防犯対策協議会を中心に、地域の防犯や見守りに一体感を醸成
地域の防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯啓発のぼり旗等の配置見直しや啓発用品更新の財源確保・活動者の育成・タイムリーな防犯情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動に、さらに多様な主体が参加できるようにたらきかけを強化し ・地域の防犯や見守りに一体感を醸成と啓発
うそ電話詐欺や悪質商法等からの被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムリーな防犯情報の共有 ・区長や福祉員への情報伝達 ・自助力（セルフディフェンス）の強化 ・高齢者や障害のある人等、理解や判断に不安がある 人の被害防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の情報共有 ・講座開催やオフトーク等による防犯情報の提供や発信による注意喚起 ・訪問ボランティアによる防犯啓発 ・年金支給日の防犯立哨 ・ふれあいサロン等集いの場での防犯講座 ・金融機関や生活関連事業者との連携強化
移動困難な人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許の自主返納後の生活支援 ・支え合い活動中の事故防止 ・シオタク利用の周知（分かりやすい情報提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ・免許返納と移動を課題とした生活支援の関連付け ・次期再編（令和2年4月実施予定）に向けた各種調整 ・福祉車両運転者等を対象とした、安全運転講習等による事故予防
高齢者の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの地域差 ・活動の担い手の育成 ・人口減少に伴う参加者の減少 ・交流の場への移動手段 ・認知症対策 ・ふれあいいきいきサロン保険の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体の交流の場づくりの促進 ・生活支援体制整備事業における集いの場の創設 ・情報紙「ささえ愛マップ」の活用と参加促進 ・多様な主体による運営や、多様な参加者が集うことのできる場づくり（地域共生の視点）

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

具体的施策	課 題	次期計画に向けた取り組み
子育て世帯の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行・地域からの孤立や生活困窮・児童クラブをはじめ、子育ての総合的支援拠点の計画的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル等の参加呼びかけ強化等、交流の促進と孤立防止 ・子育て世代包括支援センター設置 ・病児、病後児保育施設との関連 ・地域共生の視点
地域住民の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体意識の啓発醸成 ・多世代の参加 ・取り組みの地域差 ・担い手への負担集中や参加者の固定化 ・フリースペースの拡大 ・県モデル事業の終了による活動財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりの場づくりから助け合いの仕組みづくりへの展開を図る。 ・フリースペースや全年齢、全対象対応の集いの場のモデル実施を継続し、「地域共生」の実現を目指す ・集いの場づくりを進める過程で、地域住民や関係団体機関との連携をさらに深める ・みねコミュニティサロン、ひまわりサロン開催による、障害のある人の社会参加の促進 ・相談支援やコーディネート力の強化
地域での一人暮らし高齢者等の見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展によるひとり暮らし世帯の増加 ・ひきこもり、生活困窮等課題の重複化 ・緊急時、災害時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り担い手研修会の開催による、地域課題や具体事例の共有と見守りの担い手の育成 ※モデル地区：大嶺、豊田前 ・民生委員、福祉員、生活関連事業者、消防団等多様な主体による地域見守りの体制強化
地域福祉推進団体への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手や協力者の不足、高齢化、固定化等、特定の担い手への負担増 ・地域福祉推進団体と社会福祉法人の連携 ・企業の社会貢献活動に至るノウハウや地域課題の共有、コーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体同士の現状共有や協働の機会づくり（地域） ・社会福祉法人地域公益活動協議会と地域課題や地域活動団体との結び付け ・地域課題と企業等を結び、中間支援組織としての機能強化（市社協） ・地域コミュニティの拠点づくりの推進
地域住民同士でのたすけあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の共有等取り組みの必要性の理解の浸透 ・調整役やコーディネーターの育成・活動拠点の整備確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体（地域ささえ愛会議）や地区社協等を中心とした助け合い活動のモデル実施 ・自然、歴史、観光、福祉を関連付けたモデル的な取り組みの研究や試行
民生委員児童委員の活動の強化と住民への周知・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や生活課題の多様化等による訪問対象者の増加 ・後継者の確保体制の整備 ・担当欠員地区の解消等次期改選への準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者マップ・台帳を整備し、正確な情報共有に努める ・「災害時一人も見逃さない運動」を継承し、「災害時要援護者登録制度」の周知に努める ・地域住民への積極的なPR活動の展開 ・民生委員児童委員の一斉改選に向けた対応（これまでの活動等の引継ぎ等）

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状と課題

具体的施策	課 題	次期計画に向けた取り組み
福祉員の活動の強化と住民への周知・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎に異なる在任期間や選出方法 ・活動基盤（活動に係る経費等）の整備 ・福祉員の組織化と地区社協との関係性の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期や設置基準の見直し（市社協、地域） ・活動基盤の整備（市社協、市） ・見守り活動やサロン活動、連絡会議や研修会等への参加促進と定期的な情報交換の場づくり（地域、市社協） ・地域課題の情報収集や発信の仕組みづくり
民生委員児童委員と福祉員の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修や会議等、不参加地区へのフォロー ・地域における福祉員や民生委員の認知度や関心度・福祉員の組織化について、地区社協や地区民児協等との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、福祉員、専門職の需給調整の機会づくり ・地域課題や、好事例の共有 ・民生委員、福祉員連絡会議や合同研修会の在り方や内容の見直しによる連携の強化 ・これらを通じた、認知度や関心度の向上
担い手の確保と育成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労世代等福祉やボランティアに関わる機会が少ない世代への広報啓発の手法や仕組みづくり ・地域課題等を企業と共有する機会、経路や仕組みがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生、勤労世代のボランティア参加促進 ・学校や企業と連携した福祉やボランティア講座の企画実施による学習や啓発の機会づくりとモデル事業化への発展
活動団体間の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・団体間交流や連携協働の温度差 ・活動参加や人材育成に関する啓発 ・諸活動への参加者や担い手の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の取り組みに加え、多様な主体の参加による取り組みを進める ・地域コミュニティの拠点づくりの推進
活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の老朽化 ・廃校や空き家等の再利用 ・改修や備品整備等の財源確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動や人材育成の拠点の利用促進を図る ・学校や企業等との調整協議の中で、新たな活動拠点を開発する ・公民館等の社会教育施設と福祉やボランティアとの有機的な活用と連携
福祉教育・人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、学校、企業等へのはたらきかけ ・学生や勤労世代の福祉やボランティアへの参加 ・さらなる人権意識の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習やコミュニティ・スクール活動等学校との連携を維持 ・地域、学校や企業による福祉学習の推進による福祉ボランティアの育成 ・「学習から参加」の仕組みやプログラム開発
福祉問題等を学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題共有の具体化 ・地域課題等に意識の低い層への関わり ・若い世代の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多様な主体による、福祉学習の企画調整 ・防災等、関心事の高いテーマと関連付けた福祉やボランティア学習プログラムの開発 ・学習や体験から、活動参加への仕組みやコーディネート



6 本計画で取り組むべき課題

(1) 地域福祉を推進する意識醸成やひとづくり

地域福祉活動を推進するうえでは、福祉に対する理解を深め、福祉の気運を醸成するため、講演会、研修会、広報等により周知啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉活動団体等が連携して福祉教育を推進することが重要です。

また、ボランティア活動は個人の自主性に基づくものであり、その精神はあらゆる地域福祉活動を進めるにあたって重要なものとなります。

アンケート調査では地域行事・活動への参加状況について、「参加している」と回答した人の割合が約過半数を占めている一方で、約2割は参加したことがないと回答しています。特に「仕事・家事・介護・育児等、他の用事が忙しい」、「行事や活動の内容に興味関心がない」、「付き合いがわずらわしい」といった理由を背景に若い年齢ほど「参加したことがない」割合が増える傾向にあります。地域活動への参加は、地域とのかかわりを持つ身近な場でもあることから、だれでも参加しやすい幅広い年齢層の参加を促進するため、参加しやすい負担の少ない活動内容を検討することが必要です。

ボランティア活動への参加状況については、「参加している」の割合と、「以前に参加したことがあるが、現在は参加していない」との割合の合計で約3割強の人が参加経験を持っています。その一方で「参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」と回答した人の割合が約4割を占め、全年齢において同じ傾向にあります。ボランティア活動へ参加するために必要となる条件として、「自分が健康である」、「時間・経済的なゆとりがある」、「共に活動する仲間や友人がある」と回答している人の割合が高く、若年層や元気な高齢者等がボランティア活動へ積極的に参加できる環境づくりが必要とされています。

今後地域活動やボランティア活動への参加を進めていく上では、きっかけづくりや情報提供の充実が必要です。また、テーマ別団体調査やワークショップにおいても、地域活動やボランティア活動を積極的に行う人や中心的役割を担う人材が不足している等懸念する意見が多く、今後さらなる高齢者の高齢化が進展し、活動団体や個人への負担が大きくなっていくことが予想されます。これまで以上に参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。

社会福祉協議会においては、ボランティア活動に関する相談、援助、登録、紹介や養成研修、情報提供、普及啓発等の活動が課題となっており、ボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。

(2) 地域のつながりと交流

地域での顔の見える関係や交流を通じた心のふれあいが少なくなっており、福祉意識が育ちにくい社会になっています。そのような中では、隣近所や周囲の生活課題に気付く機会も少なく、支え合える関係づくりが難しいといえます。

アンケート調査では、近所付き合いについて「ある」と回答した割合が8割を超えており、近所付き合いと暮らしやすさとの関係について、「大きく影響する」、「どちらかといえば影響する」と回答した割合の合計で「影響する」と回答した割合も8割を超えています。その一方で、近所付き合いの程度について、「よく行き来はするが、家庭の中までは入らず、立ち話をする程度」と回答した割合が約半数と最も高いが、「顔を合わせれば挨拶をする程度」と回

答した割合も約4割となっています。また、今後の近所付き合いについては、「現状のままで良い」と回答した人の割合が8割を超え、「近所付き合いを深めたい」と回答した割合は1割にとどまり、近所付き合い意識の希薄化が強い傾向にあります。

テーマ別団体調査においても、自助・共助を進めるためには、個人任せでは温度差や限界があるため、地域ぐるみで取り組むという意識付けが大事であるとの意見も出ています。こうしたことから市民一人一人に対して、出来るだけ年齢の若い時期から、地域とのふれあい・交流や助け合い・支え合い等について学べる機会を多く持つことで、地域福祉の心の更なる醸成を図るとともに、交流できる場や地域の支え合いのきっかけづくりが必要となっています。

(3) 誰もが住み続けられる福祉のまちづくり

アンケート調査では、現在の地域に住み続けたいと思う理由について、「持ち家がある」「生まれ育った地域」と回答した人の割合が高く、地域に愛着を持っている人がそのまま住み続けることを望んでいます。一方で地域に対する暮らしやすさについては、「暮らしやすい」、「どちらかという暮らしやすい」と回答した割合の合計が62.2%に止まっており、更に「暮らしにくい」と回答した方の移住意識が高い傾向にあります。また、住み続けたくないと思う理由について、「日常生活が不便」、「仕事や通学」に関することについて特に不便さを感じている人が多い状況となっています。更に、暮らしの困りごとについては、「公共交通・移動手段」、「老後の生活や介護」、「自分や家族の健康」に関することへの問題を抱えている人が多く回答しています。

本市においては、地区によって高齢化で小規模化する行政区が多く存在し、コミュニティ機能の低下が一層進むことが懸念されます。また、高齢化や単身世帯の増加等の進展が顕著となり、市全体で移動に関する課題意識が高く、交通手段の確保といった課題への対応や空き家、遊休農地の活用等、多分野にわたる地域課題も多く出てきており、連携した対応が急がれています。

安心して健康に生活を送るうえで、だれもが医療や介護を受けることができる環境を整備する必要があります。併せて、一人暮らし高齢者や子どもの見守り等地域が主体となって行うすそ野の広い地域活動が必要になっています。

(4) 総合相談・支援体制

アンケート調査では、福祉サービス等の情報の入手先として、市や社会福祉協議会の広報紙と答えた人の割合が特に高く、相談先となる各相談所の認知度についても高い状況にあります。その一方で、相談先として「家族・親族」と回答した人の割合が高く、身近な人が多くを占め、行政機関等の相談窓口は相対的に少なくなっています。また、「誰にも相談していない」と答えた人の割合が次に高い状況になっており、身近な相談先がない場合や次の専門機関へ繋いで、支援を必要とする者が適切な支援を受けることができるよう環境整備を行うことが必要です。特にテーマ別団体調査でも意見の合った、サービスを利用していない人へ必要な支援に結びつけるアプローチが当に求められている喫緊の課題となっています。

身近な相談窓口は、地域に近い民生委員・福祉員や地区社会福祉協議会等が受け皿としての機能を持ち地域の現状を把握する活動を行っていますが、個人情報保護に配慮するため、関係者のより一層の連携が必要となります。これらの問題を解決するために、相談支援体制や個人情報保護といったこれまでの枠にとらわれず、関係する部署や専門機関との連携を強化し、地域一体となった総合的な相談支援体制を確立する必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念



共に支えあい、共に生きる 福祉のまちづくり

第1次計画では「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

人口減少社会への突入により、少子高齢化が一層顕著となり、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支えあい、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

また、国では、あらためて住民同士のつながりを深め、共に助けあい、支えあいながら、地域の課題を解決する力を身に付けることで、住民一人ひとりが住み良い暮らしと生きがいをもつ「地域共生社会」を目指しています。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支えあう地域づくりを目指す必要があります。

本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、共に支えあい、適切なサービスを受けられるよう、第1次計画の基本理念を踏襲し、「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を掲げます。

2 基本目標

市民意識調査などから、地域福祉に関わる課題を整理し、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標 1 安心して生活できるまちづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進します。

市民が住み慣れた地域で、安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉など各種サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、総合的にサービスを提供できる地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

基本目標 2 地域のつながりづくり

住民同士の結びつきが強く、日頃から声掛けや見守りがなされている地域では、犯罪が起こりにくく、近年多発する集中豪雨などの自然災害に備えることも含め、人と人が支えあい・助け合うことができる地域となるよう、地域交流を促進します。また、日常生活でのあいさつや声掛けを行うなど地域ぐるみの見守り体制の構築や緊急時に備えた防災訓練等を行い、支えあいの体制をつくります。

さらに関係機関・団体間の連携を密にし、総合的に地域福祉を推進します。

基本目標 3 地域で活動するひとづくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支えあい、助け合う意識づくりや、支えあいの活動を担う人づくりです。

全ての市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進します。また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、過疎化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支えあう社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気が付ける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

3 圏域の設定

地域福祉では「地域」の役割や機能が重要になります。

「地域」には、様々な範囲が考えられます。最も小さな単位としては、日常的な生活の中で、「隣近所」としてのとらえ方があります。更に、「隣近所」が集まり「行政区」、「行政区」がまとまり「校区」となり、最も大きな地域は「全市」となります。

市町村合併により、旧市町の地域の形態や範囲に多少の違いはありますが、イメージとしては概ね次のようになり、本計画ではそれぞれの地域に重層的な圏域を想定し、相互に連携を取りながら、施策展開を図っていきます。

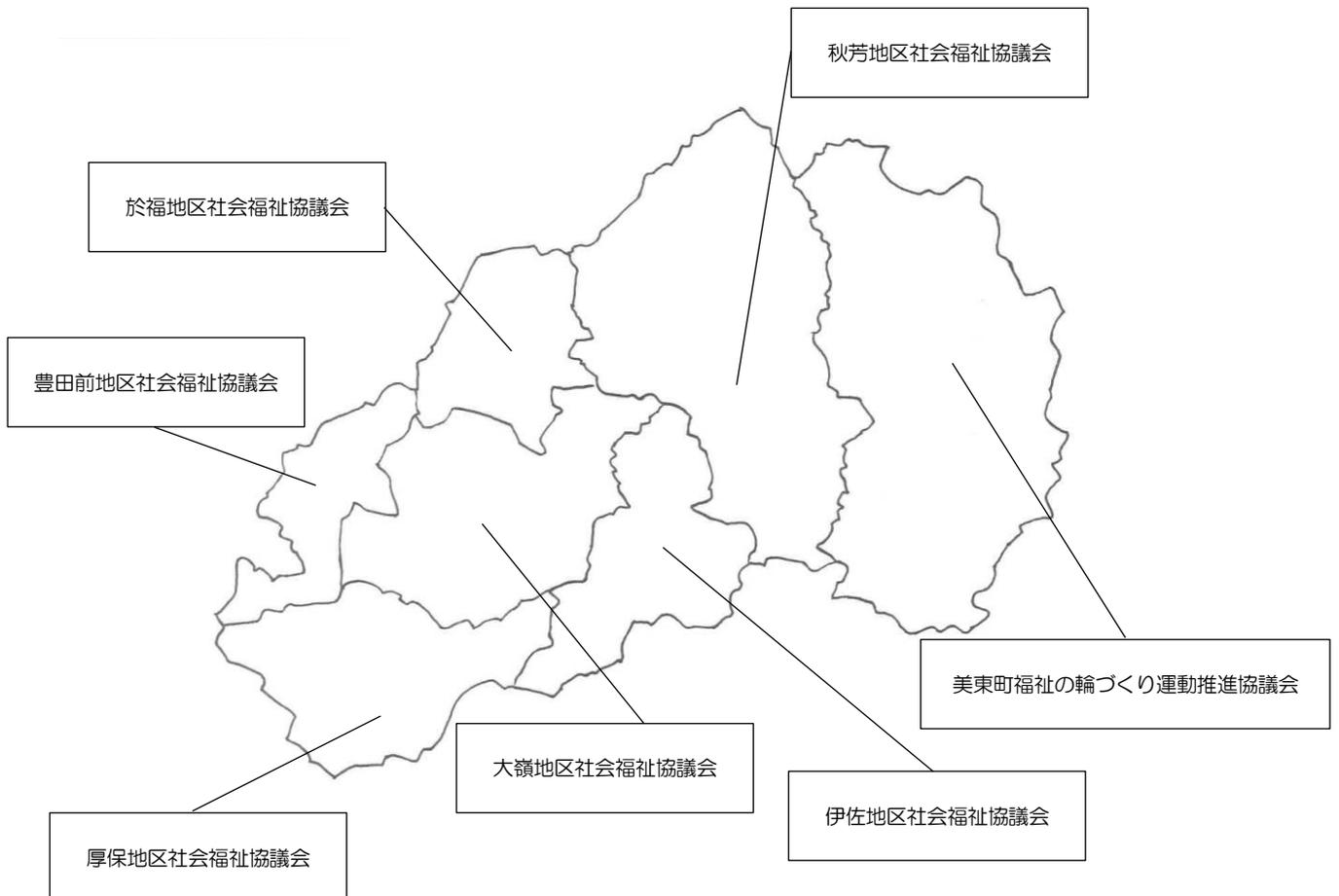
圏域のイメージ



福祉圏域



住民主体地域活動圏域



4 計画に盛り込む事項

改正福祉法の新たに加わる事項の整理表

地域福祉計画に盛り込むべき事項	関連する施策	
地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項		
<p>様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の</p> <p>ア 様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p> <p>・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等</p>	<p>1-3-③</p> <p>2-2-①</p> <p>2-2-②</p>	<p>③福祉と連携したまちづくりの推進</p> <p>①災害時の地域防災体制の充実</p> <p>②地域の防犯体制の充実</p>
<p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p> <p>・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策</p>	<p>1-2-①</p> <p>1-3-①</p> <p>2-1-①</p> <p>2-1-②</p> <p>2-1-③</p>	<p>①権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用支援</p> <p>①適切な福祉サービスの提供</p> <p>①地域住民の交流の推進と拠点の整備</p> <p>②地域での見守り活動の推進</p> <p>③地域住民同士でのたすけあい活動の推進</p>
<p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <p>・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）</p>	<p>1-1-③</p> <p>1-3-②</p>	<p>③地域での福祉問題等の情報共有と課題解決の仕組みづくり</p> <p>②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実</p>
<p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <p>・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）</p>	<p>1-3-②</p>	<p>②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実</p>
<p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016年（平成28年）3月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等</p>	<p>1-3-③</p> <p>2-1-③</p>	<p>③福祉と連携したまちづくりの推進</p> <p>③地域住民同士でのたすけあい活動の推進</p>
<p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項</p>	<p>1-3-②</p>	<p>②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実</p>

第3章 計画の基本的な考え方

地域福祉計画に盛り込むべき事項	関連する施策	
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方	1-3-②	②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ・自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）	1-3-②	②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）	1-2-①	①権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用支援
コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方	1-2-②	②虐待の防止と対応の強化
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 ・再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項	1-3-②	②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）	2-1-①	①地域住民の交流の推進と拠点の整備
ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 ・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理		圏域の設定

第3章 計画の基本的な考え方

地域福祉計画に盛り込むべき事項	関連する施策	
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組 	2-1-③	③住民同士のたすけあい活動の推進
	3-1-③	③社会福祉法人地域公益活動の推進
ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	2-1-③	③住民同士のたすけあい活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制 	3-1-③	③社会福祉法人地域公益活動の推進
タ 全庁的な体制整備		
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備 	3-1-③	地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進
包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）		
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）	1-1-③	③地域での福祉問題等の情報共有と課題解決の仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> ⑦地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ⑧地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ⑨地域住民等に対する研修の実施 	2-1-③	③地域住民同士のたすけあい活動の推進
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）	1-1-③	③地域での福祉問題等の情報共有と課題解決の仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> ⑦地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 ⑧地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ⑨地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 ⑩地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 	2-1-③	③地域住民同士のたすけあい活動の推進
ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）		
<ul style="list-style-type: none"> ⑦支援関係機関によるチーム支援 ⑧協働の中核を担う機能 ⑨支援に関する協議及び検討の場 ⑩支援を必要とする者の早期把握 ⑪地域住民等との連携 	1-1-①	①福祉の総合的な相談体制づくり

5 施策の体系

理念	基本目標	活動目標	施策
共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり	1 安心して生活できるまちづくり	1. 総合的な相談体制と情報共有体制の充実	①福祉の総合的な相談体制づくり ②相談窓口や福祉サービスの周知 ③地域での福祉問題等の情報共有と課題解決の仕組みづくり
		2. 福祉サービス利用者の保護と支援	①権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用支援 ②虐待等の防止と対応の強化
		3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実	①適切な福祉サービスの提供 ②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実 ③福祉と連携したまちづくりの推進
	2 地域のつながりづくり	1. 地域の見守り活動や交流活動の促進	①地域住民の交流の促進と拠点の整備 ②地域での見守り活動の推進 ③地域住民同士でのたすけあい活動の推進
		2. 防犯・防災体制の推進	①災害時の地域防災体制の充実 ②地域防犯体制の充実
		3. 福祉関係組織の充実・連携	①地域福祉推進団体への支援等 ②民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進 ③社会福祉法人地域公益活動の推進
	3 地域で活動するひとづくり	1. 地域福祉意識の醸成	①福祉教育・人権教育の推進 ②福祉問題等を学ぶ機会の提供 ③地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進
		2. 地域福祉活動の担い手の育成	①担い手の確保と育成の支援 ②ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり ③地域活動やボランティア活動への支援



第4章 計画の施策展開



基本目標 1 安心して生活できるまちづくり

活動目標 1. 総合的な相談体制と情報共有体制の充実

現状と課題

住民からの各種福祉相談等に対して、行政・社会福祉法人等が連携して相談支援体制の強化に努めるとともに、地域においては、民生委員・児童委員や福祉員等が、福祉サービスの利用に向けた行政やサービス提供事業者等との最も身近なパイプ役となって、様々な福祉相談への対応を行っています。

しかし、現在の対象者別、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとっては分かりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。また、情報を知っている人と知らない人の二極化も生じており、全ての市民に必要な情報が届いていないのが現状です。悩みや問題を抱える人がどこに相談すればよいか分からず、相談が遅れてしまうといったことがないよう、福祉サービス等に関する様々な情報提供の充実や相談しやすい窓口体制の整備を図る必要があります。

更には、ライフスタイルの多様化等を背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しているため、地域で活動する様々な人や団体と行政との間の情報交換や情報を共有し、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図ることや、必要に応じて多分野の相談機関やサービスへとつなげることができる連携体制を構築していくことが必要です。

特に移動手段の問題等により相談窓口を利用することができない方や、本人や家族が相談や援助についての意思を表すことが困難な場合は、必要な福祉サービスや支援につながりにくい状況にあります。また、発達障害がある方やひきこもりの方等の実態把握が十分でないため、十分な支援ができていないといえます。さらに、サービスは知っているけれど利用の仕方がよく分からないといった声を多く聞きます。

このような現状と先般の社会福祉法の改正により、住民が主体的に生活課題を把握し、解決する体制、多機関協働による包括的な相談支援体制等、それぞれの福祉圏域で包括的な支援体制を整備することが必要となっています。

こうしたことから、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、地域の中で社会的なつながりから孤立し、公的援助・サービスに結びついていない人々に対して、分野横断的かつ能動的なアプローチに基づく支援体制づくりを推進し、コミュニティソーシャルワーカー及び相談支援包括化推進員が地域におけ

る課題を市全体の施策に反映させる等、包括的な相談支援体制を整備することが求められています。

施策 ① 福祉の総合的な相談体制づくり



すべての福祉活動は、相談から始まります。あらゆる相談機関との連携のもとで相談窓口を明確に周知し、「誰に相談したらよいか分からない」という人をなくします。

また、様々な複合課題への対応として、世帯の抱える課題ごとに各窓口への案内を行っている生活困窮者自立相談支援窓口を中心に既存の各分野の相談支援機関等との連携を図り、複合課題を抱える世帯への支援方策を検討するための横断的な支援調整の場を設けます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めましょう。
- 困りごとや不安を抱え込まないで、相談窓口や身近な人に相談しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 困っている人や地域の困りごと気づいたら、相談窓口を紹介しましょう。
- 地域ぐるみで連携し、声かけ等を行いましょ。
- 関係機関による各分野の相談機能の強化に向けた取り組みに協力しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域の課題や相談内容の多分野間での共有化を図り、相談者の利便性の向上に努めます。
- 複合的で複雑な課題に対応できるよう、相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決に努めます。

取組	内容
福祉総合相談センター事業 (市受託事業)	「心配ごと相談所」をはじめ、地域住民に身近な相談窓口の設置とともに、自立相談支援機関に相談支援包括化推進員を配置し、複合課題に対応する社会福祉協議会内外の多職種・多機関が連携した相談体制を整備します。
生活困窮者自立支援事業 (市受託事業)	自立相談支援機関を設置し、生活に困窮している人からの相談に対し、関係機関と連携しながら自立に向け包括的な支援を行います。

生活福祉資金貸付事業 (県受託事業)	低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を図ります。
-----------------------	---

行政の取り組み [公助]

- 保健・医療・福祉等に関わる各相談員や各相談機関と社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等地域関係団体とのネットワークを充実させ、市民の困りごとや複合的で複雑な課題に対応できるよう関係機関の連携体制を構築します。
- 庁内における相談窓口の緊密な連携を図り、ワンストップでの相談支援体制づくりに取り組めます。
- 多種多様な相談に応じるための研修等を行い、各種相談員の質の向上に努めます。
- 相談窓口に専門的職員を配置し、相談専門機関の機能強化を図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。

取組	内容	担当課
福祉総合相談支援体制の整備	自立相談支援機関に相談支援包括化推進員を配置し、複合課題に対応する多職種・多機関が連携した相談体制を整備します。	地域福祉課
地域包括支援センターの充実	美祢地域（直営）、美祢東地域（委託）において、高齢者の相談支援を行います。	高齢福祉課
障害者の総合相談支援の充実	障害のある人の自立した社会生活に向けた総合相談支援を「総合相談支援センターみね」（委託）において行います。	地域福祉課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）の充実	妊娠期から子育て期までの総合相談支援を行います。	健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども等に関する相談全般からソーシャルワーク機能を担う拠点を整備します。	地域福祉課
保健センター機能の充実	市民の健康づくりに関わる相談支援を行います。	健康増進課
生活困窮者自立支援事業の推進	自立相談支援機関を設置（委託）し、生活に困窮している人からの相談に対し、自立に向けた包括的な支援を行います。	地域福祉課



施策 ② 相談窓口や福祉サービスの周知

身近な地域の相談者である 民生委員・児童委員や福祉員また、相談員制度も含めた福祉相談業務についての情報を様々な手段や機会を活用して提供します。

必要な人に必要なサービスに関する情報が伝わるよう、あらゆる媒体や機会を活用します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 広報やホームページ等を見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身に付け、福祉に関する情報を取得しましょう。
- 福祉サービスに関する知識を深めましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 隣近所で必要な情報を伝達しましょう。
- TPOに応じたパンフレットの作成と配布先を開拓し、団体相互の情報を共有しましょう。
- 地域の中で困りごとを抱えている人に対して、必要な福祉サービスの利用につながるよう地域団体の活動等を情報提供の機会として活用しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 会報やホームページ、有線テレビ等により、地域内の福祉活動の実践紹介や福祉サービス情報の提供を行う等広報の充実を図ります。
- 誰もが必要な時に気軽に相談できるよう、相談窓口や相談支援に携わる人たち（福祉員、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ふれあいサロン、ボランティア等）への周知を図ります。
- 高齢者、障害のある人等の情報の受け手に合わせた福祉サービス情報を提供します。

取組	内容
社協だより発行	月1回の広報紙（社協だより「みんなしあわせねっとわーく」）を発行し、地域福祉に関する身近な情報やお知らせ等、全戸に配布します。
ホームページやSNSによる情報発信	インターネットを活用し、ホームページやSNSにより地域福祉に関する最新の状況を提供します。
有線テレビによる情報発信	文字・映像放送を活用し、リアルタイムな情報を提供します。

点字・音訳広報への支援（市受託事業）	ボランティアと連携し、市報の点訳及び点訳カレンダー、音訳広報紙を配布します。
手話通訳者の派遣（市受託事業）	各種講演会等への手話通訳者を派遣し障害のある人に配慮した情報の提供を行います。

行政の取り組み [公助]

- 広報紙やパンフレットをはじめ、ホームページや有線テレビ等、様々な媒体を活用し、分かり易い文章表記、色使い、記載等配慮に努めます。
- 高齢者、障害のある人へ点訳・手話通訳・要約筆記をする等、情報の受け手に合わせた福祉サービス情報を提供します。
- 各種媒体を活用し情報のバリアフリー化を推進します。
- 地域の組織や団体を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の利用拡大に努めます。

取組	内容	担当課
広報等による情報提供	市報「げんきみね」、ホームページ及び有線テレビを活用した情報提供を実施します。	関係各課
点字・音訳広報への支援	市報の点訳及び点訳カレンダー、音訳広報紙の配布を支援します。	地域福祉課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	各種講演会等への手話通訳者・要約筆記者を派遣し障害のある人に配慮した情報の提供を行います。	地域福祉課

施策 ③ 地域での福祉問題等の情報共有と

課題解決の仕組みづくり

地域の現状や課題を共有し、望ましいネットワークのあり方や課題解決策について市民が主体的に検討できる場づくりを進めます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 隣近所の地域生活上の課題に目を向けましょう。
- 誰もが当たり前で生活するために何が必要か、考えてみましょう。
- 地域内の地域課題、生活課題の話し合いの場やふくし座談会等に参加しましょう。
- 手助けが必要な人がいたら、ちょっとした手助けや手伝いをしましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 福祉圏域の地区で気軽に相談できる場を設け、住民で話し合う機会をつくりましょう。
- 地区の集いの場等の様々な地域活動を通じて、身近な地域での情報交換を行いましょ。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、区長等は、身近な地域の相談役として、日頃から地域住民と信頼関係を築き、気軽に相談しやすい雰囲気づくりに心がけましょ。
- 不足している助け合い活動の把握と創出を検討ましょ。
- 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加協力ましょ。

社会福祉協議会の取り組み

- 住民ふくし座談会を開催し、地域活動や社会資源について集約するとともに、他地区の状況について情報提供ましょ。
- 誰もが気軽に行ける相談窓口の雰囲気と相談しやすい環境を整えましょ。
- 身近な地域の気づきを必要な支援につなげていくため、困っている人に寄り添う支援と支え合い助けあえる地域づくりに向けた支援を推進するコミュニティソーシャルワーク機能を強化ましょ。
- 福祉圏域における小地域福祉活動支援体制の構築を図り、地域に応じた取り組み活動を支援ましょ。

取組	内容
住民ふくし座談会の開催	地域の課題を解決するための意識醸成と地域福祉課題を考える機会を提供し、地域住民の主体性を地域福祉活動計画に反映ましょ。
小地域福祉活動計画の策定支援と推進	地区社会福祉協議会と共に、各地区の地域課題や特性に応じた中期的な地域福祉活動計画の策定に取り組みましょ。
地域ささえ愛会議の開催	介護予防と生活支援をテーマに、地域の多様な活動主体による地域課題の共有や発信と、支え合いの仕組みづくりを進めましょ。
心配ごと相談の開催	住民主体地域活動圏域において、住民の日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに対して、適切な助言や援助を行い、関係機関につなぐ役割を果たす「心配ごと相談」を開催ましょ。
コミュニティソーシャルワーカーの配置	制度の狭間にある相談者や要支援者の見守りやアウトリーチ等、地域のセーフティネットづくりや新たな仕組み、サービスの開発や普及を進めましょ。また、複合的な課題については、相談支援包括化推進員を窓口として多機関と協働し、課題の解決に向けた取り組みを進めましょ。

行政の取り組み [公助]

- 福祉圏域（階層：全域／地域／地区）を設定し、圏域に応じた地区で気軽に相談できる場の設置を推進します。
- 地域へ出向き、専門機関との連携を深め、地域の困りごとを解決できる総合相談機能の強化を推進します。
- 地域ケア会議等の既存協議体の活用、生活支援体制整備事業における地域での協議体設置の取り組みを通じて、地域の担い手と専門機関・専門職の相互理解や連携・協働につなげます。

取組	内容	担当課
住民ふくし座談会の開催支援	地域の課題を解決していくための意識醸成と地域福祉課題を考える機会の提供を支援します。	地域福祉課
小地域福祉活動に関する活動計画の策定支援	圏域による福祉圏域ごとの活動計画の策定を支援します。	地域福祉課
地域ケア会議の開催	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	高齢福祉課
地域におけるケア支援	地域における支え合う関係の醸成等につなげるコーディネートを行うコミュニティソーシャルワーカーの活動を支援します。	地域福祉課



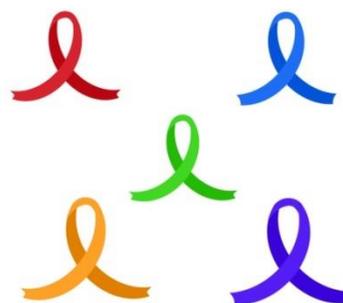
活動目標 2. 福祉サービス利用者の保護と支援

現状と課題

介護保険法や障害者総合支援法の制定により、福祉サービスの仕組みは「措置」制度から利用者が自ら選び利用する「契約」制度へと変わりました。利用者は様々なサービス提供者を自由に選べるようになりましたが、認知症高齢者や障害のある人は判断能力が十分でないために、財産管理や日常生活で生じる契約等を行うときに不利益を受けることがあります。当事者の考えを尊重し、自己の意思で決定できるよう支援を行うとともに、地域の中で当事者本人の状況が理解され、地域の一員として自分らしく暮らせるようにしていく必要があります。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待等、専門性が高い福祉問題への対応については、早期発見・早期支援により関係機関と連携して迅速に対応することが不可欠です。

今後は、高齢者の単身世帯の増加等さらに財産管理や日常生活における援助等に関する支援や相談の増加が予想されることから、社会福祉協議会による法人後見の実施を進めるとともに、地域住民の中から市民後見人を育成支援する等、地域の権利擁護体制を整備する必要があります。



施策 ① 権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用支援

高齢者、障害のある人、児童等の各分野において、判断能力が十分でない人が、適切に福祉サービスを利用し、権利侵害にあわないように周知や利用支援の取り組みを進めます。また、自立した生活を送ることができるように、成年後見制度の利用支援体制を促進します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 成年後見制度や権利擁護事業に関する制度について理解を深めましょう。
- 支援の必要な人がいた場合は、身近な相談機関に連絡しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 支援やサービスが必要な人に制度やサービスの活用により、生活の質が向上することの啓発をしましょう。
- 福祉事業者、医療機関は、権利擁護の支援が必要な人を把握したときは、適切な機関につなげましょう。
- サービス事業者は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、サービスの提供に心がけましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活できるよう、相談支援や福祉サービスの利用支援等をはじめとした自立支援を推進します。
- 利用者の財産管理や身上保護が必要かつ適切な場合に被後見人の財産や権利を守ることを支援します。

取 組	内 容
成年後見制度の利用支援	成年後見の申立てや後見人の活動に関する相談に応じ、必要な支援を行います。
法人成年後見人の受任	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上保護を中心とした後見活動を行います。
地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。

行政の取り組み [公助]

- 権利擁護の必要な人の発見・支援・早期の段階からの相談・対応体制の整備、制度の運用に資する支援等を規定した成年後見制度利用促進基本計画の策定に取り組みます。
- 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
- 相談窓口において、サービスに関わる苦情相談対応に取り組みます。

取組	内容	担当課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度支援体制を構築し、成年後見制度推進計画を策定します。	地域福祉課 高齢福祉課
成年後見制度市長申立の実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がない等の理由により制度を利用できない人を対象に市長申立を行います。	地域福祉課 高齢福祉課
市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、養成及び支援を行います。	地域福祉課 高齢福祉課
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う権利擁護事業を推進します。	地域福祉課

施策 ② 虐待等の防止と対応の強化

地域住民やサービス事業所、医療機関、民生委員・児童委員等のネットワークを活かした虐待の予防や早期発見、相談・防止体制の整備を図ります。また、警察等の関係機関との連携を強化し、迅速・適切に対応できる体制を整備します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深めましょう。
- 虐待・DVに関する連絡・相談先を知るとともに、身近で被害に気づいた場合は、専門機関に連絡しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- 地域における活動等で、被害に気づいた場合は、専門機関へ速やかに情報を伝達しましょう。
- 各相談機関や医療・福祉サービス事業所と連携し、個別支援会議の開催等により情報を共有しましょう。
- 福祉事業者等は、施設内で虐待が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実させましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 住民ふくし講座等により、制度の周知啓発を支援します。
- 社会福祉協議会の活動の中で、被害に気づいた場合は、専門機関に連絡する等し、権利擁護に関する相談・支援機能につなぎます。
- 各相談機関や医療・福祉サービス事業所と連携し、個別支援会議を開催します。

取組	内容
住民ふくし講座の開催	虐待・DVに対する理解を深めるための啓発
行政とのチームアプローチやチームケア	市や関係機関等との連携による支援チームの体制を整備し、虐待等への対応を強化します。

行政の取り組み [公助]

- 障害者虐待防止法に基づく通報・相談に対応する体制を整備します。
- 被虐待児童及びひきこもり児童等の要保護児童への早期対応支援体制を構築します。
- 高齢者の虐待の通報、相談に対応し、高齢者の人権擁護に努めます。
- 虐待防止に関する啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応の強化を図ります。

取組	内容	担当課
要保護児童支援対策協議会の運営	DVや児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携して行います。	地域福祉課
障害者虐待防止センターの運営	委託事業により、障害のある人の虐待防止、迅速な対応、再発防止等への取り組みを行います。	地域福祉課
高齢者虐待防止の強化	高齢者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取り組みを行うため、地域包括支援センターに相談窓口を設置して対応します。	高齢福祉課

活動目標 3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

現状と課題

年々、複雑・多様化する市民の生活課題を解決するため、住民個々のニーズに合った多様なサービスが提供されるよう、適切なサービスを総合的に提供できる仕組みづくりや環境づくりを推進していくことが求められます。

また、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。生活保護受給手前の生活困窮者の支援については、生活困窮者の自立と尊厳を確保し、生活困窮者が孤立しない地域づくりが必要です。また、自立支援の相談窓口を市民に周知するとともに、関係機関との連携を図りながら支援していく必要があります。

さらに、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別の解消を地域社会全体に浸透させるための取り組みが求められています。

一方で、高齢化率が全国や山口県の平均を上回る水準で進んでおり、核家族化やライフスタイルの多様化により、高齢者のみの世帯が増加しています。また、地域の商店等が閉店して、買い物等に困っている高齢者や障害のある人等もいます。そのため、高齢者や障害のある人等の移動手段の確保や生活交通手段の対策については重要な課題となります。

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら住み続けるためには、地域における日常的な支え合いが重要であるとともに、行政と関係機関が連携し、多分野にわたり福祉サービスの創造や提供を推進し、支援していくことが必要です。



生活支援 移動販売



生活支援 シオタク



給食ボランティア

施策 ① 適切な福祉サービスの提供

地域住民が安心して生活できるよう、子育て支援、高齢福祉、障害福祉、健康増進等の各方面において、各種サービスの充実を図ることが重要です。

福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、支援が必要な児童、障害のある人、高齢者に対してサービスを柔軟かつ総合的に提供します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持つよう心掛けましょう。
- 行政やサービス提供事業者等へ意見や要望、アイデアを積極的に伝えましょう。
- 福祉サービス等、必要に応じて活用しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 近隣の人で誘い合い、地域の拠点や集まりに参加し、健康づくりに努めましょう。
- 必要なサービスが利用に結びついていない人へ支援が行き届くよう紹介しましょう。
- NPO,民間事業者等は、福祉・保健サービスに積極的に参入しましょう。
- 福祉関連事業者は、利用者本位の真に必要なサービスの提供に心がけましょう。
- サービス事業者は、職員研修等により、意識啓発や技術向上を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅の福祉サービスの提供を進めます。
- 制度の対象にならない人に対して、自立した生活がおくれるように、独自サービスの検討、実施に努めるとともに、住民ニーズに応じた新しいサービスを積極的に展開していきます。

取組	内容
寝具の丸洗いサービス	高齢者や障害のある人等、寝具の保清を維持することが困難な方を対象に寝具のクリーニングサービスを提供します。
独居世帯の支援	介護事業等の既存の事業を柔軟に運用し、独居の方の入退院時の相談や身の回りの支援、外出の付き添いや手続きの代行等を行います。 
配食サービス	見守りや、栄養状態の改善等を目的に、ボランティアによる給食や配食活動を支援します。
介護者の支援	介護者の集いの活動支援や、家庭介護者のリフレッシュ事業を通じ、制度やサービスに関する情報提供や孤立の防止を図ります。

車椅子の貸出	緊急時や短期間等、既存の制度やサービスの対象外となる場合に、無料で車椅子等の介護用品を貸し出します。	
移送サービス	公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、福祉車両の貸出サービスと運転ボランティア活動を組み合わせ、主に通院のニーズに対応します。	
チャイルドシートの貸出	チャイルドシートが必要な家庭に、乳児・幼児・学童用のシートを無料で貸し出します。	
介護予防と生活支援	生活支援体制整備事業における「通いの場」づくりを推進し、介護予防や認知症予防のプログラムを実施し、そこで把握した生活課題に対し、必要に応じ助け合いの仕組みづくりに取り組みます。	

行政の取り組み [公助]

- 各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。
- 子どもや子育て家庭、高齢者、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制づくりを推進します。
- 障害のある人や子ども、難病の人等が、地域における自立した生活を送れるようサービスや支援の充実を図ります。

取組	内容	担当課
高齢者福祉サービスの充実	「美祢市高齢者保健福祉計画」、「美祢市介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスや介護保険福祉サービスの充実を図ります。	高齢福祉課
障害者福祉サービスの充実	「美祢市障害者計画」、「美祢市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、地域生活支援事業等障害のある人への支援に関わるサービスの充実を図ります。	地域福祉課
子育て支援サービスの充実	「美祢市子ども子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健全育成や子育て支援に関わるサービスの充実を図ります。	地域福祉課
健康づくり事業の充実	「美祢市健康増進計画」に基づき、母子保健事業や食育事業、成人保健事業等の健康づくり関連事業の充実を図ります。	健康増進課

施策 ② 生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実

生活困窮者に対して、早期に適切な支援を実施するため、関係機関との情報共有と連携を図り、相談体制を充実させ、自立を促進していくために包括的な支援体制の構築に努めます。また、複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につながるよう相談体制を整備します。

また、精神障害者、刑務所等からの出所者等も地域社会から孤立する対象となる場合があります。これらの問題を解決するために、社会福祉分野だけではなく、他分野との連携についても、強化していきます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 積極的に挨拶や声かけをする等、普段から地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- 悩みを抱えている人がいたら、相談機関を紹介しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 専門機関・専門職等の役割、活動内容等について理解・認識を深め、必要に応じて、困っている人に対し適切な専門機関等を紹介し、必要な支援につなぎましょう。
- 制度の狭間や複合的な課題、生活困窮やひきこもり、再犯防止に関する取り組み等、様々な課題やその対策について理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- 余剰生活用品等の活用による生活困窮者支援への協力を心がけましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 福祉ニーズの多様化・高度化に対応するため、各種専門資格保有者や相談支援の実務経験者が生活困窮者に対して専門的に相談を行い、必要な場合は関係機関に引き継いで支援します。
- 一人ひとりの状況に応じて、経済的問題だけでなく、心身の問題、家族の問題等様々な生活問題を抱えている世帯に寄り添い、支援に努めます。

取組	内容
自立相談支援事業 (市受託事業)	生活困窮者の包括的な相談窓口として、関係機関と連携して支援を行います。
就労支援事業 (市受託事業)	就労可能な支援対象者への助言や指導、ハローワークへの同行訪問等を行います。また、事業者等へのはたらきかけによる求人開拓や社会資源の開拓も行います。
住居確保給付金支給事業 (市受託事業)	就労支援に合わせ、住居確保に必要な経費を給付します。

家計相談事業 (市受託事業)	失業や債務等家計に課題を抱える方に対し、各種制度の利用支援や資金貸付の斡旋等を行います。
-------------------	--

行政の取り組み [公助]

- 生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。
- 各分野横断的に相談・支援できる体制づくりを行います。

取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業の推進	就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等により生活困窮に陥っている人の把握に努め、関係専門機関と連携した支援を進めます。	地域福祉課
就労支援の充実	生活保護受給者や生活困窮者等の自立を後押しするため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労に結びつくよう支援の充実を図ります。	地域福祉課
ひとり親家庭等の自立支援の実施	母子父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	地域福祉課
再犯防止等の推進	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取り組みを行うことにより、再犯者の防止等を推進します。	地域福祉課
自殺対策の推進	国の自殺総合対策大綱を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	健康増進課



施策 ③ 福祉と連携したまちづくりの推進

高齢者や障害のある人をはじめ、全ての市民が心豊かに安心して暮らすためには、誰もが活動しやすい生活環境の整備をすることが大切です。

顕著となる少子高齢化に対応するため、高齢者や障害のある人等の生活交通手段を確保できるよう必要度に応じて、助け合い・サービスの利用調整・公共交通機関の利用等を調整します。

また、詐欺や悪質商法の実態を知り、被害に遭わないようセルフディフェンスの方法を身に付け、地域へ広めます。

さらには、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいたまちづくりを推進し、地域課題となっている空き家や空き農地の活用を進めていきます。



【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 高齢者や障害のある人等すべての人が利用しやすい、生活環境づくりに協力しましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザイン等について理解・認識を深めましょう。
- 隣近所で困っている人へ一人ひとりができる範囲で手助けしましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 移動支援、移動手手段の確保、買い物支援等生活環境に関する課題について、解決に向けた新たな活動の創出等、具体的な取り組みを推進しましょう。
- 企業や公共交通機関等もユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいた取り組みをしましょう。
- 空き家や空き農地等の有効活用等地域ニーズに合わせた地域活動に積極的に取り組みましょう。
- 地域ニーズを専門機関や行政に伝えましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 住民のニーズに対応した地域活動を推進します。
- 誰もが円滑に社会参加ができるよう、心のバリアフリーに関する意識づくりに取り組みます。
- 共同募金等の仕組みを広め、息の長い地域福祉活動の推進につなげます。

取組	内容
共同募金の活用	赤い羽根共同募金を原資として、ボランティア活動や当事者活動等を支援し、地域福祉の向上のために「集めて使う」という共同募金のサイクルを広めます。
福祉用具・福祉車両の貸出	緊急時や短期間等、既存の制度やサービスの対象外となる場合に、無料で車椅子等の介護用品や車椅子のまま乗車できる福祉車両を貸し出します。
移動困難者の外出支援	公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、福祉車両の貸出サービスと運転ボランティア活動を組み合わせ、主に通院のニーズに対応します。



行政の取り組み [公助]

- 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい地域課題に対応していくため、多分野にわたる事業者や団体等の連携・協働を進めていきます。
- すべての市民が安全に安心して自立した日常生活を営むとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会参加することができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。

取組	内容	担当課
公共交通網の確保及び生活交通体系の整備	「美祢市公共交通網形成計画」に基づき整備したジオタク等の公共交通網について、利用状況等を検証しながら運営していきます。	地域振興課
運転免許証自主返納の推進	運転免許証自主返納者の生活支援策の充実を図るため、各分野の事業者とも連携し、自主返納者への利便性の向上や優遇措置制度の推進を図ります。	総務課 高齢福祉課 商工労働課
三世帯同居の促進	三世帯で同居又は近隣に居住する世帯を支援します。	企画政策課
空き家等の適切な管理	空き家等の発生の抑制や空き家等情報バンク等の利活用を含め、総合的に対応していくことにより空き家の増加を抑制し、まちなみ維持やコミュニティを維持します。	企画政策課 建設課
空き農地の活用	農業者と福祉事業所との連携を促進し、就労の場としての活用を検討します。	農林課
悪質商法等に関する啓発	消費者安全確保地域協議会を設立し、消費生活センターからの啓発と併せ、高齢者や障害のある人等の見守り体制を構築します。	商工労働課
移動販売支援の推進	買い物困難地域において、買い物支援事業の立ち上げや運営を支援します。	商工労働課
病児・病後児保育の実施	美祢市立病院と連携し、罹患児童の保育施設を運営することにより、子育て世代の負担軽減を図ります。	地域福祉課



基本目標2 地域のつながりづくり

活動目標 1. 地域の見守り活動や交流活動の促進

現状と課題

地域での付き合いが希薄化している中で、一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤独死を予防するため、地域が主体となった見守り・声かけ等の助け合い活動とともに、子育て支援のための活動も展開されており、こうした活動を支援するため、地区社会福祉協議会等の地域福祉推進組織の設置及びその活動支援を進めています。

一方で、個人情報の保護やプライバシー意識の高まりから、見守り訪問活動等の取り組みにあたり、関係者同士で情報を共有し、連携することの困難さが課題としてあります。また、認知症高齢者等が在宅での生活を続けていくには、身近な地域住民の協力も必要不可欠であり、認知症への正しい理解の普及やその啓発が必要になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的機関のサービスだけでは支援が行き届かないところがあり、地域の共助による支え合い、助け合いの関係づくりが必要になります。加えて少子高齢化の進行、核家族化やひとり暮らしの高齢者が増加している状況では、地域での交流も希薄化しています。そのため、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害のある人等は、生活上の変化を察知できる関係づくりが必要となっています。

自分たちでできることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大切です。しかし、それでも解決できない場合や、困ったときに助け合える関係を地域で持つことができるよう、日頃から、地域での交流が大切になります。

高齢化の進行とともに、ふれあい・いきいきサロンの認知度の高まりから、サロンの開催数は順調に増えていますが、活動内容のマンネリ化や担い手不足等から、活動を継続していくことが難しくなっています。

核家族化等の進行に伴い、子育て機能が低下してきているため、子育て家庭の孤立化が心配されています。地域全体で子育てを支援していくためには、様々な取り組みを行っている関係機関・団体間のさらなる連携・協働が必要になります。また、自治会や子ども会、老人クラブ等の地域の各種団体の活動が弱まっていることや、自治会活動や行事への参加者が減少傾向にあります。

今後は若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。



健康麻雀

施策 ① 地域住民の交流の促進と拠点の整備

地域住民が気軽に集い、出会い、つながりを生み出す地域での交流を推進し、地域交流の場を助け合いや相互扶助機能の再構築に発展させる取り組みを行います。

また、活動団体間の連携・協働を進めていくため、効果的な情報発信や定期的な活動の場となる拠点の充実に努めます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行きましょう。
- 身近な地域の居場所等を周囲の人に紹介しましょう。
- 地域行事に参加し、家族で交流する機会を持ちましょう。
- できる範囲で居場所づくりや運営等に参加・協力しましょう。
- 公民館等の施設を交流活動や集いの場として活用しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 近所の人と誘い合って地域行事に積極的に参加し交流を深めましょう。
- 地域住民が気軽に参加でき、地域とかわりをもつためのきっかけとなるような取り組みを検討し、身近な地域で多様な出会いと交流の機会づくりを推進しましょう。
- 高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 年齢の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集える交流の場や機会づくりを支援します。
- 地域住民と地区や各種団体等が連携した活動を支援します。
- 住民が主体的に活動に取り組んでいけるよう、身近な地域での活動の拠点づくりを推進します。
- 当事者の組織化、運営を支援します。

取組	内容
「ふれあいいいきサロン」の推進	家に閉じこもりがちな高齢者や要介護者になる恐れのある高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消や自立生活の助長、介護予防を図るためのサロン活動を支援します。
子育てサロンの運営支援	子育て中の保護者の交流や情報交換、孤立予防の場として子育てサロンを支援します。

障害者サロンの支援	社会参加促進事業（市受託）や、地域自立支援協議会地域生活支援部会の取り組みにより、障害のある人の社会参加の機会や孤立防止、余暇活動の充実を図ります。
フリースペース	障害のある人やひきこもりの当事者や家族の交流と社会参加を促進する場として、現在は、秋芳地域福祉センターで開催していますが、市全域への展開を目指します。
地域リビング、集いの場	地域の「リビング（居間）」として、多様な世代が集い、社会参加や健康づくり等を通じて孤立防止を図ります。
育児用品リユース事業	使わなくなった育児用品を、必要とする家庭に譲ることで、子育て負担の軽減とリサイクルの促進を目的に、「リユースルーム」を設置しています。



みねっこ広場



コミュニケーション麻雀

行政の取り組み 【公助】

- 地域と連携して、子ども・高齢者・障害のある人等様々な住民同士が気軽に立ち寄り交流できる機会づくりを推進します。
- 当事者の組織化を支援します。
- 子育て世代の交流や親子のふれあい、子どもを中心とした多世代交流・地域住民との交流等を促進します。
- 高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防等につながる取り組みを充実します。
- 学校や公民館、社会教育施設等の既存施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。
- 「指定管理者制度」により、民間活力を活用し、市民が活用しやすい施設づくりを推進します。

取組	内容	担当課
健康づくり教室等の推進	家に閉じこもりがちな高齢者や要介護者になる恐れのある高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消や介護予防を図るためのサロン活動を支援します。	健康増進課 高齢福祉課

当事者支援型サロン活動の促進	障害のある人の主体的な取り組みを進めるとともに、協力者を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	地域福祉課
認知症カフェの推進	認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談できる場の立ち上げを支援します。	高齢福祉課
地域子育て支援拠点の充実	子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点」2カ所の利用促進を図ります。	地域福祉課
児童クラブの充実	保護者の子育てに対する不安感の緩和や、子ども同士の交流を促進するため、放課後児童クラブの充実を図ります。	地域福祉課
育児学級の開催	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級を開催します。	健康増進課
敬老会への支援	高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために、地域で開催される敬老会行事に対して助成を行います。	高齢福祉課
地域とともにある学校づくりの推進	コミュニティ・スクールの全校設置により、学校運営に地域の声を活かし、地域と連携した取り組みを進めます。	学校教育課
公民館等の減免	地域活動や情報交流の場として公民館がより一層活用されるよう利用しやすい環境づくりを行います。	生涯学習スポーツ推進課
指定管理者への指導監督	福祉施設等の指定管理者に対して、施設の適切な運営管理を指導・監督し、市民の利用しやすい施設づくりを推進します。	関係各課



施策 ② 地域での見守り活動の推進

従来の民生委員・児童委員と福祉員が中心となった見守り活動に、市と提携した生活関連事業者の参画をすすめて、見守りネットワークをさらに重層化します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 挨拶をする習慣をつけ、日常的なふれあいをもちましょう。
- 地域で支援が必要な人が増加していることを理解し、気づきの感度を上げましょう。
- 隣近所で気になる人がいる場合は、見守りを心がけましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 近隣に心配りをするようにし、回覧板を回す時に声をかけましょう。
- 気になる人を見つけたときは、民生委員・児童委員や福祉員に連絡しましょう。
- 見守りの相互意識をもちましょう。
- 児童の登下校に関わらずいつも見守り、声をかけましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 福祉員の役割や機能の強化のための関係機関との情報交換会や見守り研修会等を開催します。
- 一人暮らし高齢者世帯等を対象に、定期的な見守り活動や緊急時に対応できるネットワークの構築に取り組みます。
- 地域の特性・状況に応じて、地域住民をはじめ事業所・商店等の地域の社会資源と連携し新たな見守り体制を構築・運用します。

取組	内容
見守り担い手研修会の開催	地区社協と共催で、福祉員・民生委員・児童委員・地域見守り協力事業者等が参加し、地域の状況や課題等を共有する研修会を開催します。
ふれあいネットワーク事業の推進	民生委員・児童委員を中心に、地域の関係者やボランティア、サービス事業者等が参加する見守りや生活支援の取り組みを広げます。
福祉員活動の支援	地区社協や民生委員・児童委員と協力し、地域の現状や課題を共有する連絡会議や研修会を開催します。活動中の万一の事故や怪我に備え、活動保険に加入します。

行政の取り組み [公助]

- 地域の多様な主体による見守り活動が必要な人を把握するための取り組みを促進、支援します。
- 個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。
- 社会福祉協議会や地域と連携して、対象者ごとに関係機関と連携した見守りネットワークの構築・強化に向けた取り組みを進めます。

取組	内容	担当課
地域見守り活動事業者の登録	生活関連事業者による通常業務時の見守り活動への協力事業者登録を行います。	地域福祉課
オレンジネットワーク活動の推進	認知症に関わるサービス事業者間の連携強化を図るとともに、身近な生活に関わる事業者等へネットワーク登録の協力を依頼し、実効性の向上を図ります。	高齢福祉課
認知症サポーターの養成	キャラバン・メイトを地域の会合等へ派遣し、地域で認知症高齢者を見守り支えるサポーターを養成します。	高齢福祉課
あいサポーターの育成	障害のある人への理解ある支援や配慮を行うことができるサポーターを育成します。	地域福祉課
民生委員・児童委員の活動支援	要援護者台帳を整備し、地域の見守り活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。	地域福祉課



あいサポーター養成講座

施策 ③ 地域住民同士でのたすけあい活動の推進

同じ地域に住む人同士が知り合い、たすけあう意識を自然に育むことができるよう人と人の豊かなつながりを再構築し、たすけあい機能に発展させるための仕組みやルールづくりを進めます。



共同募金活動

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 認知症に対する理解を深めましょう。
- 一人ひとりが地域福祉の担い手であると意識し行動しましょう。
- 支え合う意識をもち、普段から身近でできる手助けを積極的に行いましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 隣近所で声かけや助け合いを行いましょう。
- 気になる人を見つけたときは専門機関に連絡しましょう。
- 地域の中で、困りごとや解決策を話し合う機会をつくりましょう。
- 地域で見守りや支援活動を行っている団体等が連携して、より効果的な活動を行いましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域の細やかな支援につながるよう生活支援コーディネーターを配置します。
- 共同募金の目的や趣旨を広く情報提供し、共同募金運動の強化を図ります。

取組	内容
共同募金活動の推進	赤い羽根共同募金を原資として、ボランティア活動や当事者活動等を支援し、地域福祉の向上のために「集めて使う」という共同募金のサイクルを広めます。
生活支援体制整備事業 (市受託事業)	地域の現状や課題を共有し、生活支援体制の整備について協議する「地域ささえ愛会議」と、他の専門職や地域の資源やサービスをつなぐ生活支援コーディネーターを配置します。
ファミリーサポートセンターの充実 (市受託事業)	依頼会員(子育ての援助をしてほしい人)と協力会員(子育ての援助をしたい人)が、一時的に子育てをたすけあう、会員制の相互援助活動を推進します。

行政の取り組み [公助]

- 社会福祉協議会と連携して、地域単位での支え合いネットワークづくりを推進します。
- 地域のつながりを強化し、住民が主体的に支え合う地域づくりの促進に努めます。

取組	内容	担当課
包括ケアシステムの充実	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができる支援システムを構築します。	高齢福祉課
生活支援体制整備事業	地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進します。	高齢福祉課
高齢者の移動支援	地域自らが主体的に交通弱者対策に取り組めるよう、地域運営組織の設立を推進します。	地域振興課 高齢福祉課
障害者の移動支援	重度の身体障害者や重度の知的障害者に対し、円滑に外出ができるよう移動の支援を行います。	地域福祉課
ファミリーサポートセンターの充実	有償により育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営を支援します。	地域福祉課
シルバー人材センターの支援	高齢者の就業の機会の確保、長年培われた知識や経験、技術を生かした高齢者活躍人材確保育成事業等を推進するシルバー人材センターを支援します。	商工労働課
地域美化活動への支援	道路を良好な状態に保全し、並びに地域コミュニティの醸成及び環境意識の高揚を図るため、地域住民が実施する草刈り作業に対して助成します。	建設課



活動目標 2. 防犯・防災体制の推進

現状と課題

高齢者や障害のある人等を狙った詐欺等の犯罪の増加、子どもが犯罪の被害に遭う可能性の高まりを受け、安心安全に暮らせる地域づくりは重要な課題となっています。

地域では、児童の登下校時の安全を守るため、ボランティアによる見守り隊が結成され、活動しており、また、民生委員・児童委員等による一人暮らし高齢者等の見守り活動の中で、うそ電話詐欺や悪質商法等の被害を防止するため、声かけを進めています。地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、今後も関係機関が連携し、犯罪の抑止活動や啓発活動を通じて、犯罪の起こりにくい環境を作ることが重要です。

また、災害時の支援活動を円滑に進めるためには、防災訓練等平常時における備えを図っていくことが求められています。大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断等により、消防等による救難が困難となる可能性があります。平常時より一人で避難することが難しい支援を必要としている人を把握する等、地域における防災体制づくりが重要です。

民生委員・児童委員等による「災害時一人も見逃さない運動」を推進していますが、災害による被害を最小限におさえるには、自治会や自主防災組織等の地域での活動が必要となります。災害発生直後に主体になりうるのは地域住民であり、要援護者の避難誘導や支援には、地域住民の参加と協力が必要となります。



施策 ① 災害時の地域防災体制の充実

災害による被害を最小限におさえるため、一人暮らし高齢者や障害のある人等、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織等を中心とした防災活動を促進します。



【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 食料や必要なものを備えて、いつでも持ち出せる準備をしましょう。
- 家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡の取り方を決めておきましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 防災等に関する情報取得手段を確保しましょう。
- 平常時から隣近所との情報共有をしましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 災害時に地域で助けあえるよう、平常時からのあいさつや声かけを促進しましょう。
- 地域で自主防災組織づくりを推進し、地域での防災意識を高めましょう。
- 福祉サービス利用者や災害時要援護者の災害時要援護者登録を促進しましょう。
- 防災関係機関との協力や情報共有体制づくりを推進しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 関係機関と連携し、災害時の要援護者情報の共有化に努めます。
- 災害時に迅速かつ効果的に実践できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいて、模擬訓練等を行うとともに、マニュアルの見直しを推進します。
- 災害時の連携体制を構築し、実際に活動できる災害ボランティアの養成を進めます。

取組	内容
防災・災害復興支援マニュアル	平常時から災害発生時の社協の取り組みや職員の行動マニュアルを策定し、防災関係者が参画する委員会にて随時見直します。また、大規模災害時等、災害ボランティアセンターの設置の判断や運営に関する方針についても定めます。
災害ボランティア活動の支援	講座や防災訓練等において、災害ボランティア活動に必要な知識やマナーについて啓発します。また、ボランティア活動保険の加入窓口となり、掛金の一部を補助します。更に迅速な災害ボランティアセンターの立ち上げを目的に、県社協と連携し、災害資機材のストックヤードを設置します。

行政の取り組み [公助]

- 防災マップの活用等を通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- 自主防災組織活動の活性化を図るため、防災訓練や学習会を開催します。
- 災害時要援護者登録制度の周知を図り、関係機関での要援護者名簿の共有化を進めます。
- 福祉避難所として民間の福祉施設を指定できるよう、社会福祉施設と協議を進めます。

取組	内容	担当課
防災対策の啓発	広報「げんきみね。」や市のホームページ等により、地域における防災知識の普及啓発を行います。また、住宅用火災警報器の設置を推進します。	総務課
単身高齢者宅の火災警報器の設置支援	期間を定めて、ひとり暮らし高齢者世帯への火災警報器の点検・設置を支援します	高齢福祉課

避難施設情報の充実	指定避難所施設の表札掲示等有効な啓発方法を検討し、避難場所の明確化を図り、地区外の市民も含む避難所の認知度向上に努めます。	総務課
自主防災組織の育成	自主防災組織の活動に係る支援を行い、災害時の基礎知識醸成のため、防災講習会等を開催します。	総務課
防災訓練の実施	地域住民が主体となった防災訓練を地域（行政区）単位で実施します。	総務課
災害時要援護者登録の推進	災害時に支援のいる要援護者を事前登録し、平常時から名簿情報の共有を図り、適切な避難誘導につなげる制度の充実を図ります。	地域福祉課
福祉避難所の充実	一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、災害時に避難をすることができる福祉避難所の協力施設確保を進めます。	地域福祉課

施策 ② 地域の防犯体制の充実

地域の犯罪情勢をはじめ、警察活動や防犯団体・ボランティアについての理解を深め、犯罪抑止の環境づくりに努めます。

子どもを取り巻く犯罪情勢についての理解を深め、地域ぐるみの防犯活動を進めます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 日頃から近所同士や子ども達と積極的に声を掛け合いましょう。
- 近隣と交流を持ち、不審者の出入りに注意しましょう。
- 防犯意識をもち、気になることがあれば関係機関へ相談しましょう
- 地域の防犯活動に参加・協力しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 登校時の見守り活動を継続しましょう。
- 福祉サービス利用者へ活動の機会を活用して防犯情報を提供しましょう。
- 安心安全ネットワークへ参画しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域での防犯パトロールや子どもの登下校の見守り、交通安全に関する活動等への支援を通じて、防犯対策を支援します。

取組	内容
防犯ボランティアによる子どもの見守り	防犯対策協議会や防犯ボランティア連絡協議会等と連携し、地域見守り活動の中で子どもの見守りの体制づくりを進めます。また、ボランティア活動保険の加入窓口となり、掛金の一部を補助します。
安心安全ネットワーク	地域見守り研修会等に警察や防犯ボランティアの参加を呼びかけ、福祉関係者との連携を深めます。
防犯灯設置の支援	市と協力し、自治会等が設置する防犯灯の新設や取替に関する経費の一部を補助します。

行政の取り組み [公助]

- 地域団体や警察等と連携を図り、地域における防犯パトロールや多様な見守り活動を推進するとともに、防犯に関する情報発信を行います。

取組	内容	担当課
こども110番の推進	こども110番の家の登録協力を働きかけ、地域の多くの方の目で見守り活動を進めることを推進します。	総務課 生涯学習スポーツ 推進課
不審者情報の提供	安全安心メール等の情報ツールを活用し、タイムリーに防犯に関する情報を提供します。	総務課 学校教育課
消費生活センターの充実	消費生活センターの周知を図り、トラブル等への迅速な対応が取れる体制を整えます。	商工労働課
通学路等の整備	通学路における危険箇所把握と対策案の検討を行うとともに、早期解決に向けた交付金を活用した整備を行います。	総務課 建設課 学校教育課
学校安全対策の充実	児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、学校単位であいさつや歩行指導等の見守りを行う活動を支援します。	総務課 学校教育課
サイバーセキュリティネットワークの活用	サイバー犯罪対策の知識や対応方法を関係機関のネットワークにより周知を図ります。	総務課 地域福祉課

活動目標 3. 福祉関係組織の充実・連携

現状と課題

地域福祉の推進母体となる社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、障害者団体、健康づくり組織等の様々な福祉関係団体への支援を行っています。各団体の活動内容について市民に知ってもらうとともに、今後さらなる地域福祉の推進を図るために、関係団体の情報交換、連携の強化促進に努める必要があります。

社会福祉協議会では、ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、戦没者遺族会連合会の事務局を担い、また地区社協やボランティア団体等の活動支援を行っています。各団体の活動が広く市民に認知されるよう情報発信にも力を入れる必要があります。そして活動がより一層活性化するよう支援する必要があります。

特に民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭等、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って援助・相談支援を行うとともに、行政機関等の業務に協力しています。また、福祉員は、地域における福祉のネットワークづくりや小地域見守り活動等、様々な活動を行っています。しかし、民生委員・児童委員は、その存在自体の認知度は高い一方で、居住地区の民生委員・児童委員を知らない場合が多く、住民への周知が必要です。また、福祉員についても地域福祉の担い手として活躍が期待されているものの、活動内容の認知度は低く民生委員・児童委員と同じく、住民への周知が必要になります。ともに地域福祉を推進する役割を担う中で、お互いの活動の補完や情報の共有化、連携・協力体制を強化していくことが、さらなる地域福祉の向上につながっていきます。

また、民間事業者や福祉施設においては、地域社会を構成する一員として、自ら持つ人材や施設・設備等を活用して社会貢献活動や地域貢献活動へ取り組むこととされており、社会福祉法の改正により、社会福祉法人や社会福祉事業者は公益的事業に取り組むこととされています。これにより市内の社会福祉法人や福祉施設が地域の福祉課題を共有し、連携・協働して課題解決に向けて対応するために、円滑に地域公益活動が推進されるよう支援する必要があります。



施策 ① 地域福祉推進団体への支援等

各地域福祉団体が、地域ごとに取り組んでいる活動の特性を大切にしつつ、市全域での活動に広がっていくよう推進します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 各団体の福祉活動に関心を持ちましょう。
- 地域福祉活動を行っている地区社会福祉協議会組織や地区活動へ参画しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 各団体の活動に誘い合って参加しましょう。
- 地域福祉活動を多くの地域住民に知ってもらい、関心をもってもらえるよう、効果的な情報提供・情報発信に取り組みましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地区社会福祉協議会連絡会議の活動を支援します。
- 先進地事例の分析や蓄積と視察等研修をコーディネートします。

取組	内容
民生委員・児童委員協議会の支援	地区担当職員が毎月開催される地区民生委員・児童委員会に参加し、地域の課題やニーズを共有します。また、必要に応じ適切な支援へつなぎます。
ボランティア連絡協議会の支援	ボランティア連絡協議会の事務局機能を担い、活動の支援やボランティア同士の交流や研修を図ります。
地区社会福祉協議会の活動支援	市内7地区に組織されている地区社会福祉協議会が、各地区の特性や課題に応じた独自の取り組みが展開できるよう支援します。
老人クラブ連合会の支援 (市受託事業)	老人クラブ連合会の事務局機能を担い、会員の交流や健康づくり等、組織的かつ計画的な事業推進を図ります。



老人クラブ活動



民生委員・福祉員の情報共有

行政の取り組み [公助]

- 地域福祉に関わる様々な団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。
- 地域福祉推進に向けて、社会福祉業会と特に連携を密にし、取り組みを進めます。

取組	内容	担当課
社会福祉協議会の活動支援	地域福祉事業の推進、ボランティア活動の振興等、市社会福祉協議会の機能強化を図るため、運営費の助成を行うとともに、相互の連携を強化します。	地域福祉課
民生委員・児童委員協議会の活動支援	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	地域福祉課
老人クラブの活動支援	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参加や生きがいをづくりの支援を行うため、活動費の助成を行います。	高齢福祉課
障害者団体の活動支援	身体・知的・精神障害者等の関係団体との連携を図るとともに、スポーツ・文化活動等への参加を促進します。	地域福祉課
母親クラブの活動支援	親子及び世代間の交流・文化活動や児童養育に関する研修活動を行う団体を支援します。	地域福祉課
主任児童委員の活動支援	児童・保護者の交流を行う「にこにこファミリーズ」の活動を支援します。	地域福祉課
健康づくり組織の活動支援	各地区母子保健推進員による活動を支援します。	健康増進課

施策 ② 民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談者である民生委員・児童委員の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談者である福祉員の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。



民生委員・福祉員研修会

共に地域福祉の担い手である両者の合同研修会等を通して、情報共有の機会を増やし、連携強化を図ることで、さらなる地域福祉活動を推進します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]
<ul style="list-style-type: none"> ●自分の地域の民生委員・児童委員や福祉員を確認しましょう。 ●民生委員・児童委員や福祉員の活動に関心を持ちましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]	
地域・福祉関係者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員活動や福祉員の活動を支援しましょう。 ●民生委員・児童委員や福祉員活動の周知や啓発を行いましょう。 ●民生委員・児童委員や福祉員の連携を促進しましょう。 	
社会福祉協議会の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉員や民生委員・児童委員の活動等発信し、周知を図ります。 ●相互の連携を図るため、合同研修会を開催します。 	
取組	内容
民生委員・児童委員や福祉員の活動の周知	社協だよりやホームページに、民生委員・児童委員や福祉員の活動内容やインタビュー等を掲載し、関心や認知度を高めます。
合同研修会の開催	地区社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員と福祉員の連絡会議と研修会を開催します。研修会では、地域の見守り活動をテーマとして、さらに活動の充実を図ります。

行政の取り組み [公助]		
<ul style="list-style-type: none"> ●市民生委員・児童委員協議会の研修への支援を行います。 ●民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。 ●民生委員・児童委員への情報提供を行います。 ●民生委員・児童委員活動の周知を行います。 ●要援護者情報の共有化を支援します。 		
取組	内容	担当課
民生委員・児童委員の研修支援	地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の専門性を高めるため、各種研修の支援を行います。	地域福祉課
要援護者マップの充実	平常時からの要援護者支援情報の整理をすすめ、地域マップ化事業を支援します。	地域福祉課

施策 ③ 社会福祉法人地域公益活動の推進

市内の社会福祉法人や福祉施設が地域の福祉課題を共有し、連携・協働して課題解決に向けて対応するために、市社会福祉法人地域公益活動推進協議会を中心として、地域の公益活動に取り組みます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 近くの事業所の活動に関心を持ちましょう。
- 地域の福祉課題等を発信しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 地域の行事等に事業所に参加を呼びかけましょう。また、事業所の行事にも地域に参加を呼びかけましょう。
- 社会福祉法人との連携・協働を密にして、積極的に関わりをもつようにしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 市内で福祉事業に取り組む社会福祉法人が、高齢、障害、児童、介護の枠組みを超え、情報交換や課題共有を図るネットワーク協議体の連携強化に努めます。

取組	内容
社会福祉法人地域公益活動推進協議会の運営	社会福祉法人地域公益活動推進協議会の事務局（9法人加入）として、地域の福祉課題と社会福祉法人の専門性を結びつけ課題解決を図ります。

行政の取り組み [公助]

- 福祉関係法人等に対し、地域活動への積極的な参加を促進します。
- 社会福祉法人間のネットワークづくりを進めることで、社会福祉法人の公益的活動の充実・拡大を促進します。

取組	内容	担当課
社会福祉法人地域公益活動推進協議会への支援	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取り組みについて、地域の実情に応じた取り組みがなされるよう、連携強化を行うとともに、取り組み内容について市のホームページ等でPRします。	地域福祉課

基本目標3 地域で活動するひとづくり

活動目標 1. 地域福祉意識の醸成

現状と課題

核家族化等の家族形態の多様化や生活習慣の変化が進むなか、地域社会での交流が減ってきており、互いを思いあう心を育む機会もまた、少なくなってきました。

自ら解決できる課題は自らの努力で解決することを前提に、自分自身では解決できない課題については、家族や近隣住民、友人・知人等「顔の見える」関係づくりを行い、地域活動を活性化することにより、地域コミュニティの強化を図ることが重要です。地域住民同士の支え合い地域づくりの意識が、まだ、市民全体に浸透しているとはいえないのが現状です。また、身近な地域で、あらゆる世代が福祉について理解を深める機会として、イベントやボランティア活動等が少しずつ増えていますが、活動に携わっていない市民を巻き込むところまで至っていないのが現状です。

こうした中で、人権講演会や各地区公民館で実施する人権学習、小・中学校における高齢者疑似体験や車椅子体験等福祉体験学習を推進していますが、市民が地域社会の構成員としてお互いを尊重し支え合う地域に愛着を持って絆の深い地域社会を目指すためには、福祉を身近なテーマとして認識してもらうことが重要であり、福祉課題を自分自身の問題として捉えて、体験や交流を通じた学習の機会を設け、福祉への理解や関心を深めていくことが必要です。

子ども、高齢者、障害のある人等すべての人が安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要となっています。



福祉学習



施策 ① 福祉教育・人権教育の推進

学校における福祉教育を推進するとともに、幅広い世代が地域において学び、地域への愛着心の醸成や地域の課題や展望を意識することができる機会づくりを進めます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 高齢者や障害のある人、子どもの課題について理解を深めましょう。
- 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加し、地域福祉、人権に関する知識・認識を高めましょう。
- 年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく様々な人々と交流できる場・機会に積極的に参加しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 福祉教育・学習や人権教育の活動に参加・協力するとともに、地域福祉の担い手・福祉関係者として福祉や人権を正しく理解し、活動に活かしましょう。
- 地域活動やイベント、行事等を活用し、福祉教育・学習や人権教育を推進しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 小中学校や地域等における福祉教育・学習について、講師・ボランティアの派遣等を通じて多面的に支援します。
- 福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。
- 福祉について身近な話題をテーマとした講演会や体験学習を企画し、高齢者や障害のある人に対する理解を深める活動の充実を図ります。
- ボランティア活動等を通じて、福祉教育・学習や人権教育を推進します。

取組	内容
コミュニティ・スクールへの参加と協働	福祉体験学習を通じて築かれた学校との関係性をさらに強化し、各校の学校運営協議会にも参加・協力します。また、学校運営協議会に参画する各校区の団体や人材との協働を図り、地域福祉を推進します。
児童や生徒のボランティア活動や学校での福祉体験学習への支援	児童や生徒が主体的に行うボランティア活動や福祉体験学習を支援します。また、必要に応じ専門職やボランティアも協力します。

行政の取り組み [公助]

- 小中学校において福祉体験やボランティア体験等を取り入れた福祉教育を推進・拡充し、年少期からの意識醸成を推進します。
- 身近な地域での福祉や人権に関する学習、また生涯学習の場を活用する等、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。
- 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員の研修支援を行います。

取組	内容	担当課
学校における人権教育の推進	「美祢市人権教育基本方針」に基づき児童生徒の人権意識の醸成を図ります。	学校教育課
人権学習の開催	市民が身近な地域で人権について学習できるよう各地域において「人権ふれあい講座」や地区公民館において「人権講演会」等を開催します。	生涯学習スポーツ推進課 地域福祉課
体験学習の推進	自らが進んで多くの人とふれあいながら体験学習を取り入れた事業を推進します。	生涯学習スポーツ推進課
福祉教育の啓発	福祉、教育、人権を関連付けた学習の機会を提供するとともに、ふるさとへの愛着意識の醸成を図ります。	学校教育課
人権啓発活動の推進	人権意識の高揚と人権についての理解促進等を図るため、人権擁護機関と連携を図りながら人権啓発活動を推進します。	地域福祉課 生涯学習スポーツ推進課



施策 ② 福祉問題等を学ぶ機会の提供

より多くの市民が福祉問題を身近なものと捉え、関心を持つきっかけとして、福祉に関する現状や課題について、情報交換や話し合いをする機会、市民の主体的な学習機会を提供し、自ら考える機会の充実を図ります。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 福祉講座や地域福祉活動に参加し、地域福祉の理解を深めましょう。
- 平日頃から地域での出来事に関心をもつように心がけましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 区や自治会で福祉課題を話し合う場づくりと組織づくりを進めましょう。
- 各団体における研修やワークショップ等を開催し、身近な福祉問題について考えてみましょう。
- 地域の施設や人材を活かし、福祉教育や人材教育に関する学習会等を行いましょ。

社会福祉協議会の取り組み

- 福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。
- 各団体の研修等開催を支援します。
- 多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとした研修会や社会福祉大会、ふくし講座等を活用し、身近な福祉問題に理解を深める取り組みを進めます。
- 高齢者や障害のある人の家族介護者が集い、介護技術を学び、悩みや不安について語り合う取り組みを支援します。

取組	内容
アンケート調査と結果の活用	福祉意識アンケートや当事者等からの聞き取り等の集計結果を活用した研修会やワークショップを実施します。
住民ふくし講座の開催	地域課題やニーズ、先駆的なボランティア活動をテーマとして学ぶ機会をつくとともに、受講者の活動参加も支援します。
福祉学習の推進	学校、職場、地域等を対象に地域の現状や課題を共有し、自助や共助の意識醸成を図る機会を設けます。
社会福祉大会の開催	社会福祉の課題や展望を認識し、市民総参加による「福祉の輪づくり運動」を推進することを目的に開催します。

行政の取り組み [公助]

- 様々な広報活動を通じて、地域や福祉に関する情報提供・発信を行います。
- 各種の出前講座等を開催し、身近な問題について理解を深める取り組みを進めます。
- 学校現場において、ボランティア活動の充実を図り、福祉に関する意識づくりを進めます。

取組	内容	担当課
地域福祉意識の普及啓発促進	社会福祉協議会が行う地域福祉関係講演会等に対して、協力・支援を行うとともに、市のホームページ等でPRします。	地域福祉課
地域福祉活動の情報発信の強化	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握するとともに、活動内容を広報や市のホームページ等でPRします。	地域福祉課
福祉学習の推進	福祉に関する関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けることを目的に、学校教育の充実を図るとともに、ボランティア活動の機会の増加を図ります。	学校教育課
学習の場づくりの提供	市民と協働して、地域課題等に応じた各種講座・教室等の開催に取り組みます。	生涯学習スポーツ推進課

施策 ③ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

本計画について周知し、地域福祉の施策、健康や福祉の情報発信を行い、地域福祉への意識醸成や計画の各取り組みを推進していきます。また、全庁的な推進体制の充実を図るとともに、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定推進委員により取り組みの進捗を点検・評価します。



【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を確認しましょう。
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明会に参加しましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]	
地域・福祉関係者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●地区での地域福祉計画・地域福祉活動計画説明会を開催しましょう。 ●地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組みを進めましょう。 	
社会福祉協議会の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動計画の周知に努めます。 ●地域福祉活動計画の推進を図ります。 ●地域福祉活動計画策定推進委員会を開催し、進捗の点検、評価を行います。 	
取組	内容
地域福祉活動計画の啓発	地域福祉活動計画を概要版により、住民ふくし座談会や地域会議等で説明し、市民への浸透を図ります。
地域福祉計画連携推進会議の充実	地域福祉活動計画の進捗を図るため、協議会関係課及び市関係課との連携を密にし、推進機能の充実を強化します。
地域福祉活動計画策定推進委員会の開催	地域福祉活動計画の進捗管理及び取組の評価を行い、PDCA サイクルに基づいた進行管理を進めます。

行政の取り組み [公助]		
<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画の周知に努めます。 ●地域福祉計画の推進を図ります。 ●地域福祉計画策定推進委員会を開催し、進捗の点検、評価を行います。 		
取組	内容	担当課
地域福祉計画の啓発	地域福祉計画を概要版により、住民ふくし座談会や地域会議等で説明し、市民への浸透を図ります。	地域福祉課
地域福祉計画連携推進会議の開催	地域福祉計画の進捗を図るため、庁内及び社会福祉協議会との連携を密にし、包括的な取り組みを進めます。	地域福祉課
地域福祉計画策定推進委員会の開催	地域福祉計画の進捗管理及び取組の評価を行い、PDCA サイクルに基づいた進行管理を進めます。	地域福祉課

活動目標 2. 地域福祉活動の担い手の育成

現状と課題

福祉活動の主な担い手である地域福祉活動団体等は、それぞれの目的や地域の特性等に
 応じた活動をしており、地域できめ細かな活動に取り組む等、地域福祉の重要な役割を担
 っています。しかしながら、長年にわたり活動してきた団体等においても、会員の高齢化
 や新たな加入が進まず、活動を縮小・休止したり、団体の維持が難しくなり、解散を余儀
 なくされたりする等事態は深刻です。新たな会員の加入が少なく、人材の育成が進んでい
 ない状況にあります。

一方で、「ボランティアに関する情報がない・少ない」、「きっかけがない」等の理由で
 活動をしていないという潜在的なボランティア活動等への参加希望者もいます。これらの
 人を、参加につなげるきっかけづくりをはじめ、活動の場の提供や「参加したい人」と「参
 加してほしい団体」との橋渡しが必要になっています。

地域福祉活動を推進するために、市民の理解と協力を得ながら、地域で活動するボラン
 ティアの意義を広く啓発するとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り
 組む等、地域の特性を生かした工夫を図ることが必要です。



手話学習



実習生の受け入れ

施策 ① 担い手の確保と育成の支援

若い世代をはじめ、ボランティア活動や地域福祉に関心が低い世代への広報・啓発に努め、福祉従事者の育成をめざし、関係機関と連携した取り組みを進めます。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 趣味や経験を活かして、活動に気軽に参加しましょう。
- 進んで役員を引き受けたりするよう心がけましょう。
- 子どもの頃から活動を体験するよう心がけましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 知識や経験、優れた能力を有する人材のボランティア登録を進めましょう。
- 担い手の交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- 次世代への参加の呼びかけや参加しやすい活動の工夫を進めましょう。
- 各団体との連携協働と情報の発信を行いましょ。
- 企業の社会貢献活動への支援を行いましょ。

社会福祉協議会の取り組み

- 各地区の地域交流活動を支援し、その輪を広げていきます。
- ボランティアに関する情報提供・相談支援や各種講座等を通じて担い手の発掘・育成に取り組みます。
- 担い手が活動しやすく、地域での支えあい助けあいを活性化し、市民の困りごとを解決する活動を支援します。
- 福祉専門職の現場実習の受け入れを図り、次期担い手のすそ野拡大を支援します。

取組	内容
地域福祉活動の促進	市と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引きを作成し、啓発の周知に努めます。
住民ふくし講座の開催	地域課題やニーズ、先駆的なボランティア活動をテーマとして学ぶ機会をつくとともに、受講者の活動参加も支援します。
若い世代のボランティア参加の促進	学校や企業と連携し、若い世代が主体的に参加することのできるプログラムづくりや活動を支援します。
実習生の受け入れ	福祉専門職としての資格や免許の取得を目指す人材の実習を積極的に受け入れます。

行政の取り組み [公助]

- 市のホームページや広報紙等によるボランティア活動を紹介します。
- ボランティア等の人材育成への支援を行います。
- 市民の豊かな知識や経験、技術を生かす場を設けるよう努めます。
- 専門人材の確保に努めます。

取組	内容	担当課
地域福祉活動の促進	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引きを作成し、啓発の周知に努めます。	地域福祉課
地域における人づくりの支援	地域の人材の発掘、育成の場となるよう、市民の経験や地域を活かした活動の場づくりを進めます。	生涯学習スポーツ推進課
ボランティア養成講座の開催	手話で日常生活を行うのに必要な手話表現技術の習得者を養成します。	地域福祉課
地域外人材の活用	地域のニーズに応じ、外部人材を登用配置することで地域の活力を促進します。	地域振興課
福祉従事者の確保等の方策検討	保育士や介護職員が働く職場環境の改善や質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市の取り組みを踏まえ、必要な方策を検討していきます。	地域福祉課 高齢福祉課
看護師の育成支援	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、奨学金の貸付けを行い、育成を支援します。	健康増進課



施策 ② ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり

地域の福祉活動やボランティア活動の更なる活性化に向け、活動したいと考える人と各種団体や機関を結びつけるコーディネートを行います。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]

- 地域のボランティアの活動を理解・把握しましょう。
- ボランティア活動を体験してみましょう。
- 自分に合った活動へ参加してみましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]

地域・福祉関係者の取り組み

- 隣近所で活動への参加を呼び掛けましょう。
- ボランティアセンターの活動内容の周知をしましょう。
- ボランティア同士の情報交換機能を充実しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ボランティアセンターのボランティアの登録・紹介・斡旋機能を充実します。
- ボランティアの担い手側と受け手側のニーズをつなぐコーディネートに努めます。

取組	内容
ボランティアセンター機能の強化	ボランティアの養成・支援・福祉教育を柱にボランティアセンターとしての機能を強化し、「市民総ボランティア」を目指します。
ボランティアアドバイザーの配置	ボランティアの立場で情報提供や相談助言を行う身近な相談役として、各ボランティアコーナーにアドバイザーを配置します。
ボランティアコーナーの充実	ボランティアが気軽に集い、活動の計画や準備、研修や交流を行う場として、各地域にボランティアコーナーを設置します。
コーディネート機能の強化	コミュニティソーシャルワーカーやボランティアアドバイザーによる相談やコーディネート機能を強化します。また、ボランティアと協働し、近年広がりつつある子ども食堂や地域食堂の実施に向けて準備を進めます。



行政の取り組み [公助]		
●ボランティア活動に関する窓口の充実・強化を図るとともにボランティアセンターとの連携を図ります。		
取組	内容	担当課
ボランティアセンターの周知	コーディネート機能を果たす「ボランティアセンター」の活動を広報媒体を活用してPRします。	地域福祉課

施策 ③ 地域活動やボランティア活動への支援

地域の行事や各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティア活動への関心を高め、市民の参加を促すとともに、活動の活性化についても支援します。

【役割分担】

市民の取り組み [自助]
●地域活動やボランティア活動に関心をもちましょう。

地域・関係機関・団体等の取り組み [互助・共助]	
地域・福祉関係者の取り組み	
●地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。	
社会福祉協議会の取り組み	
●ボランティアセンターの機能を強化し、地域活動やボランティア活動を支援します。	
●ボランティア活動に関する講座や研修会を開催します	
取組	内容
ボランティアに関する情報の発信	社協だよりやホームページ、SNSを活用し、ボランティアに関する情報を発信し、関心や参加意欲を高めます。
講座や研修会の開催	ボランティア活動の充実やレベルアップ、新たな参加の機会となることを目的に、講座や研修会を開催します。
ボランティア活動の支援	ボランティア連合会や各地域のボランティア連絡協議会と組織的に協働し、多分野のボランティア活動を支援します。

行政の取り組み [公助]

- 地域の行事や各種団体に関する情報提供、広報活動の充実に努めます。
- ボランティア団体の育成・支援を進めます。
- 地域活動団体への支援を行います。

取組	内容	担当課
コミュニティ活動の支援	地域コミュニティ活動を行う団体が自ら企画立案し実施する事業やコミュニティビジネスなどの地域活性化に取り組む活動に対して助成を行います。	地域振興課
地域主体的取り組みの活性化	地域住民組織等がまちづくりの課題解決に主体的に取り組んでいけるよう、地域の担い手の育成や地域運営組織の形成、環境づくり等の支援を行います。	地域振興課
ボランティアセンターへの支援	社会福祉協議会を通じてボランティアセンターの運営を支援します。	地域福祉課



高校生ボランティア



清掃ボランティア



ボランティアあひるの活動

重点的な取り組み

(1) 圏域に基づく総合相談支援体制の明確化

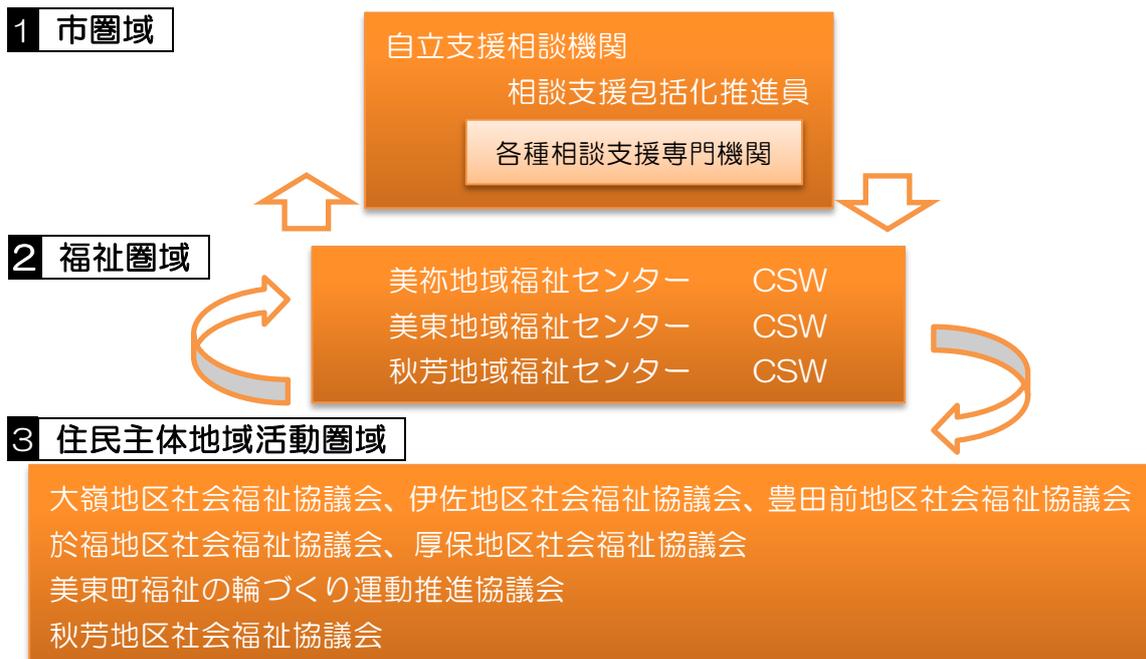
地域の様々な主体が交流し、地域の課題について共有・協議し、連携・協働して課題解決を図っていくためにも、市圏域、福祉圏域及び住民主体地域活動圏域の各圏域で具体的な仕組みの構築をめざします。

1 市圏域では、総合エリアとして、生活困窮者相談を行う自立支援相談機関に住民の複合化・複雑化した課題に対応した支援を行う「相談支援包括化推進員」を配置し、「断らない相談支援」を行う体制を確保し、個別性の高い支援へとつなげ、総合相談的役割を果たすとともに専門職等による専門的な相談・支援を多機関が連携して取り組みチームとして課題解決を図るネットワークをマネジメントします。また、地域を限定しないテーマ型の活動や福祉人材の育成、地域福祉実戦のマネジメントを行う等総合的な役割を担う機関として全体の支援を行います。

住民に身近な**2 福祉圏域**では、各地域福祉センターに「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地区社会福祉協議会の担当区域を管轄することにより、支援関係機関へのつなぎやアウトリーチによる地域住民の生活課題に関する相談支援や住民同士の相互扶助による解決への導きを行い、地域コミュニティの育成支援を一体的に実施します。なお、地区社会福祉協議会エリア（住民主体地域活動圏域）で解決ができない課題等を福祉圏域の受け止める拠点へつなぎ、さらに専門機関が主体となって解決すべき課題については、市圏域の組織へつなぐ等して、相互に連携を図ります。

より住民に身近な**3 住民主体地域活動圏域**では、各地区社会福祉協議会のエリアにおいて、生活・福祉課題に気づき、解決につなげるための仕組みづくりを進めていきます。

<各圏域における支援体制 美祢モデルのイメージ>



今後の総合相談支援体制の目指すべき方向

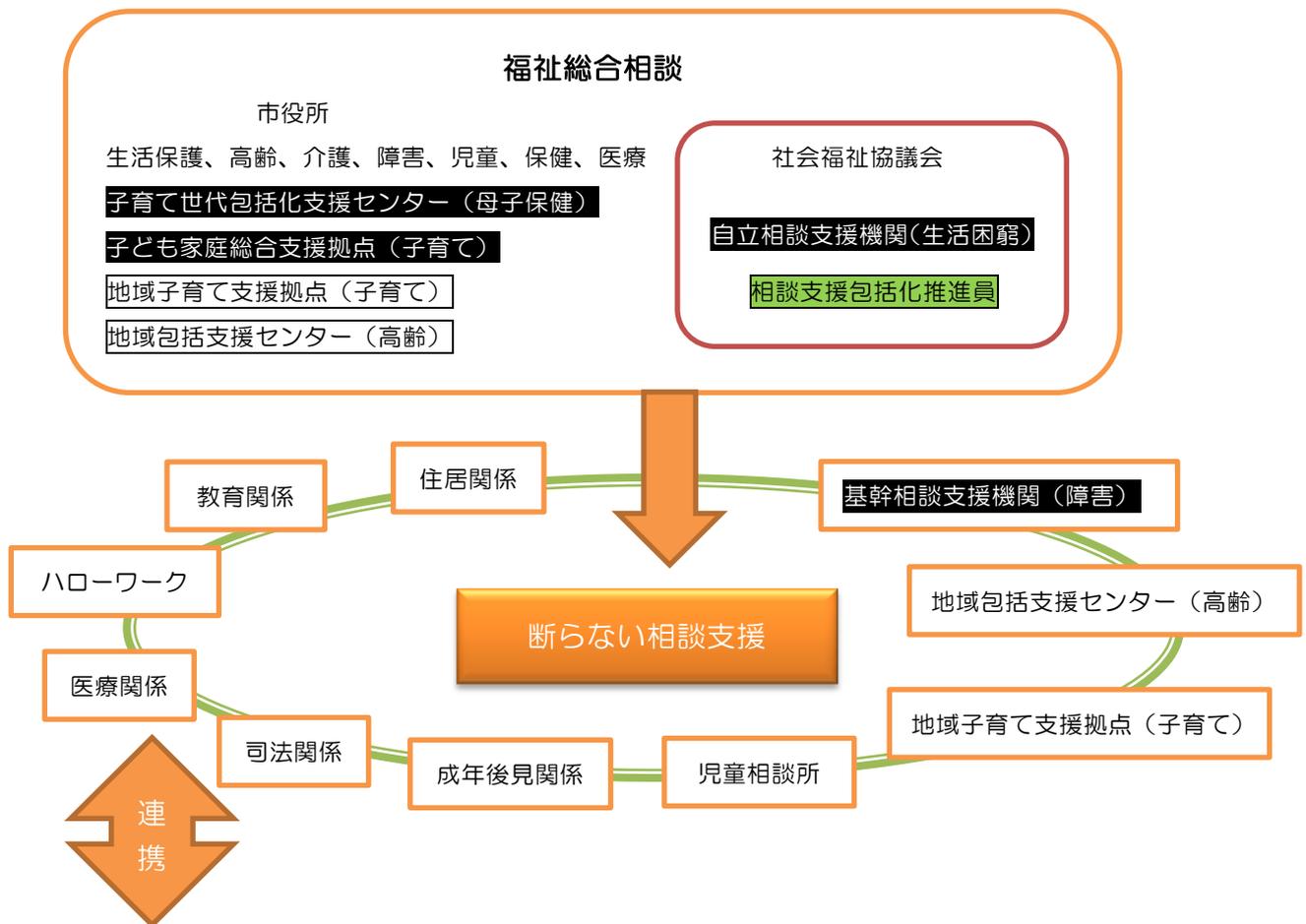
様々な困難を抱える人の支援は、問題が複雑化・深刻化し、解決が困難となる前に早期発見するとともに、それらの問題の背景を的確に捉え、複合化・複雑化した場合は、その解決に向けて、全世帯を視野に入れた包括的な支援に結び付けていくことが重要です。

そのためには、対象別にかかわらず、断らない相談支援を強化し、横断的な連携のもとワンストップな相談体制のもと様々な支援機関がお互いの内容や役割を十分に認識しつつ、問題を解決していく仕組みへと深化させる必要があります。

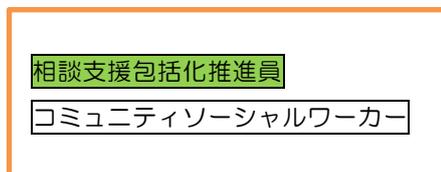
今後の総合相談支援体制の深化に向けて、各支援部門の整理を庁舎整備等に併せ、市圏域における相談支援の入り口となる窓口機能を強化し、さらに各福祉圏域において複合課題を解決できる取り組みが行えるよう体制の整備を検討します。

＜総合相談支援体制の発展イメージ＞

市圏域（市役所エリア）



福祉圏域（市役所支所エリア）



※ は、基幹型

(2) 地域の課題解決力を育む地区社会福祉協議会づくり

地区社会福祉協議会は、地域住民に最も身近な地域を基盤として、地域の生活・福祉課題を受け止め、みんなで解決に向けて協議、活動し、地域住民主体で組織された任意団体です。近年では、住民同士の関係の希薄化、生活・福祉課題の潜在化や複雑化等、小地域福祉活動の展開にかかわる環境が目まぐるしく変化しています。住民が主体となって、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるためには、繋がり、支え合い、助け合いの再構築や住民、関係者、専門職による協働活動が必要になっており、その中核として地区社会福祉協議会が改めて重要となっています。

これまで、各地区社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく基盤組織として、地域での世代間交流、福祉に関する講演会や研修会、各種教室等の事業を通じて、地域住民の顔の見える関係を築いてきました。

今後は、地域福祉をさらに発展させるため、今回の計画策定を通じて住民から寄せられた生活・福祉課題に対して、見守りネットワーク活動や様々な福祉サービスを組み合わせ、民生委員・児童委員や福祉員、地域ボランティアや老人クラブの関係者、地域包括支援センターや居宅介護事業所、社会福祉施設等の専門職とも協力しながら、個々の生活・福祉課題に寄り添ったきめ細やかな支援を提供する仕組みを作っていく必要があります。

また、「地域活動に参加したい」、「自分の得意なことを活かして地域貢献したい」という住民の声もあり、誰もが地域で役割をもって活動できる環境づくりや仕組みが必要となります。

＜地区社会福祉協議会の組織体制のイメージ＞



地区社会福祉協議会の具体的取り組み

① 住民同士のつながりをもち、生活・福祉課題に気づく取り組み

人と人の豊かなつながりの再構築を図るとともに、地域における様々な生活・福祉課題に気づき、住民が地域全体の課題として、また、「我が事」の課題として捉え、共感する力を高めていくために、地域の中で多様な生活・福祉課題を理解する、ふれあいいきいきサロンや住民同士の交流事業、講座、研修会、懇談会等を展開します。

② 住民参加による生活・福祉課題を共有、解決する取り組み

住み慣れた地域で暮らし続ける生活の実現に向けて、地域の中で発見、共有、蓄積された個別の生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでいくために、住民や関係者、組織、団体、専門職が協働して、継続的な支え合いの体制を整備し、専門職によるサービス提供だけでなく、地域住民、ボランティアが行う活動が相互に支え合う仕組みづくりを展開します。また、「小地域福祉活動計画」の策定を通じて課題の洗い出しや既存団体だけでなく、新たな担い手が積極的に活動に参加できる組織体制も検討していきます。

③ 生活・福祉活動を共有し、新たな活動を生み出す取り組み

地域の中の生活・福祉課題に気づき、共有、解決するための取り組みを通じて得た事例等をもとに、市社会福祉協議会が調整役となって、活動団体・組織が抱えている課題を共有する協議の場を設定し、それぞれの強みを活かしてさらに既存の活動を発展させたり、地域が必要としている新たな資源を開発したりする活動を展開します。

＜地区社会福祉協議会 美祢モデルのイメージ＞



(3) 誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳をもって活躍できる場づくり

① 地域福祉の担い手育成・支援

可能な限り健康長寿を目指せるよう、スポーツ推進員や食生活改善推進員のほか、あいサポーター、認知症サポーター、ファミリーサポート協力会員、サロン活動の協力ボランティア等健康づくりや住民相互のコミュニケーションを進める担い手の育成・支援を進めます。

地域福祉活動のプラットホーム的役割を担う「地域ささえ愛会議」については、ネットワークの連携強化を図り、参加団体の拡充を図ります。



また、地域福祉活動やボランティア活動への担い手を養成するための研修機会やボランティア体験学習機会の提供を図り、地域福祉に関する情報を広く拡散することで、地域福祉活動参加へのきっかけに繋がるよう、多様な手段による情報発信を行います。

② アクティブシニアの社会参加促進

地域共生社会の実現のためには、あらゆる層の参加や協力が必要となりますが、活動を支える人材の確保や育成が重要となります。地域福祉を担うボランティア等の人材の発掘・育成活動に努めるとともに、特に経験豊富なアクティブシニア層の参加を強化します。

市民意識調査では、ボランティア活動等へ参加今後参加をしたいと回答した割合が2割程度あることから、社会福祉協議会において、インターネット上にボランティア情報を掲載・提供するホームページを活用し、シニア層が関心を寄せるコンテンツの充実を図ることで、アクティブシニア層のSNSを活用した会員の拡大を図ります。



また、多くのシニア層に社会参加活動への関心をもってもらう契機として、アクティブシニアの地域デビューや地域福祉活動の啓発をテーマとした講演会等を開催します。

③ 居場所づくり支援

高齢者や障害のある人、子育てを支援している人が身近な地域で気軽に集まり、交流できる地域の居場所づくりを強化します。

このような場所への参加を通じて、住民相互のコミュニケーションが円滑となり、日頃の見守りや災害時等、いざという時の支え合い等の関係づくりにつながります。

また、参加者の主体性を大切にするサロン活動は、これまで「支えられる側」であった人にとって、「支える側」にも変化できる機会の一つとして、重要な役割を担っています。



地区の集会所等を利用した高齢者サロンのほか、障害のある人や子育て世代が交流等を目的としたサロン活動等があり、また、全年齢全対象に利用できるフリースペースを秋芳地域社会福祉センターに開設しており、これらの取り組みを支援することで、共助の輪を広げる機会の拡大を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の周知・啓発

本計画は、福祉分野のみならず、幅広い分野と連携し、地域全体で進めていくことにより、地域共生社会を実現するものです。そのためには、より多くの市民・団体・事業者などに本計画を知ってもらい、関心をもっていただくことが必要です。

より多くの関心をもってもらうためホームページへの掲載や学習会の開催など、あらゆる機会を通じて、周知に努めることとし、地域福祉に対する市民の関心や活動参加の促進を図ります。

2 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民です。住み慣れた地域で支えあい、助けあう社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域住民との協働が必要不可欠です。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、本計画の推進を図るためには、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等の担い手が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが必要です。

① 市民の役割

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが地域や福祉に対して関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。また、自ら地域を知り、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話し合い、声かけやあいさつ、見守りなど日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。



② 区、自治会、自主防災組織等の役割

自治会等は、市民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなど



により、解決に導いていく仕組みづくりが求められています。また、支えあい・助けあい活動には、自治会単位等のお互いの顔が見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りながら地域福祉を推進していくことが期待されます。

③ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢や障害のある人、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立しないよう、身近な相談相手として支援を行うとともに、見守り活動を通じて住民の福祉ニーズや生活課題を把握し、市や社会福祉協議会、関係機関等の福祉サービスへ繋げるパイプ役としての機能も期待されています。



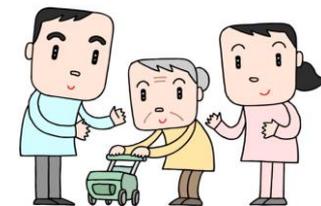
④ ボランティア団体、NPO 法人の役割

ボランティア団体やNPO法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、多様な視点と価値観により、内容とサービスの充実を図り、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスによっては満たすことができない福祉ニーズへ対応し、生活課題を充足することが期待されます。



⑤ 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、社会福祉の専門機能を活かし、ボランティア体験や様々な人との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズへ対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画なども期待されています。



⑥ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動への住民の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取り組みを行います。また、市民、地域関係機関、団体、事業者等との調整役となるとともに、社会福祉協議会の組織の機能強化を図り、



地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ積極的な事業展開を図ります。

⑦ 市の役割

市は、地域福祉計画に基づき、市民や地域、関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施設を総合的に推進していく役割を担っています。また、保健・福祉分野をはじめ、環境、教育、防災、防犯等、他の分野の関係部署や関係機関と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。



(2) 計画の進行管理

① 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会

本計画は、市民、市、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、関係機関、関係団体等の協働により推進されるものであり、各関係組織などから構成された「美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会」により、各施策において目標指標を定め、進捗状況の点検・評価を行い、効果的な進行管理を行います。

② 美祢市地域福祉計画推進連携会議

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があります。また、地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしている社会福祉協議会とは密接に連携して推進して行く必要があることから、市と社会福祉協議会の関係部署で組織した「地域福祉計画推進連携会議」において、本計画の進捗状況に関する調査を行い、委員会へ報告するとともに、必要な資料の提供を行います。

3 事業活動の財源

本計画を推進するための事業財源については、市の一般財源のほか、社会福祉協議会においては社会福祉協議会費、共同募金配分金、寄附金等の財源を確保し、効果的に活用します。また、事業活動の内容によって、利用者負担を求めるなど、財源確保に努めます。更に、事業活動の財源確保に向けて、事業活動を評価・周知し、引き続いて市民の理解と協力を求めていくとともに、自主財源の確保に向けた新たな取り組みの検討等、財源確保対策の検討を進めます。